道路行政セミナ

1998 JULY

建設省五〇年に想うこと

杉 岡

浩

られ、道路事業は後世語り継がれるような成果をあ 従って大規模な土木事業は国土保全の治山治水に限 結実したものである。戦前の日本は富国強兵策をと の期間が長く続いたあげくの産声で、先達の努力が まれた訳ではない。内務省の中の土木局という胎動 昭和二三年の焼野原の中から忽然として建設省が生 ったから、国の予算の相当部分は軍事費に使われた。 い。五○年という歳月が長いか短いかは別にして、 ○年目に当たるという。先ずはお祝いを申し上げた 昭和二三年七月に建設省が誕生し、今月が丁度五

はじめに

たのである。 省として戦災復興院と併せ昭和二三年七月に誕生し 想のもとに、土木行政は建設省というフィジカルな そんななか日本の復興は新しい国造りからという理 姿を川面に映している。主要都市が焼け野原となっ り戻した隅田川に欠かせない風物として古典的な橋 和初期、隅田川に一〇いくつかの近代鋼橋が架設さ げていない。僅かに関東大震災の復興事業として昭 て、国破れて山河ありの言葉が虚ろに聞こえてくる。 れるに止まった。これらの橋々は今、清らかさを取

省発足後七年目ということになる。従って右に書い 私が建設省に入ったのは昭和三〇年だから、

威を象徴するかのような重厚な赤茶レンガのこのビ 取り壊されてしまった人事院ビルの三階と四階にあ の希望を感じたことを覚えている。私が入った頃の に雑然として入っていたのである。 の命令によって、上の階へ徹夜の引っ越し作業が行 内務省国土局は二四時間以内に明け渡せという米軍 てしまった戦後の強力官庁であった。一階にあった に昭和二三年一月に移って来てビルの名前まで変え った。人事院は戦後直ぐに出来た官庁で、 建設省は今ある合同庁舎二号館の南にあって、 にあって、建設省という現代風な名に新しい時代へ たような事情は、 また経済安定本部などが当時の家屋事情と同じよう 治庁、公安委員会などと名を変えた旧内務省の各局 われたという。国家統治の中心にあった内務省の権 一二月に廃止となった内務省の、そのビルの一階 文部省、大蔵省といった厳めしい官庁名の中 一階に人事院、その上の階には建設院、 あとから得た知識である。 昭和二二 自

建設省五○年の歴史については、今回刊行される
 年史で多くの方々が語られることだろう。私は建設省以前の土木行政、道路行政にふれてみたい。冒頭と書いたとおり建設省は忽然として焼け跡の中からたがある。と言っても内容が内容だから聞きかじりらである。と言っても内容が内容だから聞きかじりの話が多いが、的は外れていないつもりである。軽

道、 が変わったからと言っても、土木行政を内容にすえ という太平洋戦争酣の年でもあった。 日本は中国を相手に日支事変の四カ年間を大陸で戦 れたという時代背景から話を進めたい。 湾行政は昭和一八年に内務省所管の土木行政から離 たのか。こんな話を聞いたことがある。 て運輸通信省(逓信省及び鉄道省廃止)に移管され ると港湾、 面 の目次を見ると内容が判る。これによれば道路、 大正一五年刊の『土木行政』(田中好著、六九五頁) 土木行政のそのものの中身はどんなものであったか 研究が進められていたことは特筆に値しよう。さて イツのアウトバーンに範をとった高速自動車国道の ていることに変わりはない。丁度この頃、 がれているようだ。が、当時のことだから局の名前 えた横断的国土保全の機能を持つ国土庁へと引き継 指向する。このあたりの指向精神は、各省の枠をこ 木局は、 明 更に南方に展開して米英蘭の植民地に進出する 砂防、 河川 では、なぜ港湾行政が内務省の土木行政を離れ 治この方から土木行政を担当していた内務省土 昭和一六年に国土局と名を変え国土行政を 港湾、運河、 上水道以外は今もって建設省の所管であ 土地収用の一○項目である。こう見てく 水道、下水道、公の水流水 明治以来我が その前に港 丁度この頃 局内でド

国の輸送体系は、

鉄道と船舶を基本とした。軍事的

ある。 ピッチで進み昭和三三年三月というから私が入省し 出のため有料道路とすることが決定され、工事は急 建設省になってこの関門トンネルの膨大な工事費捻 道路トンネルは工事を戦後に持ち越すことになる。 は当初架橋案を持っていたが橋が破壊されたら海峡 として関門海峡を道路でつなぐ案について、 を動かして、運輸通信省に移管されたと言うのであ 政は輸送体系の一元化という大義名分が陸海軍当局 防上の見地から鉄道と船舶の整備が進められたので それから輸送船で海外に派兵した。このためにも国 て三年目に、当時として世界最長の道路海底トンネ トンネルのうち鉄道トンネルは戦争中開通したが、 れはともかく、本土と九州を結ぶ鉄道・道路両海底 よって海底トンネル案になったというのである。 して連絡船という船舶運航の経験が鉄道には既にあ ったからである。なお軍部の土木行政に対する干渉 :閉鎖されてしまう。という海軍の国防上の主張に が開通したのである。 四つの島から成る日本には鉄道輸送の一補完と その鉄道と船舶の接点が港湾だった。 国土局 港湾行 そ

方を見ると筆者が言い表したい重点というのが逆にも長くなってしまう。とすると目次にある節の立て核心をなす部分の節の内容は他の節よりもどうしてすとなると節に区切って整理する。しかし、筆者の章となると節に区切って整理する。しかし、筆者のさて、一般的に文章は起承転結で収める。長い文

の土地収用など河川行政のためのものが多かったかる土地収用は利根川治水の渡良瀬遊水池造成のため

河川行政の一〇五頁にこの土地収用(一七八頁

0

相当頁を加えれば、

当時の土木行政は河川行政が

ある。

次は河川であるが土木行政のトップに位置す

夏)、 頁、 明する法令の解説書についても言えることで、 設される鉄道のことで、自動車時代以前の乗物とし 行政の中に取り込んだ行政である。 ている。 次は軌道の一〇七頁、次いで河川の一〇五頁となっ 道路が大きな比重をしめていたことがわかる。 個々の工事の集積を全国的に見れば土木行政として らすれば、大規模な道路工事は少なかったとしても 道路はすべて国の営造物とする大正八年の道路法か るのが土地収用である。二番目は道路の一四一頁で その他(九頁)となっていて、一番頁数をさいてい 頁)、土木事業に対する国家の助勢政策 (九頁) 及び 立てかたをみると道路(一四一頁)、軌道(一〇七 かのおおよそが判る。そこで『土木行政』の目次の 行政についてどの部分の行政が問題になっているの 好著『土木行政』の目次の頁数を見ると当時の土木 見えてくるものなのである。これは行政の中身を説 て各都市が市民の為に電車軌道を経営していたので 面 (五一頁)、砂防 (二三頁)、土地収用 (一七八 水道 (二一頁)、下水道 (一三頁)、公の水流水 河川 (一〇五頁)、港湾 (二五頁)、 軌道は先掲の港湾行政と違い、軌道を土木 軌道は道路に敷 運河 (一)

には国内の軍隊駐屯地から鉄道で主要港湾に着き、

下水道の一三頁となっている。 「大番目港湾の二五頁、砂防の二三頁、水道の二一頁、大番目港湾の二五頁、砂防の二三頁、水道の二一頁、の水流水面の五一頁である。これは公有水面の埋公の水流水面の五一頁である。これは公有水面の埋入ップだったという理屈も理解できよう。五番目はトップだったという理屈も理解できよう。五番目は

道路行政

戦前の道路法と、 になった昭和二〇年八月を境にして、こう分けるの 法は内務省という警察と官選知事を掌握した強権官 のである」と改正の本旨にふれておられる。 道府県又は市町村の営造物であるという新しい思想 考えた旧法の思想に代えるに、 れておられる。「新法は、道路はすべて国の営造物と について淺村氏はその著の序文で次のように述べら で述べておられる。 年) は淺村廉氏が『新道路法解説』(昭和二八年刊) 行政』で著者田中好氏が、 ておられる。戦前の道路法解説は既に述べた『土木 幸いなことに両方とも立法に参画された方が本にし は理屈抜きで簡潔である。道路法は大正八年制定の も知れない。 を以でして、 造物であるが、 戦前、 戦後という区分は古めかしいといわれるか しかし我が国のかたちが全く違うもの 諸種の制度をこの考え方に合わせたも 都道府県道及び市町村道は、 昭和二七年の戦後の道路法がある 新・旧道路法の一番大きな違い 戦後の道路法 ……国道は国の営 (昭和二七 各々都 旧道路

がれたのである。

庁のもとに、道路警察権、 道路整備促進の基本となる新しい道路法の制定が急 進められたものであろう。道路法もこの一連の作業 にも明治以来の中央集権的な各種法律の改正作業が で国と地方の財政区分の明確化があった。このため 来日したシャウプ税制使節団である。この勧告の中 たのは、昭和二四年に我が国の税制を見直すために ઢ 都道府県道は都道府県、市町村道は市町村それぞれ 村氏が言われるように戦後の道路法は、 て国の営造物でなくてはならなかったのである。 央集権的な道路法だった。これが為にも道路はすべ 制権などを道路法一本の中に総合的に盛り込んだ中 ための諸立法、 しい国づくりを目指す建設省にとって有料道路制の の中に含まれていたというのである。ともかく、 の自治体の財産とする地方分権的な思想になってい それにしても戦後の諸立法に大きな影響を与え 道路特定財源のための立法、 道路通行車両に対する規 国道は国 と共に

成二年に全国加除法令出版社から刊行された『昭和は、道路警察の道路交通法(国家公安委員会)、そ省)、道路警察の道路交通法(国家公安委員会)、そ省)というように三者鼎立によって運営され、関係各省庁は担当法律のもとで円滑な連携が保たれて係各省庁は担当法律のもとで円滑な連携が保たれて係る省庁は担当法律のもとで円滑な連携が保たれて係る省庁は担当法律のもとで円滑な連携が保たれてはるのである。戦前と戦後の道路法としての道路法(建設戦後の道路立法は施設法としての道路法(建設

ご覧になることをおすすめしたい。 自らの体験をもとに研鑽の結果を書いておられる。 ンバー加瀬正蔵、 の道路史』(三一六頁)で、昭和の道路の研究会のメ 山根猛、 台健、 杉山好信の四氏が

おわりに

登場人物に司馬史観的息吹を与えたのである。 小説の主人公となる人の言動を、諸資料から抽出し はじめたと書店主の間で評判になったという。氏は なられて二年たった今、身近の逸話について周辺の 司馬遼太郎氏の『日本と日本人とは』の問題提起に た時代の著述書が消えたときなど、氏が大作を書き は作品に取りかかる前に、膨大な資料を集めるらし 大作に取り組むときの資料読みについてである。氏 人々から洩れて来るようになった。その一つに氏が 人々は戸惑いながらも深い共感を寄せた。氏が亡く 司馬史観といわれ多くのファンを持つ司馬文学。 神田の古書店街の棚から或る人物と背景となっ

> は大抵見過してしまうものである。 付けるためにあると思っているから、目次読みにそ 読者は目次というのは著者が文章の流れに区切りを ある。そしていざ本文を読むときは頁をどんどんと け んなエネルギーをかけることはしないし小説の目次 して僅かの時間で読了してしまったらしい。一般の 飛ばす。いわゆる頁の斜め読みをし、要点をマーク ってその本の内容の濃いところと薄いところを見分 その本が言いたかったテーマを把握したようで

思い、ともかく付録として掲載してみた。 れば正しい対比にならないと思うが、司馬氏流の目 務にあたられた旧法の田中氏、新法の淺村氏、それ ないことだろうということを言いたかった迄である。 頁数もその部分が特にふくらんで来るのは止むを得 次読みでもおよその感覚がつかめるのではないかと 目的の成文法を比較するには各条文毎に比較しなけ ぞれの著者の目次の立て方と比較してみたが、同じ た当面する時代の傾向には自然と記述が濃くなり、 同じ土木行政の中でもご自分の関心のある項目、 という六九五頁の本を田中氏が執筆されているとき そんな視点から旧・新道路法について、立法の実 こんなことを書いたのは、田中好氏の『土木行政』

記念すべき日に本誌に祝意と回想を書かしていただ の重みを思い浮かべながら、建設省五〇周年という 文章が長くなってしまったが温故知新という言葉

ただ眠くなるだけだ。が司馬氏はこうすることによ

見えてくるらしい。

普通の人がこんなことをすると

費やした頁数によってその本のストーリーの流れが うである。そうしていると、目次の並べ方とそれに ず本を開いて目次とその頁立てをじっと見つめるそ のではない。では司馬氏はどうしたかというと、先 頁から終わりまで熟読することはなかく〜出来るも

その資料の目の通し方だが、沢山の本を初めの一

			141 頁	計		1 頁	ロ 国庫の負担する場合	第二目
			2 頁	北海道に於ける道路	第十節	1 頁	日總説	第一目
						22 頁	道路に関する費用	第四節
			3 頁	行政訴訟	第二目			
			1 頁	訴願	第一目	2 頁	二目 道路台帳	第十三目
計 206 頁			4 頁	訴願及訴訟	第九節	13 頁	一目 道路の占用	第十二目
2頁	道路審議会	第七章				8 頁	一目 道路工事の許可承認	第十一目
			2 頁	上級庁の監督	第二目	3 頁	日 橋銭渡船の徴収	第十目
4 頁	罰則	第六章	6 頁	管理者の監督権	第一目	1 頁	ロー他の工事の執行	第九目
		_	8頁	道路行政の監督	第八節	3 頁	ロ 道路工事執行に関する命令	第八目
は訴訟 6頁	異議の申立、訴願又は訴訟	第五章				3 頁	ロ 道路の維持修繕	第七目
		_	3 頁	廃道敷地其の他物件の処分	第二目	8頁	ロ 工事の執行	第六目
10頁	雑類	第四章	1 頁	道路の供用廃止	第一目	5 頁	日 道路の構造	第五目
			4 頁	道路の供用廃止	第七節	2 頁	日 道路の新設改築	第四目
4 頁	助成	第二節				1 頁	ロ 道路又は沿道の区域の決定	第三目
7頁	監督	第一節	4 頁	道路の為にする公用負担及公用制限	第六節	1 頁	口 道路職員	第二目
11頁	監督及び助成	第三章				5 頁	ロー道路の管理機関	第一目
			1頁	為の制限		55 頁	道路の管理	第三節
15 頁	権限の代行	第三目		道路又は沿道土地に於ける作為不作	第五目			
2 頁	権限の行使	第二目	3 頁	交通の保全	第四目	1 頁	ロー道路の等級	第四目
101頁	権限の内容	第一目	2 頁	道路の保全	第三目	1 頁	ロ 路線認定の効果	第三目
118 頁	道路管理者の権限	第三節	1 頁	道路の使用	第二目	1 頁	ロ 路線認定の手續	第二目
3頁	道路管理者	第二節	3 頁	總説	第一目	7 頁	ロー道路の種類	第一目
13 頁	管理の意義	第一節	10 頁	道路の使用	第五節	10 頁	道路の種類及等級	第二節
134 頁	道路の管理	第二章						
			4 頁	道路負担金及道路より生ずる収入の帰属	第八目	4 頁	ロ 道路を構成する物件と私法との関係	第四目
4 頁	道路の構造	第四節	1頁	義務履行に要する費用の負担	第七目	9 頁	ロー道路法適用範囲の拡張	第三目
7頁	道路の路線	第三節	1頁	他の工事に関する費用の負担	第六目	4 頁	ロ 道路法制の沿革	第二目
24 頁	道路の種類	第二節	9	道路費用負担命令	第五目	5 頁	ロー道路の意義	第一目
4 頁	道路の意義	第一節	1 頁	費用負担の例外	第四目	22 頁	總論	第一節
39 頁	道路	第一章	4 頁	公共団体の負担する場合	第三目		第一章 道路	第一
頁数	目次		頁数			頁数	目次	
(昭和二八年刊 A5判)	「新道路法解説」(昭和	淺村廉著「新					田中好著「土木行政」(大正一五年刊 菊判)	田中好夢

◈◈ 特集/新道路整備五箇年計画 ◈◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎

新道路整備五箇年計画の

道路局企画課

一はじめに

れたので、その概要について紹介します。度を初年度とする新道路整備五箇年計画が決定さ去る五月二十九日の閣議において、平成一〇年

| 新道路整備五箇年計画の大綱

1 新道路整備五箇年計画の基本的方向

をより効果的・効率的に執行するため、道路政策る。また、本計画の実施に当たっては、道路政策活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路網を、計画的形成する高規格幹線道路に至る道路網を、計画的に整備するとともに、適正な道路空間の確保を図る。また、本計画の実施に当たっては、道路政策という。

政策に対する強い要請を反映したものとしている、踏まえつつ、さらに、各方面から寄せられた道路への提言~より高い社会的価値をめざして~」を「参考」 この計画では、道路審議会建議「道路政策変革の進め方の改革を図る。

- 三万人からの道路政策への意見を集約の・インボルブメント方式により、全国約一の 道路審議会や各地域の懇談会が、パブリッ
- 六四地域二二二回にのべ約三、〇〇〇人が参② 道路や地域づくりをテーマにした懇談会に、
- 3 地域経済界等が、これからの地域・まちづ

また、

地域レベルの諸活動の効率的な展開や計

計画的な道路の整備を推進する。るプログラムを策定し、道路政策目標を明示して、各都道府県や市町村においても道路の整備に関す画的な地域づくり、まちづくりを支援するため、

(1) 社会・経済・生活の緊急課題への対応

(2) 道路政策の進め方の改革

性の確保、適切な役割分担等の視点から道路政策 て、 投資を判断する時代へ移行していることに対応し の進め方の改革を図る。 事業目的と社会的な効果を十分に確認しながら 道路政策をより効果的・効率的に執行するた 重点化・効率化、 事業等の評価・改善、 透明

(参考) 効率的で透明な政策の進め方の変革に取り組むよう提言し べきとしている。さらに、評価システムの導入を図るなど つ多様な機能を充実するとともに、達成すべき目標を設定 し各種施策を計画的・重点的に実施する政策手法を導入す 建議では、道路行政の目指すべき方向として道路の持

参考 多様な道路の機能

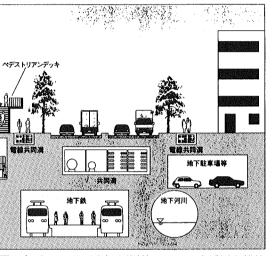
盤であるとともに、長距離から短距離まであらゆ たしている。 などの収容空間や都市の骨格形成などの機能を果 る自動車交通を担っている。また、ライフライン ある。鉄道や航空等の様々な交通機関を支える基 道路の機能は多面的であり、 社会・経済・生活を支える多様な道路の機能 使われ方は多様で

ある。 多種多様な機能を、 支えていくため、道路の有する、 効果的、効率的な社会、経済、 諸施策の一層重点的な展開を推進する必要が 人中心の視点に立って再構築 空間、 生活の諸活動を 交通等の

2 社会空間(社会の共有空間)の確保・再生

施策を推進する。 社会空間としての役割を最大限発揮させるための 図っていく上で、道路は社会の共有空間として地 面での安全性の確保や質の高い生活空間の充実を える総合的な社会基盤である。特に、生活や社会 道路は、国土空間の有効利用を図り、 都市の極めて重要な構成要素である。 地域を支 道路の

域、



広場、公園、ゴミ処理、路面電車、電話等の活用に

重点施策と五箇年間の政策目標

1) 新たな経済構造実現に向けた支援

1 点的な整備を図る。 ため、高規格幹線道路、 クの自立的な発展や物流の効率化などを図る 交流ネットワークの充実により地域ブロ 地域高規格道路の重 ッ

[高規格幹線道路]

七、二六五㎞→八、六二六㎞

(一、三六一㎞整備)

[地域高規格道路]

、○四二㎞→一、 四九七

(四五五㎞整備)

2 化のため、 を強化する道路の整備を推進する。 効率的な広域物流ネットワークの形成・強 空港・港湾等の交通拠点への連絡

[空港への連絡率]

四○% (一九/四八空港)→

五八% (二九/五〇空港)

[港湾への連絡率]

二五% (三○/二二三港)→

三八%(四六/一二二港)

3 アクセスの向上、 の活性化を図る。 バイパス・環状・放射道路等の整備による 面的整備による中心市街地

[都市の基盤が整備された中心市街地の割 三〇%→四三%

備

延

長

市

町

村

カ

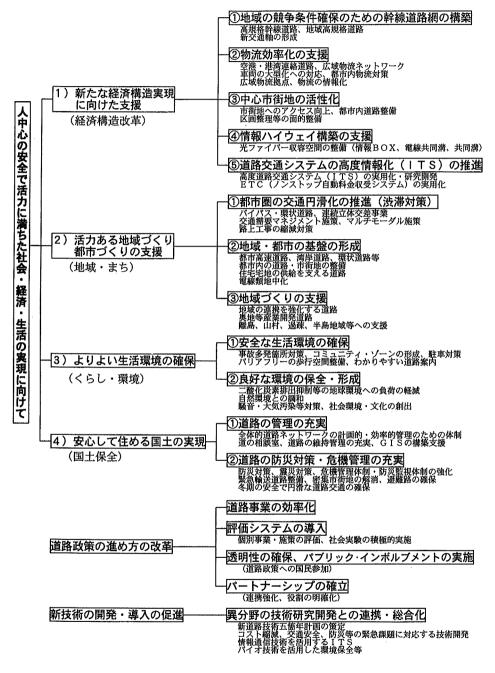
バ

ì

率

(5) E T C につ 名神等 い て ン 首 ス 整備効果の高 ハトッ 都高速道 プ自 動料 路 路線の料金 阪神高速道 金 収受シ ス

道路施策の方向性



道行セ 98.7

ķ

に導入する。

[ETC対応料金所整備率 (箇所数)]

○% (○箇所)→主要箇所で概成

(約七三〇箇所

2) 活力ある地域づくり・都市づくりの支援

1 進する。 点等の主要な渋滞ポイントにおける対策を推 第三次渋滞対策プログラムに基づき、交差

「渋滞ポイント数」

三、二○○箇所→二、二○○箇所

(一、〇〇〇箇所解消

備 高規格幹線道路、 国道の四車線化など、体系的な道路整備 バイパス・環状道路の整

2

_環状道路整備率] 二七%→四

を推進する。

2 線類の地中化を推進する。 まちづくり等のため、電線共同溝等による電 安全で快適な都市空間の創造、 災害に強

[電線類地中化延長]

三、○一〇㎞→六、○一〇㎞

(三、〇〇〇㎞整備)

3 を連絡する道路の整備を地域の計画にあわせ 地方部の近隣都市や関連の深い市町村相互

[二次生活圏中心都市へ三〇分で到達でき

重点的に推進する。

る市町村の割合] 五三%→五七%

3) よりよい生活環境の確保

1 箇所対策に重点的に取り組む。 系的整備に加え、幹線道路における事故多発 効果的に事故削減を図るため、 道路網の体

歩道の設置等による歩行空間のバリアフリー 化を進める。 誰もが安心して通行できるよう、 [事故多発箇所対策数] 三、二〇〇箇所 幅の広い

[幅の広い歩道等]

三七、○○○㎞→五一、五○○㎞

<u>一</u>四 五〇〇㎞整備)

進する。 物防音工事助成、緩衝建築物の誘導などを推 騒音等環境対策のため、道路構造対策や建

円である。

「夜間騒音要請限度達成率

七五%→七九%

4) 安心して住める国土の実現

2 等の耐震補強を推進する。 対する防災対策、 道路防災総点検に基づき、 緊急輸送道路における橋梁 豪雨・豪雪等に

[緊急輸送道路内の耐震橋脚整備率]

五八%→概成

主要都市の密集市街地において広域避難地

に到達できるよう避難路の整備を推進する。

[避難困難地区人口

五三二万人→四二四万人

2 新道路整備五箇年計画の投資規模及び財源

ための調整費としての五兆円を含む、 実現に向けた支援」「活力ある地域づくり・都市づ 考え方、現行計画規模等を踏まえ、平成一〇年度 不測の事態に備え、計画自体を弾力的に運用する めに必要な七三兆円に加え、今後の経済情勢等の て住める国土の実現」の課題に緊急に対処するた くりの支援」「よりよい生活環境の確保」「安心し からの五箇年間の道路投資額は、「新たな経済構造 現下の社会・経済情勢、 財政構造改革に関わる 総額七八兆

限が平成一五年四月末まで延長されている。 税 を図るため、揮発油税、 年三月末まで、自動車重量税の暫定税率の適用 整備五箇年計画の円滑な実施に必要な財源の確保 なお、平成一○年度税制改正において、 軽油引取税の暫定税率の適用期限が平成一五 地方道路税、 自動車取得 新道路

平成10年度道路特定財源関係税制改正の概要

年間延長する。 得税及び自動車重量税の暫定税率の適用期限を五 揮発油税、 地方道路税、 軽油引取税、 自動車取

総投資	
規模	
七三	
兆円	
資規	

3

新道

路

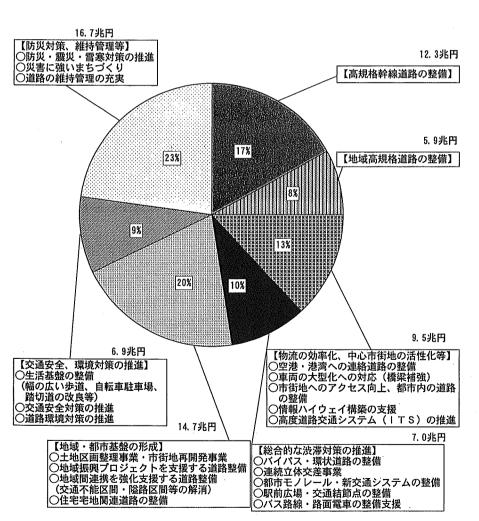
整備五箇年計画の主要課題別

	新五箇年計画	第11次五	箇年計画	計画倍率	実績倍率
	初几回平时回	計画	実 績	时间时去	关狱旧平
一般道路事業	292,000	288,000	286,025	1.01	1.02
有料道路事業	170,000	206,000	177,140	0.83	0.96
小 計	462,000	494,000	463,165	0.94	1.00
地方単独事業	268,000	252,000	253,462	1.06	1.06
計	730,000	746,000	716,627	0.98	1.02
調整費	50,000	14,000	-	3.57	
合 計	780,000	760,000	716,627	1.03	1.09

道路特定財源諸税の税率

	本則税率	暫定税率	暫定税率	適用期限
	平則松平	百足枕华	税制改正前	税制改正後
揮 発 油 税	24.3円/ℓ	48.6円/ℓ	H10.3.31	H15.3.31
地方道路税	4.4円/ℓ	5.2円/ℓ	H10.3.31	H15.3.31
軽油引取税	15.0円/ℓ	32.1円/ℓ	H10.3.31	H15.3.31
石油ガス税	17.5円/kg	ALCOHA.	_	
自動車取得税	取得価額の3%	取得価額の5%	H10.3.31	H15.3.31
自動車重量税	2,500円/0.5t年	6,300円/0.5t年	H10.4.30	H15.4.30

- (注) 1. 自動車取得税、自動車重量税は自家用乗用車の場合
 - 2. 石油ガス税については、暫定税率は設定されていない



(注) 本来、道路は多様な施策目的を有するものであるが、上記円グラフは主要課題別の投資規模を表すため、便宜上、密接に関連すると思われる項目により重複なしで分類・整理したものである。

4 新道路整備五箇年計画による効果

(1) 利用者便益(直接効果)

兆円の利用者便益が生ずるものと推計される。 計画終了後の平成一五年度においては、 費等の走行経費が節約される。この結果、 が短縮される。 走行速度の向上や混雑の緩和等により走行時間 また、 走行条件が改善され、 年間約八 五箇年 燃料

利用者便益	約8兆円/年	
時間便益 (走行時間の短縮) 走行便益 (走行経費の節約)	約7.5兆円/年	平成15年度分 (平成 9 年度価格)

(2) 波及効果

1 合理化、 により推計 玉 道路整備は、 |内総生産の増加 生産性の向上などを通じて生産力を 輸送条件の改善による流通 (マクロ計量経済モデル 0

3

経済構造改革の支援

国内総生産の増加

生産力拡大効果 (ストック効果)

需要創出効果 (フロー効果)

約200兆円

2

て価格低下に反映するとした場合、 れる。また、貨物車の輸送費用の節約額が全 コストの低減を通じて経済構造改革が促進さ -度の消費者物価は約○・五%低下する。 税収の増加 貨物車の輸送費用が約六%節約され、 平成一五 物

4 雇用の創出

内総生産の増加額に含まれる。)

約四〇~六〇兆円増加する。(この税収増は国

成一九年度までの一〇年間に、

国内総生産が増加し、

平成一〇年度から平

税収が累計で

要を創出することにより、

国内総生産

G D

拡大させ、

また、

道路投資そのものが最終需

Р を増加させる効果をもっている。

平成10年度から平成19年度 までの10年間の累計 (平成9年度価格)

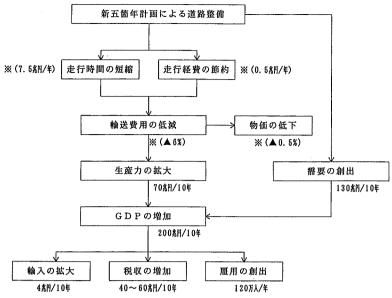
約 70兆円 約130兆円

> ○万人の雇用が創出される。 成一九年度までの一〇年間に、 国内総生産が増加し、 平成一〇年度から平 年平均約一二

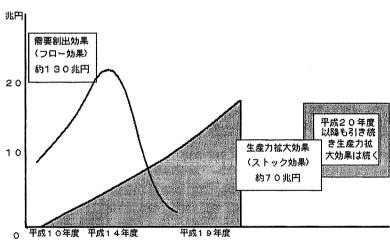
(5) 輸入の拡大

間 平成一〇年度から平成一九年度までの一〇年 の増大が生じ、 [の累計で貿易黒字が約四兆円減少する。 道路整備を行うことにより、 内需が拡大することにより、 国内最終需要

【新道路整備五箇年計画による効果の波及過程概念図】



注) 利用者便益により推計。その他はマクロ計量経済モデルにより推計



ち、 道路や、

都市圏の環状道路、

第二

東名・

名神高

日本海沿岸東北自動車道、

東九州

計画では、

約

三六〇㎞の供用を図る。

動車道などの地域ブロ

ックの循環型ネ

ッ

ŀ

ヮ 自 速

クについて重点的な整備を進め、

新五箇年

(1)

図るため、 じた国際競争力の向上や、 めとする幹線道路網の構築を図 高規格幹線道路、 地 域の 地域高規格道路をは 自立的な発展

が国の

社会・

経済の高コ

スト構造の是正を诵

地

域の

競争条件確保の

ための幹線道路網の

高規格幹線道路

ため、 クの自立的な発展や物流の効率化などを図 交流ネットワークの充実により 高規格幹線道路網一 四 000 km 地 域ブ のう П ッ

用 いながら整備を進める。 高度道路交通システム 地方都市周辺に お ける通勤など近距離多 Î T S

などの活

には料金水準を上げないよう様々な工夫を行

は経済情勢が大きく変化しなければ、

基本的

今後

これらの整備を進めるにあたっては、

頻度利用者のための料金割引等の多様な料

道行セ 98.7 13

新道路整備五箇年計画の主要課

題

Ι

新たな経済構造実現に向けた支援

(経済構造改革)

を図り、 ビスエリア周辺での民間施設の立地誘導など 施策の検討・導入、インターチェンジやサー 高規格幹線道路供用延長 既存ストックの有効活用を推進する。

平九 七、二六五㎞→平一四 八二六二㎞

→長期 四 000 km

循環型ネットワークの形成 縦貫道の全通及び東海北陸道の概成など 東北横断道酒田線、 関越道上越線, 四国

豊田四日市間など大都市圏環状道路の形 圏央道八王子鶴ヶ島間、 第二東名・名神

成

部の橋梁の完成により、 本州四国連絡道路尾道・今治ルートの海峡 ートで連絡 本州と四国をニル

高規格幹線道路の面積カバー率 高規格幹線道路に到達できる地域の面積割 (一時間で

平九 六七%→平一四 八〇%

→長期 九〇%

市的サービスを享受できる面積の割合)

平九

四二%→平一四

四五%

高規格幹線道路等の交通分担率(全国)

一二%→平一四 一四%

<u>=</u> %

*長期

(2) 地域高規格道路

(1) て 全国レベルの高規格幹線道路と一体となっ 地域相互の交流促進や空港・港湾への連

> 的 絡等を強化する地域高規格道路の整備を重点 に推進し、新五箇年計画では、 約四六〇㎞

供用を図る。

済的な道路構造で整備を推進する。 の交通特性や整備コスト縮減等に配慮した経 これらの整備を進めるにあたっては、 地域

2 で料金見通しを明らかにした上で整備を進め 都市高速道路については、 建設着手の段階

地域高規格道路の延長

ಕ್ಕ

平九 一、○四二㎞→平一四 →長期的には約六、○○○~八、○○○ 一、四九七 km km

つつ、

調査を進める。

以内で到達可能な面積の割合 高規格幹線道路や地域高規格道路へ三〇分

平九 四六%→平一四 五五%

→長期 八三%

地方中核都市一時間圏カバー率 以上の都市などへ一時間以内で到達し、 (都道府県庁所在地あるいは人口三〇万人 都

*長期 六 %

(3) 新交通軸の形成

架橋の構想については、 関門海峡道路、 東京湾口道路、 豊予海峡道路、 伊勢湾口道路、 長大橋等に係る技術開発 島原・天草・ 紀淡連絡道路、 長島

> 討することにより、 査を進めることとし、 地域の交流、 の影響、 費用対効果、 連携に向けた取り組み等を踏まえ調 構想を進める。 その進展に応じ、 費用負担のあり方等を検 周辺環境

ては、長期的な視点から調査を進める。 広域経済圏の基盤を形成する新たな交通軸につい 西瀬戸地域、青函地域等、 全国的な視点からの

ては、 連携に向けた取り組みや活性化施策などを見極め また、 長大橋等にかかる技術開発、 離島振興のための新たな海洋架橋につい 地域の交流・

2 物流効率化の支援

なっている。 の相互連携・機能向上を支える道路整備が重要と 対応した橋梁の補強等を図る。 港・港湾への連絡道路等の整備、 を推進するとともに、 クの形成・強化や空港、 スの提供が求められており、 トの削減やユーザーニーズに対応した物流サービ 国際的な大競争時代が到来し、 このため、 複合一貫輸送を促進する空 港湾、 高規格幹線道路等の整備 広域物流ネットワー また、 鉄道、 車両の大型化に 国内の物流コス 都市内物流 物流拠点等

(1) 広域物流ネットワークの整備

対策など、

物流システム全体の効率化を支援する。

化のため、 効率的な広域物流ネットワークの形 高規格幹線道路等の整備や主要な 成 強

2 化 六万㎞のネットワークにおいて、 線道路、 連絡を強化する道路の整備を推進する。 空港や港湾等の整備に合わせ、 が可能となるよう、 背高海上コンテナを輸送するトレーラの通行 整備を行う。また、フル積載したISO規格 五七)への対応を図るため、 を図り、 箇年計画では、 物流拠点、重要港湾等を連絡する高規格幹 (車両の長さ及び軸距に応じ総重量最大二 その他の一般国道等を中心とする約 空港・港湾との連絡の強化を図る。 約二〇〇㎞の連絡道路の整備 構造物の再改築について 橋梁の補強等の 交通拠点 車両の大型 新五 への

→平一四 五八% (二九/五○空港)空港 平九 四〇% (一九/四八空港)

→長期

約九割

港湾の割合

出雲、山口宇部、熊本、大分、那田、山形、福島、新潟、名古屋、新たに連絡される空港:一〇(秋

→平一四 三八%(四六/一二二港) →平一四 三八%(四六/一二二港)

須崎、宇部、小野田、北九州、博新潟、名古屋、衣浦、今治、東子、戸、能代、酒田、常陸那珂、大洗、戸、能代、酒田、常陸那珂、大洗、

合計 平九 二九%→

長期

約九割

多、津久見)

平九 約三万㎞→平一四 約六万㎞→車両大型化に対応した道路整備延長

長期

約二〇万㎞

(2) 都市内物流対策

検討し、必要箇所の事業を推進する。

自動車専用道路等のインターチェンジ等か

ら一○分以内のアクセスが可能となる空港

内物流の効率化や中心市街地の活性化を推進する。同化等の促進により輸送効率の向上を図り、都市捌き施設等の整備、集配拠点の整備・集配送の共関係省庁や民間事業者との連携のもと、路上荷

(3) 物流システムの効率化

流システムの効率化を推進する。発等、物流の情報化の支援等により、総合的な物の効率的な運行管理の支援に資するシステムの開い域物流拠点・連絡道路等の基盤整備、商用車

3 中心市街地の活性化

重点的に支援する。場等の基盤の充実や各種施設の立地を総合的かつ場等の基盤の充実や各種施設の立地を総合的かつ中心市街地の活性化を進めるため、道路や駐車

の公共公益施設を立地誘導する。他省庁と連携して、商業施設や福祉、文化等約化、土地利用の再編を推進するとともに、の公共公益施設を立めて、商業を設めている。

する。 線類の地中化、コミュニティ道路等)を推進 携を図りつつ、「賑わいの道づくり事業」(電

平九 三○%→平一四 四三%→(全国七○○地区に対する割合)

長期

約九割

4 情報ハイウェイ構築の支援

二〇一〇年までに光ファイバー網の全国整備を 電線共同溝、共同溝)の整備を推進し、情報ハイ をいため、道路管理用の光ファイバー網の整備に 進のため、道路管理用の光ファイバー網の整備に 進のため、道路管理用の光ファイバー網の整備に をわせ、光ファイバーの収容空間(情報BOX、 電線共同溝、共同溝)の整備を推進し、情報ハイ

化施設周辺地区等において優先的に整備を行い、 新五箇年計画では、 大規模な商業業務地区や文

六○○㎞の収容空間の整備を図る。

六、九七〇㎞

情報ハイウェイの整備済延長

平一四 二三、五七〇㎞

一〇一〇年 約 五万 km

(主要な幹線道路に収容空間 情報ハイウェイの市町村カバー率 電線共同溝、 の割合 共同溝) が整備された市町村 (情報BOX

平九 約 割 平一 四 約五割→

10一0年 概成

5 道路交通システムの高度情報化(ITS) の

展開を実施する。 の連携のもと、システムの本格的な開発や実用化 ITS全体構想に基づき、関係省庁や民間等と

合

平九

約二割→平一四

概成

1 東名・名神等、整備効果の高い路線の料金所 ム)について、 ETC(ノンストップ自動料金収受システ 首都高速道路、 阪神高速道路

(約七三〇箇所)に導入する

2 VICS(道路交通情報通信システム)につ いて、都道府県の主要なエリア(中心都市や リアルタイムな道路交通情報等を提供する

> 事前通行規制区間等)で情報提供サービスを 展開する。

- 3 効率的な運行管理の支援に資するシステム、 道路管理の情報化に関する研究開発を推進す 部実用化等を図る。 AHS(自動運転道路システム)、 新五箇年計画では、 安全走行支援技術の 商用車の
- 4 整合を図るため、基準類の整備や国際標準化 活動を積極的に推進する。 システム間の互換性の確保や国際標準との
- ETC対応料金所の整備率

平九 ○%→平一四 主要箇所で概成→

長期

注) 速道路、 路線の料金所(約七三〇箇所)である。 主要箇所とは、首都高速道路、 東名・名神等、 整備効果の高 阪神高

VICSサービスの受信可能都道府県の割

II活力ある地域づくり・都市づくりの支援

(地域・まち)

都市圏の交通円滑化の推進 (渋滞対策

1

た各種施策を組み合わせて、 実施する。 各都市圏において、 都市規模、 総合的な渋滞対策を 交通特性に応じ

総合的な都市圏交通円滑化対策

2

(1)

総合的な都市圏交通円滑化対策を推進する。 イント約三、二○○箇所における渋滞対策を実施 プログラム」に基づき、交差点等の主要な渋滞ポ 平成一〇年度を初年度とする「第三次渋滞対策 約三割の主要渋滞ポイントの解消を図るなど、

主要渋滞ポイントの解消

ち約一、○○○箇所で解消 新五箇年計画では約三、二〇〇箇所のう

朝夕のラッシュ時間帯の走行速度 (大都市圏) 平九 二一㎞ ∕ h ↓

平一四 二三加/h→長期 <u>二</u> 五 km h

(地方都市) 平一四 二五㎞/h→長期 平 九 <u>一</u> 四 km Ξ km, h

1 交通容量の拡大策の推進

高規格幹線道路、

バイパス・環状道路の整

備 を推進する。さらに、連続立体交差事業や交 国道の四車線化など、 体系的な道路整備

差点の立体化等を推進する。

規格の高い環状道路の整備率 平九 二七%→平一四 四三%→

(新五箇年計画では約四七○㎞を整備

長期

七割

連続立体交差事業 新五箇年計画では約九〇 四〇箇所の踏切道を除却 km の区間

交通需要マネジメント(TDM) 施策の推 約

進(交通需要の調整・抑制策)

連携して実施する。マネジメント協会)の設立支援等を関係者と来車車両)レーンの設置、TMA(交通混雑乗車車両)レーンの設置、TMA(交通混雑やパーク・アンド・ライド、HOV(多人数

- ・TDM施策実施都市(社会実験を含む)
- ・時差出勤・秋田市、岐阜市、広島市 等
- 神戸市、徳島市、福岡市 等・パークアンドライド:宇都宮市、鎌倉市
- 市、新潟市、金沢市 等・HOVレーン(バスレーンの強化):仙台
- · TMA:札幌市、豊田市 等

3

数の交通機関の連携による総合的、効率的な道路のみならず、航空、海運、鉄道等、複の連携及び公共交通機関の支援)

交通施策を推進する。

(六路線)を支援する。 (六路線)を支援する。 (六路線)を支援する。 (六路線)を支援する。 また、都市モノレール・新交通システム・ る。また、都市モノレール・新交通システム・ とともに、路面電車 (LRTを含む)の延伸 とともに、路面電車 (LRTを含む)の延伸 とともに、路面電車 (LRTを含む)の延伸 でいる。また、都市モノレール・新交通システムの (六路線)を支援する。

箇所)、動く歩道、エスカレーター等の歩行支駅前広場等の交通結節点の整備(約二七〇

新五箇年計画では四二㎞の供用都市モノレール及び新交通システム

援施設の整備を図る。

(2) 路上工事の縮減対策

間の短縮等を促進する方策の実施を図る。大、年間路上工事件数の総量規制の実施、工事期整備を進めるほか、年末・年度末の抑制期間の拡路上工事の大幅な削減を図るために、共同溝の

・共同溝の整備延長

平九 三九二㎞→平一四 五六〇㎞-

削減

長期 約二、〇〇〇

平九 八〇%→平一四 五〇%→件数(約三万件)に対する割合)

(参考) 沿道のビルやマンションの立地に際し必要となる工事の民間企業がその料金収入等により行う道路上の工事は「占の民間企業がその料金収入等により行う道路上の工事は「占われる路上工事の約八割を占めている。

長期さらに削減を図る

2 地域・都市の基盤の形成

(1) 都市圏の再構築を支援する幹線道路の整備整備するため、地域・都市の基盤の形成を図る。都市構造を再編しつつ、快適で活力ある都市を

推進する。 る都市高速道路、湾岸道路、環状道路等の整備を 都市機能の向上と広域的な都市圏の形成に資す

- 東京外かく環状道路、首都高速中央環状線の① 東京圏において、首都圏中央連絡自動車道、
- 路の整備に向けた取り組みを進める。三路線を重点的に整備する。第二東京湾岸道
- 後一〇年内の供用を目指す首都高速中央環状線の三号線以北区間は今・圏央道の西側区間、東京外かんの東側区間、
- ・首都高速道路(東京線)の渋滞損失時間の

平日昼間の平均走行速度の向上平九 一○万台時/日→平一四 六万台時/日

四○㎞/h→四六㎞/h

阪神高速道路の環状路線を重点的に整備する。大阪圏では京奈和自動車道、第二京阪道路、

第二京阪道路は今後一〇年内の供用を目指

環状二号線の内側の名古屋高速道路を重点的名古屋圏では、東海環状自動車道、名古屋

期間内の供用を目指す・第二東名・名神の豊田・四日市間は、計画

に整備する

二号線の内側の名古屋高速道路は今後一〇・東海環状自動車道の東側区間、名古屋環状

年内の供用を目指す

2

地方中枢・中核都市等においては、

バイパ

を推進する。 等による自動車専用道路ネットワークの整備では、都市高速道路と高規格幹線道路の連結では、都市高速道路と高規格幹線道路の連結の、広島、北九州、福岡の政令指定市においお、近野、北東、北東、北東、

·渋滯対策代表箇所

首都高速道路 箱崎JCT改良、小菅J上野原~大月間拡幅 大谷PA付近拡幅、中央道

(2) 都市内の道路・市街地の整備

CT改良

進する。 道路等を重点に体系的な幹線道路網整備を推 ・良好な市街地を形成するため、主要な幹線

た拠点市街地整備を含め、土地区画整理事業、用等を実現するため、大規模空閑地を活用し② 都市構造を再編しつつ、土地の有効高度利

市街地再開発事業を推進する。

都市計画道路整備率

-九 五五%→平一四 六〇%→

(新五箇年計画では都市計画道路約四、

長期

約八割

を推進する。

五

○○㎞の整備

道路交通が適正に分離された市街地の面積良好な市街地の形成率(区画整理等により

の割合)

平九 四二%→平一四 四七%→

長期 約八割

電線類の地中化の推進

(3)

中化を推進する。でくり等のため、電線共同溝等による電線類の地でくり等のため、電線共同溝等による電線類の地安全で快適な都市空間の創造、災害に強いまち

の電線類地中化割合)・電線共同溝等整備率(まちの主要エリアで

平一四 四○% (六、○一○㎞) →

(三、〇〇〇㎞の整備)

長期 一〇〇% (一五、〇〇〇㎞)

住宅宅地の供給とそれを支える道路

(4)

二〇〇㎞)の整備を推進する。地供給に合わせ必要となるアクセス道路(約三、った良好な住宅宅地(約二三〇㎞)の供給や、宅土地区画整理事業等による道路整備と一体とな

3 地域づくりの支援

携を強化する道路、奥地等産業開発道路等の整備自立的な地域社会の形成を図るため、地域の連

(1) 地域の連携を強化する道路等の整備

- ① 全国的な幹線道路網を構成し、重要な拠点の 全国的な幹線道路網を構成し、重要な拠点
- ・一般国道の四車線化率

平九 一一% (五、九二○㎞) →

平一四 一二% (約六、三六○㎞) →

長期 約四割(約二〇、〇〇〇㎞)

平九 五三%→平一四 五七%→内で連絡できる市町村の割合 生活圏中心都市(三四三都市)へ三○分以生活圏中心都市(三四三都市)へ三○分以

(新五箇年計画では約九九○㎞の供用)

長期 約七〇%

のすれ違い困難区間(未改良区間)の解消を③ 交通不能区間や、バス・貨物車等の大型車

(2) 奥地等産業開発道路の重点的整備

進める。

画的な道路整備を推進する。め、新奥地等産業開発道路整備計画を策定し、計め、新奥地等産業開発道路整備計画を策定し、計

・奥産指定道路の改良率

平九 四三%→平一四 五九%

(3) 地域活性化の支援

する。

・活性化を図る上で必要な道路整備を推進
・活性化を図る上で必要な道路整備を推進
・形的条件等の厳しい地域において、地域の振

整備を推進する。

整備を推進する。

整備を推進する。また、地域の生活の基盤である
学校、公園、役場等の施設整備に関連して、
学校、公園、役場等の施設整備に関連して、
が設の利便性を向上するため、地域活性化の

施設と連携して整備する。 点となる道の駅(二〇〇箇所)を、地域振興点となる道の駅(二〇〇箇所)を、地域振興

地域づくりのための種々のプロジェクトに

必要な道路

要な道路学校等の施設の利便性を向上させるため必

新五箇年計画では約八、〇〇〇㎞の供用

新五箇年計画では約一六、〇〇〇㎞の供用

Ⅲ よりよい生活環境の確保 (くらし・環境)

1 安全な生活環境の確保

道路交通の安全を確保するため、歩道の設置、交差点改良などによる道路交通環境の整備、交通な施策を推進する。また、誰もが安心して社会参加でき、快適に暮らせる生活環境を確保するため、地域と連携して利用しやすい道路空間づくりを進地域と連携して利用しやすい道路空間づくりを進める。

(1) 交通安全施策の推進

2

箇所対策に重点的に取り組む。 系的整備に加え、幹線道路における事故多発系的整備に加え、幹線道路における事故多発

成事業を推進する。
進入を抑え、くらしの安全を確保するため、
地区内速度規制とあわせてコミュニティ道路
等の面的整備を行うコミュニティ・ゾーン形

③ 利用する視点から安全へ取り組むため、「交

体交差化・構造改良)を推進する。④ 踏切事故を防止するため、踏切道の改良(立

通安全総点検」や「通学路点検」を実施する。

交通事故による死者数

→平一四 九、○○○人以下(一・三人/平九 九、六四○人(一・五人/億台キロ)

億台キロ以下)→長期(さらに削減を図る)

新五箇年計画では約三、二〇〇箇所で対・事故多発地点対策

策を完了

新五箇年計画では四五〇地区で整備・コミュニティ・ゾーン形成事業

・踏切事故件数

平八 五二六件→平一四 五〇〇件→

長期 約三割の削減を図る

(2) 駐車対策の推進

の利便性を向上させるため、駐車場案内シス② 既存の駐車場の有効利用を促進し、利用者

テムの整備を推進する。

時預り駐車場の需要量に対する供給量の割・駐車場充足率(人口集中地区内における一

合

平九 約六五%→平一四 約七五%→

長期 概ね充足

(3) 安心できる生活環境の形成

1

ごされている。一年を進いた。一年をはいる。一年をは

- ② 中心市街地のメインストリートやバイパス② 中心市街地のメインストリートやバイパスの供用により役割の変化した道路等において、の供用により役割の変化した道路等において、
- 駐車場整備を推進する。
 路上放置自転車の縮減を図るため、自転車
- 成する(主要地方道以上の道路が相互に交差を表示したわかりやすい案内標識の設置を概で表示したわかりやすい案内標識の設置を概の三八、○○箇所)で、路線番号や通称名の道路が交差する全交差点

する一九、○○○箇所は概成済み)。

市街地におけるバリアフリー化(DID内)

平九 二〇地区→

一四三、二○○地区→

平

長期 概成 (一四、〇〇〇地区)

歩道等の設置率

平九 五三% (一三七、○○○㎞) →

平

(道路全体延長の約二〇%)長期 概成 (約二六万㎞)

うち幅の広い歩道等(幅員三m以上の歩道)

の設置率

平九 二八% (三七、○○○㎞) →

四○% (五一、五○○㎞) →

平四四

(道路全体延長の約一〇%)長期 概成(約一三万㎞)

良好な環境の保全・形成

2

路施策への転換を図る。申がなされた。これを踏まえ、環境を重視した道境施策のあり方」について平成九年六月に中間答道路審議会より建設大臣に対し、「今後の道路環

① 環境保全・向上を重視した施策

用に、環境面の効果や費用を加えて比較考慮向上などの道路整備の効果や建設工事費の費十分調査し、渋滞緩和、時間短縮、安全性の道路施策の評価にあたっては、早期段階で

総合的に検討する。も踏まえ、道路整備を行わないことも含めても踏まえ、道路整備を行わないことも含めてする。その際、住民や地方公共団体等の意見

回避できない場合は、影響を最小化し、代償重な自然環境のある場所はできるだけ回避し、また、事業の計画、設計段階において、貴

では、おきないでは、で

(1) 地球環境への負荷の軽減

策を推進する。 ① バイパス・環状道路の整備、交通需要マネの バイパス・環状道路の整備、交通需要マネ

方策を検討する。

・
対策を検討する。

・
大然ガス自動車等)の普及を図るため、公共
で、省エネルギー車や低公害車(電気自動車、

利用の促進を徹底する。に伴う建設副産物について、発生の抑制と再③ 循環型社会の実現を図るために、道路整備

(2) 自然環境との調和

一プネットワークの構築を推進する。
る場所における事業を回避することとし、回避でる場所における事業を回避することとし、回避できない場合は影響の最小化・代償措置を講じることを基本とする。このため、自然環境保全、向上とめるとともに、道路法面の緑化によるビオトのための考え方や具体的な方法を指針としてとりまとめるとともに、道路法面の緑化によるビオトの大力を表する。

(3) 道路交通騒音·大気汚染対策

域内) 二酸化窒素環境基準達成率(N総量削減区

友蝐齑斊婜青艮萝耋坟嵙(一坄ഖ道) 長期 概ね達成

平九

四六%→平一四

概ね達成→

平九 七五%→平一四 七九%→ 夜間騒音要請限度達成率 (一般国道)

長期 概ね達成

(4) 社会環境・文化の創造

の維持向上を図る。また、市街地を通過する備、街並みや沿道景観の整備を行い、沿道景観に配慮したまちづくりと連携して、歩道の整① 地域の実施する屋外広告物対策や景観向上

を図る。 幹線道路の整備に当たっては、質の高い緑化

延長に対する緑化延長の割合) 車線の国道、都道府県道、市町村道の管理・都市内道路緑化率(DID地域内の完成四

平九 四四%→平一四 五一%→

長期

七五%

方式などの活用を図る。 早期段階からの専門家の参画やプロポーザル》 景観に配慮した調査設計が行われるよう、

2

Ⅳ 安心して住める国土の実現 (国土保全)

等を推進し、道路網の管理の充実を図る。 寒冷特別地域における冬期交通の確保を図る事業 もに、防災対策、震災対策、避難路の整備、積雪 をで円滑かつ快適な道路交通の確保と多様な道路 をで円滑かつ快適な道路交通の確保と多様な道路

1 道路の管理の充実

域化、車両の大型化等が進む中で、全体道路ネッ企画・立案する役割を担っている。道路交通の広を把握・分析し、課題解決のための政策・計画を吸収するとともに、全体道路ネットワークの課題国道の管理を行いながら、地域の実情、ニーズを国道、全体道路ネットワークの中枢を担う直轄

化を進める。 轄国道を中心として、管理者相互の一層の連携強トワークの一体性、効率性を高めるためには、直

(1) 道路の維持管理の充実

① 舗装、橋梁、トンネル等道路ストックを適切に保全するため、維持管理の充実を図る。今後増大する道路ストックの合理的・効率的な管理を行うため、道路ストックの定期点検を行い、その健全度を評価し、計画的な維持管理に役立てる仕組みを構築・活用する。また、維持管理費を抑制するため、長寿命舗装などの長寿命化技術や修繕・更新等の技術開発を推進・導入を図る。

整備を推進し、機能の充実を図る。を有しており、歩行空間や地下収容空間等の② 道路は生活を支える最も根幹的な空間機能

図る。 ③ 複数の道路管理者が道路に関わる意見、相

(2) 地理情報システム (GIS) の構築支援

① 道路管理のために構築している地図データ

2

道路施設や道路情報等のデータベースの整

ョンの開発を進める。備、道路管理業務等を支援するアプリケーシ

2 道路の防災対策・危機管理の充実

防災対策、危機管理への対応を強化する。連携した防災管理体制(ソフト面)の両面から、設の整備(ハード面)、防災管理の情報化や地域と設の整備(ハード面)、防災管理の情報化や地域と

① 災害の影響を少なくする信頼性の高い道路網の

2

1

必要とされた法面等約五六、七〇〇箇所につ道路防災総点検に基づき、緊急的に対策が体道路ネットワークの危機管理を充実する。支援体制等を、国が中心となって強化し、全支援体制等を、国が中心となって強化し、全

(2)

五箇年計画内で概成する。急輸送道路上の橋梁については耐震補強を新三八、五○○箇所について対策を実施し、緊震災対策については、緊急性の高い橋梁等約

いて新五箇年計画内で対策を実施する。また、

る割合) 強が必要な橋脚本数のうち、整備されてい強が必要な橋脚本数のうち、整備されてい

平九 五八%→平一四 概成

防災カルテを活用した斜面の監視等の強化

凍結路面解消率

(路面凍結で交通支障とな

3

発を進める。制づくり、また、岩盤斜面計測などの技術開や地域の住民等と連携した監視通報を行う体

(2) 安心できる市街地の形成

- う避難路(約一二○㎞)の整備を推進する。集市街地において広域避難地に到達できるよの 三大都市圏及び東海地域等の主要都市の密
- ·避難困難地区人口

交通の確保 変通の確保 変通の確保 で通の確保 である 変更の 変える 変期の安全で円滑な道路

備などに取り組む。の消融雪、気象情報等提供の強化、除雪機械の整基づき、除雪、消雪施設・流雪溝整備による道路基づき、除雪、消雪施設・流雪溝整備による道路

平九 五四%→平一四 六○%→ 線以上が確保されている道路延長の割合) 道、道府県道のうち、冬期においても二車

長期 八割

っている道路延長のうち、消雪施設が整備

されている割合)

平九 一〇%→平一四 四五%→

されている。

されている。

されている。

されている。

されている。

されている。

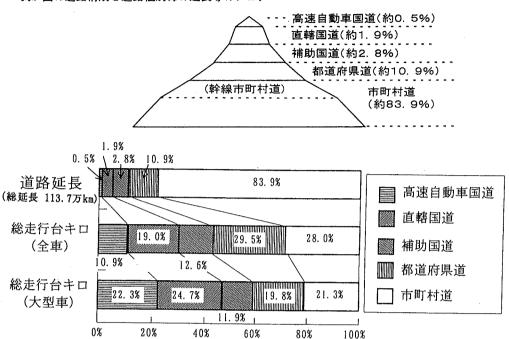
されている。

されている。

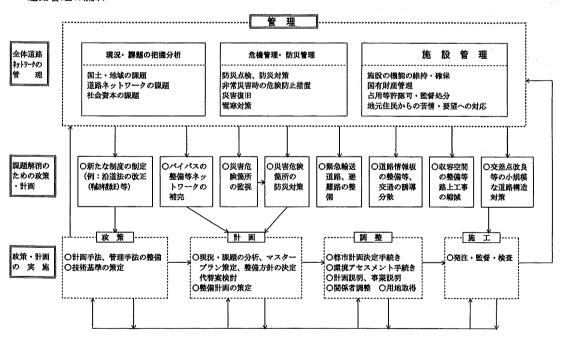
されている。

注

我が国の道路構成と道路種別毎の延長等のシェア



道路管理の流れ



四 道路政策の進め方の改革

1 道路政策の進め方の改革

道路事業の効率化

的・効率的に進めていくため、 ることにより、 的確に対応した必要性の高い分野に重点投資を図 限られた財源を有効に活用し、 投資効果の向上とその早期発現に 利用者のニーズに 道路事業を効果

1 重点投資を行う分野の明確化

努める。

点的に対応すべき投資分野を明確化し、予算 化や国民のニーズに的確に対応するため、 の重点化を図る。 限られた財源により、 社会・経済状況の変 重

2 投資効果の早期発現

厳選し、重点投資を行うなど、供用開始を早 めることにより、投資効果を早期に発現させ 道路事業の実施にあたっては、 事業箇所を

3 コスト縮減策の推進

針 Ę コストの縮減に積極的に取り組む。 とも一〇%以上のコスト縮減を目指すととも 施策を完了し、平成八年度に比較して少なく 等に基づき、平成一一年度までに所要の 維持補修コストを含めたライフサイクル - 公共工事コスト縮減対策に関する行動指

4 他の施策との多様な連携の推

策テーマについては、 民間等の様々な施策・事業とのより一層積極 域の活性化や福祉の向上等の横断的な政 他省庁や地方公共団体

(2) 評価システムの導入

的な連携を推進する。

せることにより、 可能な限り、計画の見直し、施策の改善に反映さ 策の評価を行う。評価結果は公表するとともに、 確保した評価システムを構築し、個別事業及び施 効率的な施策展開、事業執行のため、客観性を 効率的な事業推進を図る。

1 個別事業の評価

が、 を用いて、評価を実施しているところである り費用便益比(B/C)を含めた評価指標(案) 新規事業採択にあたっては、 評価手法の充実を図る。 平成九年度よ

実施する。 業完了後においても、必要に応じ事後評価を を実施し、その結果を公表する。さらに、 後長期間が経過している事業等について評価 また、事業途中段階においては、 事業採択

2 施策の評価

ため、 的な指標を用いた評価手法を開発して、 目標を設定し、その達成状況等について客観 個別事業の評価に加えて施策の評価を行う 渋滞対策、 交通安全対策等の施策毎に 評価

るため、

計画の見直しや施策の改善を行う。 を行う。評価結果を踏まえ、必要に応じて、

3 社会実験の積極的実施

評価する社会実験を積極的に実施する。 民の参加のもと、場所や期間を限定して試行・ 新しい施策の導入にあたっては、 社会的に大きな影響を与える可能性が高い 関係者や住

交通需要マネジメント (TDM) 施策

長岡市

トランジットモールの整備

浜松市

等

(3) 透明性の確保、 パブリック・インボルブメント

(PI) の実施

より、 されるように努める。 行政情報の公開や政策への国民の意見の反映に 国民の理解の得られる形で道路政策が実施

1 透明性の確保

特殊法人の経営内容等の情報公開に取り組み、 路事業の計画の早期段階でのルートや構造 備プログラムを策定、公表する。 路の事業着手及び完了予定年度を明示した整 高速自動車国道から市町村道、 大規模な道 都市計画道

パブリック・インボルブメントの実施

2

促進や国民のニーズが直接把握できる仕組み 道路事業の透明化を図る。 国民との対話を行いながら施策の展開を図 地域に密着した事業への住民参加

の充実を図る。

(4) パートナーシップの確立

深め、 官と民、 ートナーシップを構築する。 関係する機関や国民等社会全体との相互理解を 効率的に施策を実行するため、 国と地方が適切に役割分担した新しいパ 国民と行政

1 国民と行政の役割分担

地域住民の適切な参加の下に管理が行われる 仕組みの検討・具体化を図る。 生活に密着した地域的な道路については、

2 官と民の役割分担

用を図る。 経営のノウハウといった民間活力の一層の活 スの向上等を図るため、民間の資金、技術力 高速道路空間等の活用による利用者サービ

化を図る。 間活力を活用する手法(BOT等)について 実状に適合した制度や仕組みを検討し、具体 対象事業の範囲、 的に事業を実施していくため、 また、限られた財源を有効に活用し、 条件、 手続き等、 道路整備に民 我が国の 効率

- 高速道路の機能を活用する民間の集客施設 等の連結
- 既存IC周辺の利用可能地での民間の利便 増進施設の占用
- VE方式(バリュー・エンジニアリング方

技術提案総合評価方式の導入 等

3 国と地方の役割分担

う、 て、 理・整備を実施し、 対応が困難である広域的・根幹的道路網の管 国は、 全体ネットワークが効率的に機能するよ 広域的な視点での支援を必要に応じ行う 国と地方の適切な役割分担を図る。 地方公共団体では適切かつ効率的な 根幹的な道路網を核とし

2 有料道路制度の活用

都市高速道路、 ઢ いくため、 現下の厳しい財政事情のもと、 有料道路制度の一層の活用が必要であ 都市圏環状道路等の整備を進めて 高規格幹線道路

(1)高規格幹線道路等の整備

を進める。 済情勢が大きく変化しなければ、基本的には料金 成の拡充・安定的確保を図る。特に、広域的な交 備を推進するため、償還の仕組みの改善や公的助 水準を上げないよう様々な工夫を行いながら整備 流を支える高規格幹線道路については、今後は経 適正な料金水準のもとで採算性を確保しつつ整

(2) 効率的で開かれた有料道路事業の実施

料金の見通しを明らかにした上で整備を進める。 建設費、 都市高速道路については、 管理費等の節減に一層取り組むととも 建設着手の段階で

に

(3)利用者ニーズに対応した制度と運用の改善

推進、 TC(ノンストップ自動料金収受システム) 和、 検討を行い、可能なものから実施する。 用者のための料金割引等多様な料金施策について 地方都市周辺における通勤などの近距離多頻度利 渋滞区間の拡幅・出入口の増設等による渋滞緩 VICS(道路交通情報通信システム)やE 利用者へのサービスの高度化を図る。 また、 等の

3 新技術の開発・導入の促進

(1) 新道路技術五箇年計画の策定

する。 備を推進するため、 用者のニーズに即応した効果的・効率的な道路整 クの老朽化等の喫緊の課題に対応しつつ、 対する要請の高まり、産業の空洞化、 環境・エネルギー問題の顕在化、 新道路技術五箇年計画を策定 安全・安心に 道路ストッ 道路利

及び異分野の技術研究開発の促進・連携強化を図 的に推進するとともに、これを基礎とした産学官 技術基準の整備や先導的な技術研究開発等を積極 において、 (重点的研究開発分野 本計画においては、以下の重点的研究開発分野 計画的・総合的な技術研究開発を推進する。 技術研究開発の方向・目標を提示し、

1 通信、 円滑な道路交通確保のための技術 電気、 機械、 人間工学等との連携・総 (情報

合化

情報・通信技術の活用を図る高度道路交通

システム (ITS)

物流効率化のためのシステム

交通導線の円滑化に資する道路計画・ 構造

2 良好な環境保全・形成技術 電気、機械、化学、バイオテクノロジ (建築、 情報・

人間工学等との連携・総合化)

通信、

交通安全確保やバリアフリーのための人間

ローエミッション技術 工学的知見を踏まえた技術 (廃棄物リサイクル

技術、 路外廃棄物の舗装用下層路盤材への利用 建設汚泥発生抑制シールド工法、 道

自動車(発生源)、 的な環境保全技術 沿道建築物を含めた総合

バイオテクノロジーを活用した環境保全技

術

3 通信、 道路防災・危機管理のための技術 機械等との連携・総合化 (情報

地震、 豪雪・豪雨等に対する防災対策関連

土砂災害・岩盤崩落等の観測・監視システ

4 建設・維持管理におけるコスト縮減技術(電

> 炱 機械、 材料、 化学、 樹脂、 繊維、 造船

プラント等との連携・総合化

長大橋梁の維持管理技術

高耐久性・高強度・高じん性材料、 代替材

ネル、 次世代海上横断構造物 海峡部長大トンネルの換気技術等) (浮き橋、 水中トン

施工の省人化・高速化技術

構造物の経済的・効率的保全技術

(経済、 政策の効果的・効率的な実施のための技術 計画学、 社会学等との連携・総合化

(5)

建設マネジメント技術

評価システム技術

(2) 異分野の技術研究開発との連携・総合化

携強化を図ることにより、 メカトロニクス、新素材、 を行い、これら異分野の技術研究開発の促進・連 ルで展開するとともに、必要に応じて共同研究等 異分野に関する情報収集、 技術研究開発を実施する際には、 バイオテクノロジー等 意見交換等を全国レベ 総合的な技術研究開発 情報・通信、

4 国際社会への貢献

を積極的に推進する。

貢献を図るための施策を実施する。 を支援するとともに、技術協力など国際社会への 物流の高度化など社会・経済の国際化への対応 また、 地球規

> 社会と協調した施策を実施する。 模の取り組みが求められている環境対策等、

> > 国際

海上コンテナの輸送に対応した道路整備な 国際空港・港湾への連絡強化、 ISO規格

開発途上国における道路計画・ ど物流の国際化の支援 建設に対す

等に基づく二国間協力の推進 「日米・道路技術に関する協力実施取り決め」 る技術協力

の国際標

国際的な枠組みと協調した二酸化炭素の排 準化活動 高度道路交通システム(ITS) 出抑制施策の実施 等

新たな経済構造実現に向けた支援

地域の競争条件確保のための幹線道路網の構築

	指標		H9年度末	新五箇年計画 内 事 業 量	H14年度末	長期構想目標 (21世紀初頭)
1	高規格幹線道路供用延長		7,265km	1,361km	8,626km	14,000km
	高規格幹線道路等の交通分担率	地方圏	9 %	-	11%	17%
		三大都市圏	14%		15%	25%
		全国	12%	Subsection of the subsection o	14%	22%
2	高規格幹線道路の面積カバー率		67%		80%	90%
3	地域高規格道路の供用延長		1,042km	456km	1,497km	約6,000~8,000kmの 整備を図る
	規格の高い幹線道路網への30分アクセス可能面積割 合		46%	_	55%	83%
4	地方中核都市1時間圏カバー率		42%	_	45%	61%

物流効率化の支援

5	自動車専用道路等による 交通拠点への連絡強化	空港への連結率		40%	_	58%	約9割
				19/48空港	10空港	29/50空港	対象53空港
		港湾への	連結率	25%	****	38%	約9割
				30/122港	16港	46/122港	対象122港
		合	計	29%		44%	約9割
6	車両の大型化に対応した道	路整備延長		15%	_	30%	概成
				約3万km	約3万km	約6万km	約20万km

中心市街地の活性化

7	都市の基盤が整備された中心市街地の割合	30%		43%	約9割
		207地区	92地区	299地区	630/700地区

情報ハイウェイ構築の支援

8	情報ハイウェイの市町村カバー率	約1割	_	約5割	既成
		6,970km	16,600km	23,570km	約15万km

道路交通システムの高度情報化(ITS)の推進

9	ETC (ノンストップ自動料金収受システム) 対応料金所整備率	0 %	_	主要箇所で既成	概成
	对心叶並 /75 签 個 华	0 箇所	約730箇所	約730箇所	約1,300箇所
10	VICSサービスの受信可能な都道府県カバー率	約2割	*	概成	概成

活力ある地域づくり・都市づくりの支援

都市圏の交通円滑化の推進(渋滞対策)

	#	指	H 9 年度末	新五箇年計画 内 事 業 量	H14年度末	長期構想目標 (21世紀初頭)
11	朝夕の走行速度	地方都市	24km/h	_	25km/h	30km/h
		三大都市圏の人口集中地区	21km/h	_	22km/h	25km/h
12	渋滞による年間損失	长金額	12兆円	_	10兆円	6 兆円
13	全国の主要渋滞ポッ	イント数	3,200箇所	1,000箇所	2,200箇所	概ね解消
14	連続立体交差事業は	こよる都心部踏切道の除却数	1,060箇所	240箇所	1,300箇所	約3,200箇所
	連統立体交差事業整備延長		332km	89km	421km	約1,150km
15	新交通システム等利用者数		114万人	46万人	160万人	約660万人
	都市モノレール及び新交通システム整備延長		99km	42km	141km	約970km
16	規格の高い環状道路の整備率		27%	-	42%	約7割
			830km	470km	1,300km	2,200/3,100km
17	駅前広場等整備箇	听数	1,500箇所	268箇所	1,718箇所	約3,700箇所
	駅前広場等利用可能人口率		62%		69%	約9割 (約2,400万人)
18	路上工事の縮減	(H4=100%:約3万件)	80%		50%	さらに削減を図る
	三大都市の年間路	上工事件数	約24,000件	9,000件削減	約15,000件	_
	共同溝の整備延長	100000	392km	168km	560km	約2,000km

地域・都市の基盤の形成

19	首都高速道路 渋滞損失時間	10万台時/日		6万台時/日	概ね解消
	平日昼間の走行速度	40km/h	_	46km/h	概ね60km/h
20	都市計画道路整備率	55%	_	60%	約8割
	(完成道路延長/都市計画道路延長)	26,224/47,573km	4,460km	30,684/51,100km	55,100/66,900km
21	良好な市街地の形成率	42%		47%	約8割
	(良好な市街地面積/市街地面積)	7,493/18,000km²	1,274km²	8,767/18,500km²	15,800/21,000km²
22	電線共同溝等整備率	20%		40%	100%
	 (まちの主要エリアでの電線類地中化割合)	3,010km	3,000km	6,010km	15,000km

地域づくりの支援

23	4 車線化率 (一般国道)		11%	***	12%	約4割
			5,920km	440km	6,360km	20,000/53,280km
24	交通不能区間数	一般国道	39箇所	9 箇所解消	30箇所	概ね解消
		都道府県道	820箇所	180箇所解消	640箇所	概ね解消
25	大型車のすれ違い困難 区間延長	一般国道	5,500km	1,220km解消	4,280km	概ね解消
		都道府県道	41,900km	9,100km解消	32,800km	概ね解消
26	生活中心都市に30分で到達できる市町村の割合		53%	_	57%	約70%
			1,259市町村	91市町村	1,350市町村	約1,600/2,382市町村
27	道の駅		390箇所	200箇所	590箇所	_

よりよい生活環境の確保

安全な生活空間の確保

	指標	H 9 年度末	新五箇年計画 内 事 業 量	H14年度末	長期構想目標 (21世紀初頭)
28	交通事故死者数	9,640人(H9)		9,000人以下	さらに削減を図る
29	事故多発箇所対策数	_	3,200箇所	3,200箇所	約20,000箇所
30	踏切事故件数	526件(H8)	_	500件	約3割減
	踏切道の改良必要箇所数	8,090箇所	1,260箇所解消	6,830箇所	約9割解消
31	駐車場充足率	約65%	_	約75%	概ね充足
	(供給量/重要量)	143/227万台	36万台	179/240万台	約270/270万台
32	バリアフリー歩行空間ネットワークが整備されてい る地区の割合	1割以下	_	2 割	概成
	3,000	20地区	3,180地区	3,200地区	約14,000地区
33	歩道等の設置率	53%	prome	62%	既成
		137,000km	25,000km	162,000km	約260,000km
	うち幅の広い歩道等(幅員 3 m以上の歩道)の設置率	28%		40%	概成
		37,000km	14,500km	51,500km	約130,000km
34	放置自転車数	65万台	_	32万台	概ね解消
	自転車駐車場整備済台数	268万台分	44万台分	312万台分	380万台分

良好な環境の保全・形成

35	都市内道路緑化率	44%	_	51%	75%
		6,000/13,600km	1,300km	7,200/14,000km	11,500/15,300km
36	二酸化窒素(NO ₂)環境基準達成率	46%	-	概ね達成	概ね達成
37	夜間騒音要請限度達成率	75%	****	79%	概ね達成
		13,000km	1,000km	14,000km	16,000km

安心して住める国土の実現

道路の防災対策・危機管理の充実

38	緊急輸送道路における耐震補強整備率	58%	_	概成	概成
		29,400基	21,500基	50,900基	50,900基
39	避難困難地区人口	532万人	108万人解消	424万人	概ね解消
	避難路の延長	1,785km	122km	1,907km	約2,200km
40	冬期道路空間確保率	54%	-	60%	8割
		34,700km	3,300km	38,000km	52,400km
41	凍結路面解消率	10%	_	45%	概ね解消
		205km	755km	960km	2,100km

注) 長期構想目標は、21世紀初頭 (2015~2020年) までの整備量

- (注) 1. 「高規格幹線道路等の交通分担率」とは、全自動車走行台キロに占める高規格幹線道路等(都市高速道路を含む)の走行台キロの割合である。三大都市圏とは、首都圏整備法、近畿圏整備法、中部圏開発整備法の対象都府県であり、地方圏は三大都市圏を除く地域である。
 - 2. 「高規格幹線道路の面積カバー率」とは、1時間以内で高規格幹線道路のインターチェンジに 到達できる面積の割合。(離島部除く)。
 - 3. 「規格の高い幹線道路網への30分アクセス可能面積割合」とは、高規格幹線道路、地域高規格 道路へ30分以内で到達可能な面積の割合。
 - 4. 「地方中核都市1時間圏カバー率」とは、高規格幹線道路、地域高規格道路を利用するなどして、地方中核都市へ1時間以内に到達可能な面積の割合。地方中核都市とは、都道府県庁所在地あるいは人口30万人以上の都市など93都市。
 - 5. 対象とした交通拠点は以下のとおり。

空 港:9年度末現在供用中である全国の公共の用に供する空港のうち、離島に位置する ものを除く48空港。ただし、将来値には今後開港予定の空港を含む。

港 湾:全国の重要港湾・特定重要港湾のうち、離島に位置するものを除く122港。

「連絡率」とは、高規格幹線道路と地域高規格道路又はこれらに接続する自動車専用道路等のインターチェンジ等から10分以内の連絡が可能な空港、港湾の割合。

- 6. 「車両の大型化に対応した道路整備延長」とは、高規格幹線道路等の整備や既存橋梁の補強等 により車両の大型化(車両の長さ及び軸距に応じ総重量最大25トン)に対応した道路延長。
- 7. 「都市の基盤が整備された中心市街地の割合」とは、全国の中心市街地(約700地区)に対す る道路等の中心市街地の活性化のための基盤が整備された中心市街地の割合。
- 8. 「情報ハイウェイの市町村カバー率」とは、市町村における主要な幹線道路に情報BOX、電線 共同溝、共同溝が整備された市町村の割合。長期目標は、2010年頃を目途とする。
- 9. 「ETC (ノンストップ自動料金収受システム) 対応料金所整備率」とは、道路四公団(日本 道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団) の管理する有料道 路の料金所のうち、ETC車載器を搭載した車が停止することなく料金支払いのできる料金 所の整備率。

「主要箇所」とは、首都高速道路、阪神高速道路、東名・名神等、整備効果の高い路線の料金所(約730箇所)。

- 10. 「VICSサービスの受信可能な都道府県カバー率」とは、警察庁、郵政省との連携によるVICSについて、都道府県のうち主要なエリア(中心都市や事前通行規制区間等)においてサービスを受信可能な都道府県の割合。
- 11. 「朝夕の走行速度」とは、午前7時から9時、午後5時から7時における走行速度。三大都市 圏の人口集中地区とは、埼玉・千葉・東京・神奈川・愛知・三重・京都・大阪・兵庫の県庁 所在都市の人口集中地区。地方都市とは三大都市圏を除く地域の県庁所在都市。本指標は平 成15年3月末の平均混雑度の予測を基に、平成6年度交通センサスの平均混雑度と走行速度 の関係から推計したものであり、交通管制の高度化等の施策による効果は含まれていない。
- 12. 「渋滞による年間損失金額」とは、平成6年度道路交通センサスにおける交通量と交通容量の比、走行速度の関係を基に、平成14年度末の交通量と交通容量の予測から推計したもの。
- 13. 「主要渋滞ポイント」とは、以下の定義により抽出された箇所ならびに関連する箇所等をいう。
 - 一般道路 (DID内) :渋滞長が1,000m以上または通過時間が10分以上。
 - 一般道路 (DID外) :渋滞長が500m以上または通過時間が5分以上。

高速自動車国道 : インターチェンジの出入り口においてボトルネックとなっている箇 所で渋滞回数30回/年以上または平均渋滞長概ね2km以上。

首都高速道路・阪神高速道路:平均渋滞長が概ね4㎞以上。

- 14. 「連続立体交差事業による都心部踏切道の除却数」とは、連続立体交差事業によって除却される踏切道の数。
- 15. 「新交通システム等」とは、都市モノレール、新交通システム及び路面電車(LRTを含む)。利用者数は1日当たりの利用者数。
- 16. 「規格の高い環状道路の整備率」とは、三大都市圏を除く県庁所在地あるいは人口10万人以上の都市において、規格の高い環状道路の総延長に対する供用延長の割合。
- 17. 「駅前広場等利用可能人口率」とは、鉄道等利用人口(約2,700万人)のうち、通勤・通学などで利用する最寄りの駅等で駅前広場等が整備されている人口の割合。駅前広場等とは駅前広場と交通広場をあわせたもの。駅前広場等の整備箇所には再整備箇所(五箇年計画)で50ヶ所)を含む。
- 18. 「路上工事の縮減」とは、平成 4 年度の路上工事件数を基準とした割合。 3 大都市(東京23 区、名古屋市、大阪市)を対象とする。

- 19. 「渋滞損失時間」とは、実際にかかる時間と規制速度でかかる時間の差。 「平日昼間の走行速度」とは、平日 (7:00~19:00) の平均的な走行速度。
- 20.「都市計画道路整備率」とは、市街地(市街化区域または用途地域設定区域)における幹線道 路の都市計画決定延長に対する完成延長の割合。
- 21. 「良好な市街地の形成率」とは、市街地面積(市街化区域と用途地域の合計面積)に対する土地区画整理事業等により、通過交通を適正に分離する道路網等の基盤が整備された良好な市街地の面積の割合。
- 22. 「電線共同溝等整備率」とは、まちの主要エリアにおいて電線類地中化が必要な道路15,000km (人口10万人以上の都市の駅前や商店街などのメインストリート等) に対する、電線共同溝等が整備された道路の割合。
- 23.「4車線化」とは、上下線合計の車線数を4以上とすることをいう。
- 24. 「県境や峠越えにおける交通不能区間」とは、都府県境や峠部で、現道がなし、または、最大 積載量4 t の貨物車が通行不能な区間(未供用区間も含む)。
- 25. 「大型車のすれ違い困難区間」とは、バス、貨物車等の大型車のすれ違いが困難な区間(車道幅員が5.5m未満の区間)。
- 26. 「生活中心都市に30分で到達できる市町村の割合」とは、日常サービスを提供する機能を備える343都市(2次生活圏中心都市)へ30分以内にアクセスできる市町村の割合。(2次生活圏が設定されていない三大都市圏を除く)
- 27. 「道の駅」とは、幹線道路において、パーキング等の休憩施設と地域情報を提供する地域振興施設を一体的に整備した施設。
- 28. 「交通事故死者数」は、24時間死者数。
- 29. 「事故多発箇所」とは、重大事故が平均の3倍以上発生している箇所。
- 30. 「踏切事故件数」の目標値は、踏切道の改良による効果のみを考慮して算出した推計値であり、「踏切道の改良必要箇所数」とは、踏切道の立体交差化及び構造改良の必要箇所数である。
- 31. 「駐車場充足率」とは、人口集中地区内における一時預り駐車場の需要量に対する供給量の割合。
- 32. 「バリアフリー歩行空間ネットワークが整備されている地区」とは、車いすが安心して通行できる幅員 (原則として幅員 3 m以上) 及び、適切な段差・傾斜・勾配が確保された歩道等がネットワークとして整備されている地区。

対象地区:DID地区内の住居・商業系地区 (1地区概ね 1 km²)。

対象路線:駅、商店街、病院、福祉施設等を連絡する地区内の主要ルート。

- 33. 「歩道等の設置率」とは、歩行者・自転車利用の多い幹線道路及び市街地における2車線以上の道路など約26万kmに対する歩道等が設置された道路延長の割合。 「幅の広い歩道等の設置率」とは、市街地の2車線以上の道路など約13万kmに対する幅の広い歩道等が設置された道路延長の割合。
- 34. 「放置自転車数」は、三大都市圏の駅及びその他地域の市域の駅周辺(駅より概ね500m以内) における道路上の放置自転車数であり、平成9年度末の数値は総務庁調査(平成7年)に基 づき推計している。
- 35. 「都市内道路緑化率」とは、DID地区内の完成断面が4車以上の国道、都道府県道、市町村 道の管理延長に対する緑化延長の割合。
- 36. 「二酸化窒素 (NO₂) 環境基準達成率」とは、首都圏及び近畿圏の 6 都府県にある自動車排出ガス測定局168局中の環境基準達成箇所の割合であり、道路網の整備による交通の円滑化、自動車単体規制、使用車種規制、低公害車導入による効果等を見込んだもの。
- 37. 「夜間騒音要請限度達成率」とは、一般国道のうち自動車単体対策、道路構造対策、交通流対 策等の総合的な対策によって、沿道(屋外)の夜間騒音が要請限度まで低減された道路延長 の割合。
- 38. 「緊急輸送道路内の耐震橋脚整備率」とは、緊急輸送道路内で耐震補強の必要な橋脚本数のうち、耐震補強が実施されている橋脚の本数の割合。
- 39. 「避難困難地区人口」とは、三大都市圏の密集市街地の対象人口(2,300万人)のうち避難路までの距離が1km以上あって、安全に避難地に到達することが困難な地区に居住する人口。
- 40. 「冬期道路空間確保率」とは、積雪地域内の一般国道、道府県道のうち、堆雪幅、流雪溝、消雪施設のうちいずれかを整備するか、または、沿道排雪を行うことにより、冬期間においても2車線以上が確保されている道路延長の割合。
- 41. 「凍結路面解消率」とは、積雪寒冷地域内の一般国道、道府県道において、路面凍結で冬期に 交通支障となっている道路延長のうち、消雪施設が整備されている延長の割合。

参考1 新道路整備五箇年計画の事業別事業費

(単位:億円)

			(+177 · 1971 1)
区分	新五箇年計画	第11次五箇年計画	新五箇年計画 計 画 倍 率
高速自動車国道	99, 500	97, 600	1. 02
本州四国連絡道路	2, 100	12, 400	0. 17
一般 国 道	49, 300	43, 000	1. 15
高規格幹線道路計	150, 900	153, 000	0. 99
地域高規格道路	77, 200		
新設及び改築等	224, 670	232, 920	0. 96
交通安全施設等整備事業	22, 800	22, 520	1. 01
機械整備	1, 250	1, 250	1. 00
調査	980	710	1. 38
一般道路事業計	249, 700	257, 400	0. 97
日 本 道 路 公 団	3, 900	7, 300	0. 53
首都高速道路公団	20, 900	31, 900	0.66
阪神高速道路公団	13, 700	19, 500	0. 70
東京湾横断道路株式会社	-	8, 600	
有 料 道 路 融 資	16, 800	13, 100	1. 28
指定都市高速道路	8, 900	5, 800	1. 53
一般有料道路	7, 900	7, 300	1. 08
道路開発資金等	6, 100	6, 200	0. 98
有 料 道 路 事 業 計	61, 400	86, 600	0. 71
高規格・一般・有料計	462, 000	494, 000	0. 94
地 方 単 独 事 業	268, 000	252, 000	1. 06
計	730, 000	746, 000	0. 98
調整費	50, 000	14, 000	3. 57
合 計	780, 000	760, 000	1. 03

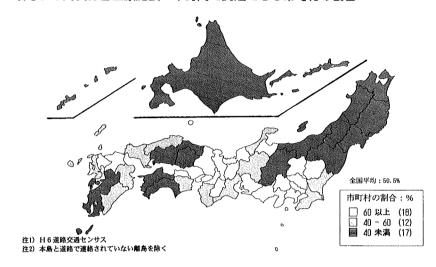
- (注) 1. 地域高規格道路の事業費は、一般道路及び有料道路のうち地域高規格道路にかかる ものを重複計上している。
 - 2. 一般道路の事業費には、緊急地方道路整備事業を含む。
 - 3. 第11次五箇年計画の東京湾横断道路株式会社の事業費には、道路開発資金からの 融資額を重複計上している。
 - 4. 有料道路の事業費にはNTT-A型事業を含む。

参考2 地域ごとの道路政策の課題検討

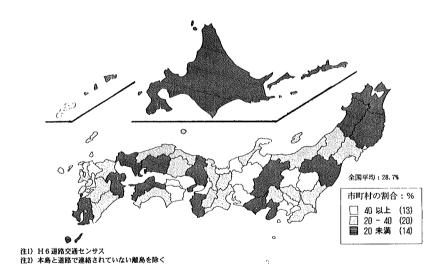
道路政策に求められるサービスには、地域により、高速性、定時性、安全性など様々な 視点がある。

どの道路政策に重点化すべきかは地域によってニーズが異なる。

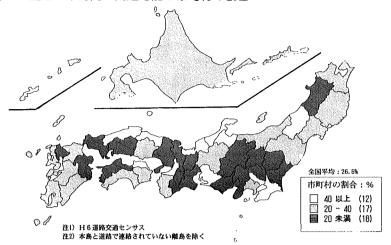
1 最寄りの高度総合医療施設へ1時間で到達できる市町村の割合



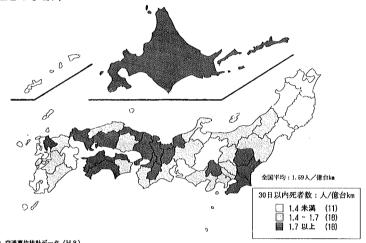
2 県庁所在地へ1時間で到達できる市町村の割合



3 最寄りの空港へ1時間で到達可能な市町村の割合

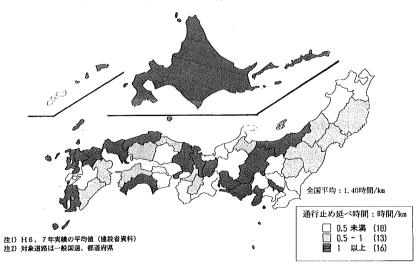


幹線道路の事故率

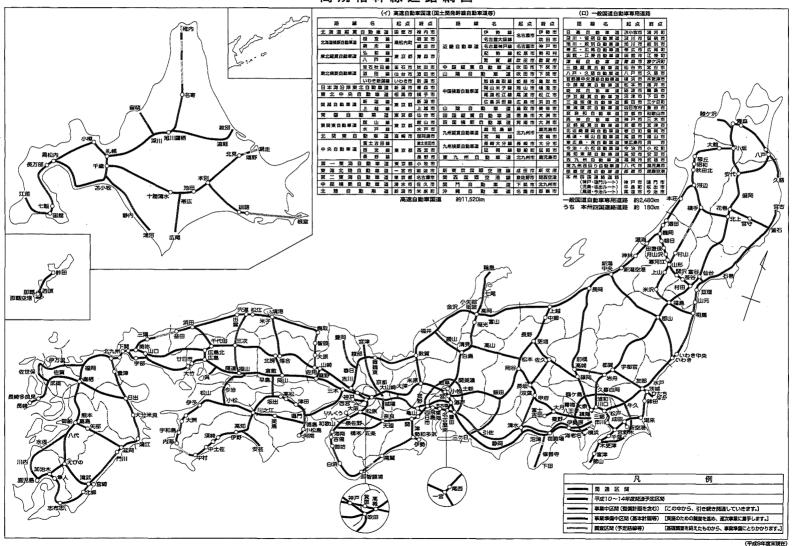


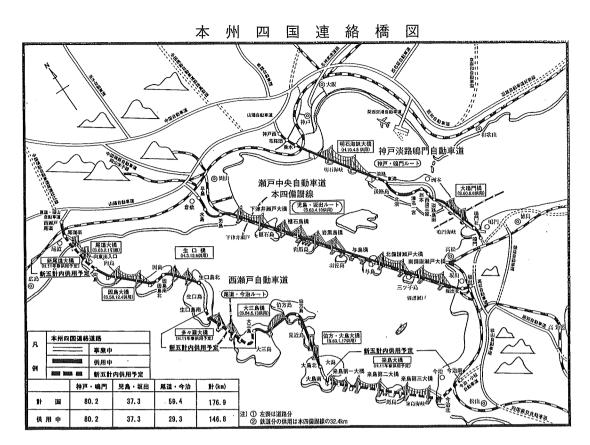
- 注1) 交通事故統計データ(H8) 注2) 30日以内死者数は、各都道府県の全道路の30日以内死者数に24時間死者数による幹額道路と非幹額道路の比率を乗じて推計した
- 注3) 幹線道路とは高速自動車国道、一般国道、主要地方道、及び一般都道府県道である。

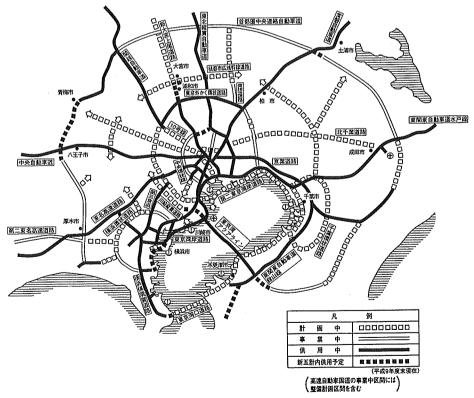
延長当たりの異常気象時通行止め延べ時間



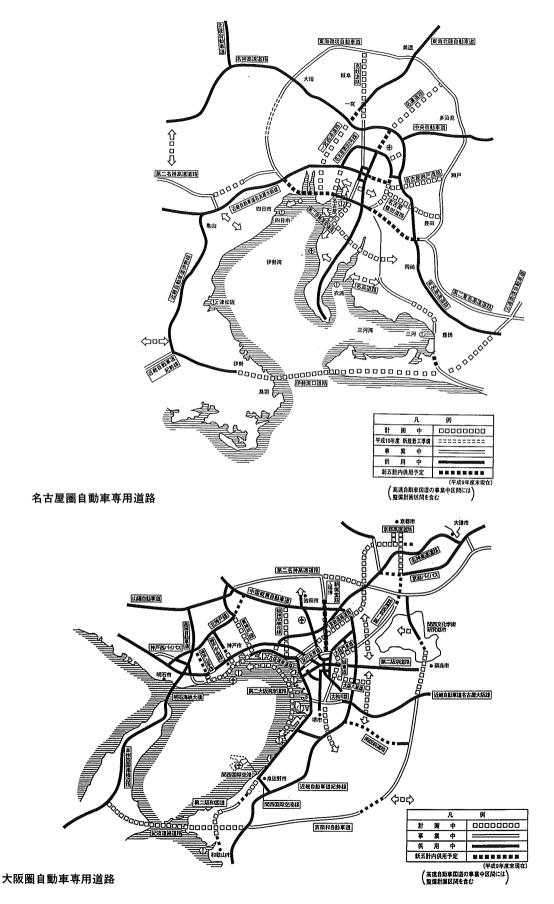
高規格幹線道路網図



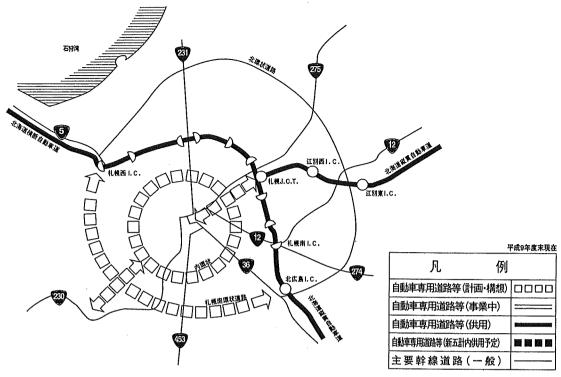




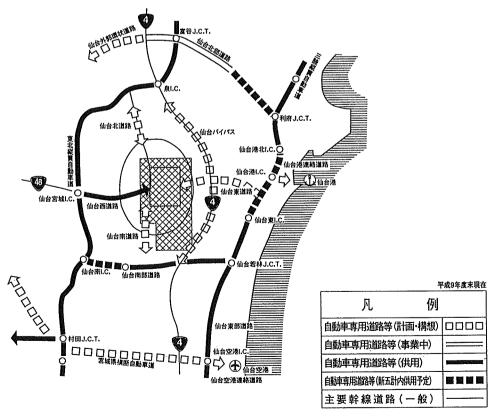
東京圈自動車専用道路



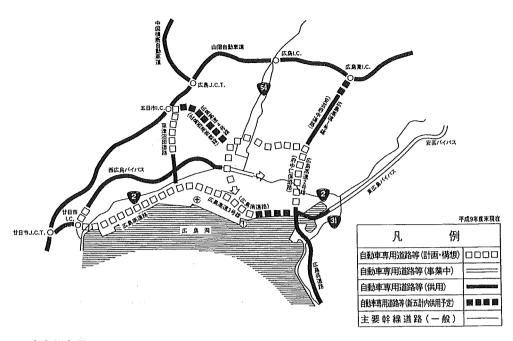
地方中枢都市における自動車専用道路等



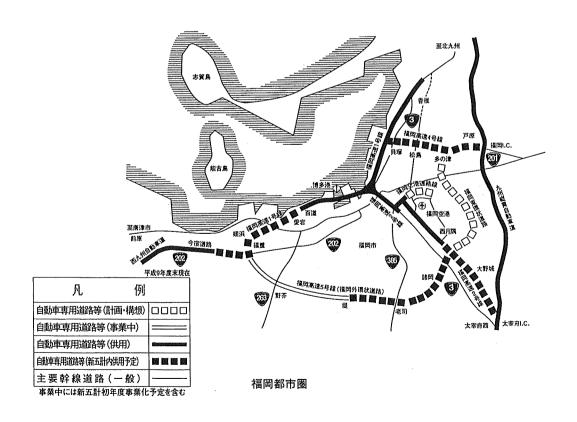
札幌都市圏

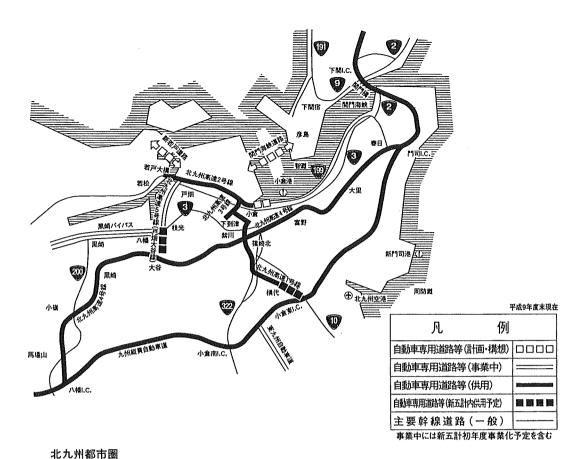


仙台都市圏

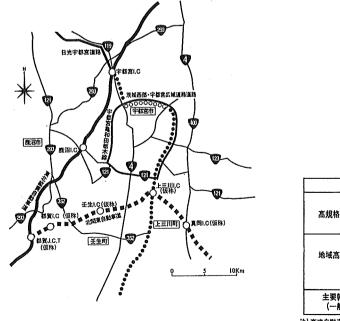


広島都市圏





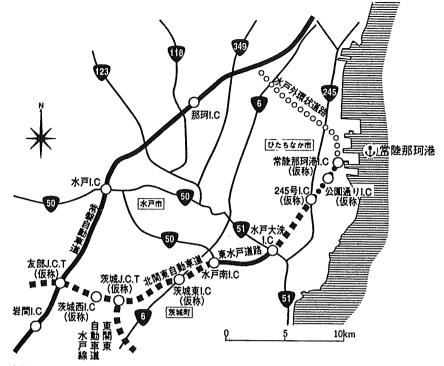
地方都市における環状道路・交通拠点への連絡を強化する道路の例



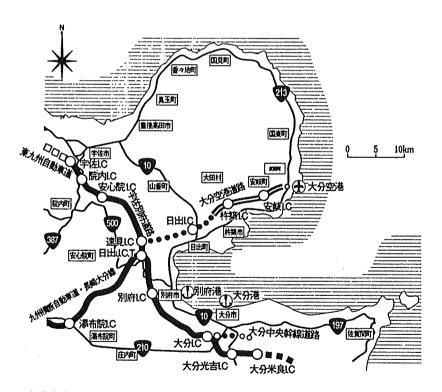
平 及	9年度末現在
例	
計画中	0000
專案中	1000
供用中	[0000000000000000000000000000000000000
候補路線	$\Delta\Delta\Delta\Delta$
計画中	0000000
事業中	*****
供用中	
供用中	(Automobile State
	例 計画中 事業中 供用中 候補路線 計画中 事業中 供用中

注) 高速自動車国道の事業中区間には、整備計画区間を含む。

宇都宮環状道路



常陸那珂港



大分空港

》特集/新道路整備五箇年計画 釒

五箇年計画こつハて積雪寒冷特別地域道路交通確定

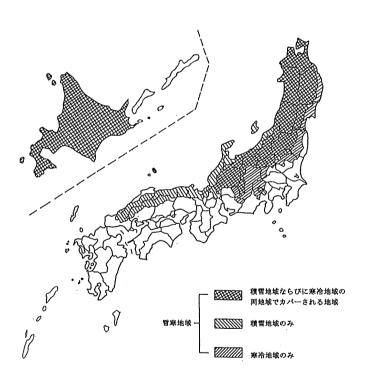
道路局企画課道路防災対策容

はじめに

概要を説明する。 事業の概要とともに、 寒五箇年計画) 〇年五月二 定を進めてい (計画期間:平成一〇年度~平成 積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計 した第10次計画に引き続く新雪寒五箇年 一九日に閣議決定された。 たところであるが、 については、 新雪寒五箇年計画について 平成五年度からスタ このたび平 一四年度) そこで、 画 雪寒 成 計 の 雪 策 画

一雪寒五箇年計画の経緯

積雪寒冷地域の冬期の交通障害の解消とともに、関する特別措置法」と雪寒五箇年計画()「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に)



積雪寒冷特別地域 (雪寒法施行令第1条)

「積雪地域: 2月の積雪の深さの最大値の累年平均(過去5年以上の間にお

ける平均をいう。)が50センチメートル以上の地域 (寒冷地域:1月の平均気温の累年平均が摂氏零度以下の地域

これらのいずれかの地域に属する地域を雪寒地域という。 雪寒地域を有する道府県政令市数 28(道府県26、政令市〔札幌市、仙台市〕 2)

図1 雪寒地域指定概要地図及び雪寒地域を定める政令

積雪

地

域

0

振

興、

として、

「積雪寒冷特別地域における道路交通の

保に関する特別措置法

(雪寒法)」 が制定された。

(昭和三

年 应

四日法律第七二号)

雪寒事業 雪寒道路事業--除雪事業(除雪機械により道路上を走行して雪 の排除等を行う除雪) -防雪事業(雪崩、地吹雪対策のための施設及び 消雪施設の整備、チェーン着脱場の 整備、気象情報収集装置の整備) -凍雪害防止事業(凍上や融雪による路盤破損を 防ぐ路盤改良、流雪溝の整備、 堆雪幅の確保) 除雪機械整備事業 (除雪車等の機械整備)

図 2 雪寒事業体系図

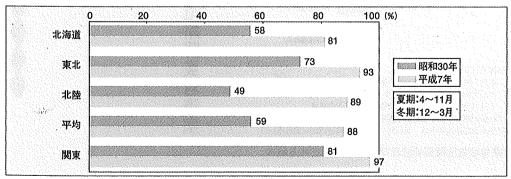
除雪、 寒冷地域 路交通確保五箇年計画 して指定した道路につい 雪寒法では、 防雪及び凍雪害の防止の雪寒事業 図 1 政令で定める基準に該当する積雪 にお 『を策定 ķ 7 て その ĩ 積雪寒冷特別地域道 計 重要性等を勘案 画に基づいて、 図 2

表 1 雪寒五箇年計画の推移

(単位:億円)

											(平位・地门)
計 画	除雪	防雷	凍雪害 防 止	雪 寒 道 路 事業計	除雪機械	計	地 方 単 独 事 業	小 計	調整費	合 計	摘
第 1 次計画 (昭和32~37年度)	12 (11)	11 (9)	104 (95)	127 (115)	26 (22)	153 (137)	_	153 (137)	_	153 (137)	第 2 次道路整備五箇年計画 (昭和33~37年度 1 兆円)
第 2 次計画 (昭和36~40年度)	27	15	200	242	52	294		294	_	294	第 3 次道路整備五箇年計画 (昭和36~40年度 2 兆1,000億円)
第 3 次計画 (昭和39~43年度)	70	30	280	380	120	500	-	500	_	500	第 4 次道路整備五箇年計画 (昭和39~43年度 4 兆1,000億円)
第 4 次計画 (昭和42~46年度)	105	78	469	652	158	810	-	810	-	810	第 5 次道路整備五箇年計画 (昭和42~46年度 6 兆6,000億円)
第 5 次計画 (昭和45~49年度)	184	156	600	940	270	1,210	-	1,210	-	1,210	第6次道路整備五箇年計画 (昭和45~49年度 10兆3,500億円)
第 6 次計画 (昭和48~52年度)	301	462	1,137	1,900	366	2,266	_	2,266	_	2,266	第7次道路整備五箇年計画 (昭和48~52年度 19兆5,000億円)
第7次計画 (昭和53~57年度)	912	964	1,324	3,200	730	3,930	-	3,930		3,930	第8次道路整備五箇年計画 (昭和53~57年度 28兆5,000億円)
第 8 次計画 (昭和58~62年度)	1,420	1,610	1,500	4,530	810	5,340	_	5,340	-	5,340	第 9 次道路整備五箇年計画 (昭和58~62年度 38兆2,000億円)
第 9 次計画 (昭和63~平成 4 年度)	1,690	2,550	2,400	6,280	920	7,200	_	7,200	200	7,400	第10次道路整備五箇年計画 (昭和63~平成4年度 53兆円)
第10次計画 (平成 5 ~ 9 年度)	1,800	3,400	2,480	7,680	1,020	8,700	4,900	13,600	300	13,900	第11次道路整備五箇年計画 (平成 5 ~ 9 年度 76兆円)

(注) 第1次計画は昭和32~37年度の六箇年計画であり、()内の数字は第2次道路整備五箇年計画期間に相当する昭和34年度以降五箇年間の計画 額である。



资料:降源统計月報、自動取除送统計月報(源除省)

図 3 昭和30年、平成7年の冬期の貨物輸送量の落ち込み率 (夏期を100%とした時の冬期の貨物輸送量の割合)

和三二年に策定されて以来、 平 成 ኺ 年度 ŧ

懇談会委員 (五十音順・敬称略)

和田 惇 (社北陸建設弘済会理事長

大森 義弘 北海道経済連合会交通部会長

> 小田 貞夫 NHK放送文化研究所編集主幹

北村真夕美 (株)青森経営研究所代表取締役社長 中四国交流連携俱楽部代表幹事

小谷 青森市長・全国雪対策連絡協議会長 佐々木誠造

北海道大学大学院工学研究科教授

清水浩志郎 秋田大学鉱山学部土木環境工学科教授

日本通運㈱取締役東北支店長 亟祐

芳男 滝川市長・北海道雪対策協議会長 林 平井 英之 滋賀県高月町道路除雪検討委員

河合村長・道路整備促進期成同盟岐阜県連合協議会理事 松井 靖典

長岡技術科学大学環境建設系教授 丸山 暉彦 日経BP社日経デザイン編集長 明子

山木 脚北陸経済研究所常務理事

日本通運㈱常務取締役東北支店長 前委員 橋本

今後の冬期道路交通確保のための施策の方向 -

1. 全国各地との交流・連携を支える冬期モビリティの確保

2. 日常生活を支える雪に強い通行機能の確保

4. 魅力ある地域づくりを支える道路の形成

3. 安全で快適な歩行空間の確保

活動が なってきてい 安定で安全な冬期交通 宣依 τ 益々活発に 存関係が緊密化 通 勤 圏 展 通学圏の拡大等、 開されるにつ の確保 してい . گ が 水めら このように、 n 市 より一 れるように 町 村 蕳 層 7 諸 Ď 0

生活、

産業活動の安定化

活発化に貢献して

確

上が

図

n

雪

寒地

域に

お

H

Ł

0

流 保

れが の向

拡大するなど

積雪寒冷特別

地 る

域 人

0 ø

相 い

図 3 (2)

「安全で

活力ある雪

[国を支えるみちづくり

懇談

の 計 路 施行に伴うスタッドレスタイヤ化に対応する イクタイヤ粉じんの発 画 れらの 策定に先立ち 面対策等、 社会状況を背景として、 新たな課題も生じてい その参考とするため、 発の防 |止に関する法 新雪寒五

今後 一箇年 0 凍

どの

高速交通

機関の整備

が急速に進

めら Н

ń 新

広域

パ あ

積

営寒冷

地

地域では

速道

路

幹線

な

地

「域による雪処理への対応力の確保や、

方

高齢化、

核家族化が

進む中で低下し

うつつ

的

な交流が活発化して

いる。

常生

活

雪寒冷特別 地 域の いあり 方及び冬期の道 路 交通

図 4

今後の雪寒対策を進める上で 検討すべき新たな視点

5. 安全・信頼性を支える冬期道路情報システムの整備

6. 新しいニーズに対応した雪寒対策技術開発の促進

- 1. 重点化・効率化
- 2. 国と地方の役割分担・連携
- 3. 適切なパートナーシップ

図 5

設置され、 保のあり方について検討することを目的として、 して提出された 「安全で活力ある雪国を支えるみちづくり懇 (委員長 検討結果が取 検討を行ってきたが、 和 田 惇 りまとめられ、 (表 2、 **船北陸建設弘済会理事長**) 図 4 **5** 建設大臣に提言と 平成一〇年 心談会_

が 月

新雪寒五 箇年 計画 の概

雪国の現状と課題

(1)

う新たな課題 冷な気候の中、 重要になるとともに、 日 本の雪国は、 近年では、 厳しい自然条件下での高度な社会経済活 の 独自に豊かな伝統と文化を育 交流の拡大に伴 世界にもまれ 対応が求められてい 以下のような社会変化 な厳 r, l 一層役割 ķ 積雪 んで 伴 寒 動 ゕ゙゙

会経済上重要な役割を果たして

ķ

る 王 エ 力、

図

に匹敵する規模であ

Ď,

我が

0 1

社 0 ス

ウェーデン、

フィンランド、

,

jν

ゥ

内総生産は北欧四カ国

(デンマー

域間交流の一 層 の拡大

2

近年、 路や新: な交流が活発化、 町 や通院などの日常生活圏 |村との相互依存関係がますます増大(図 幹線 太平洋側 空港などが整備さ の地域と結 また、 通 が拡大 ぶ高規 勤 通 n 学 格 幹 広 線道 周 買 域 辺 的

44 道行セ 98.7

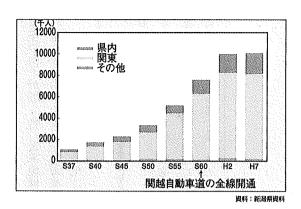
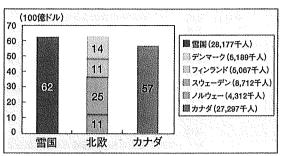
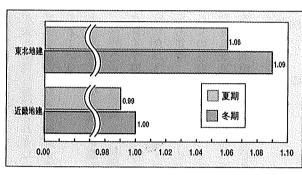


図 7 新潟県におけるスキー観光客の推移



資料: 平成7年度県民経済計算年報(総務庁統計局) 「世界の統計 1996 (総務庁統計局)」 注:1ドル=100円で計算

図 6 雪国と北欧4カ国、カナダの国内総生産 (1992年)



資料:交通量常時観測報告書(連股省)

図 8 東北・近畿における季節別昼夜間交通量の伸び (平成 6 年/平成 2 年)

2

4 3 の多様化に伴い、都市サービスや生活行動 Ų 雪国での生活や経済活動は季節変化の 生活行動の変化に伴うニ 雪国では、 過疎化の になりつつある。 化が進行、 通年化したものになるとともに、 進 都 農山村地域を中心に一 市 中心部 の空洞化がより ーズの多様化 少 顕

<u>7</u> 。

行と地 方都 市 の活力の)停滞 層の過疎 生活 な (2) (5)

新雪寒五箇年計画の内容

行う雪への対応力が低下。

サラリーマン化の進展、

核家族化、

近隣関

ニーズが増大。

また、

都市

人口の拡大 信頼性に対 加の拡大に伴

冬期道路交通の安全性、

係の希薄化などにより、

個

々の世帯や地

要な課題を次のように設定してい 談会提言を参考に、 前述の新たな課題への対応を図るとと 新雪寒五箇年計 画 ē お ける主 Ę 懇

1 ティの確保 新しい交流・連携時代における冬期モビリ

○拠点間を結ぶ主要な広域幹線道 除雪、 防雪事業の推進 路に つ て

間の形成 安全な歩行者空間・快適で魅力ある生活空

○市街地に ○消雪施設等による凍結路面対策の充実 お ける流雪溝の整備

○中心市街地や通学路、 ける歩行空間を確保するための除雪、 福祉施設周辺等に 消雪 お

○雪国のまちづくりやイベント等、 施設の整備 る地域づくりの支援 魅力を高

> 道行セ 98.7 45

ピ

深夜化が進行

(図 8)。

女性の社会参加

による

1)-

高齢化の進展、 スの高度化 高齢化の進展

女性の社会参

全及び更新

(3)

安全・信頼性を支える冬期道路交通情報提

供の充実、 ○気象情報の収集装置の整備 面情報の提供の充実 技術開発 人・強化

○道の駅等の機能を備えたチェーン着脱場の

気象情報 7

ところである。 おり、

走行支援技術等の開

除雪機械の省力化、 省人化、

冬期の安全な

(単位:億円

)億円をもって雪寒事業を推進していくことと 上記の主要課題に対して計画 平成一〇年五月二九日に閣議決定され [規模 兆四、

三〇

平成10年 5 月29日 定 議 決

積雪寒冷の度が特に甚だしい地域における道路の交通を確保 するため、平成10年度以降五箇年間に地方公共団体の行う単独 事業を含めて総額1兆4,300億円(調整費500億円を含む。)を当 該地域内の道路整備に投資するものとする。このうち国が行う 道路の整備及び国の負担金その他の経費の交付に係る道路の整 備に関し、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する 特別措置法 (昭和31年法律第72号) 第4条第1項に規定する積 雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画として、調整費を充当 するものを除き、8.800億円に相当する事業を行うものとし、そ の事業の量は次のとおりとする。

積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画について

1. 一般国道に係る事業

雪 除 防

126,550キロメートル

雪

610キロメートル 270キロメートル

凍雪害防止

2. 主要地方道に係る事業 雪

98.180キロメートル

雪 防 凍雪害防止

除

370キロメートル 540キロメートル

3. 主要地方道以外の都道府県道及び市町村道に係る事業

雪 除 防

114.530キロメートル 830キロメートル

凍雪害防止

1.650キロメートル

除雪機械の整備

1,020億円

表 4 新雪寒五箇年計画の整備効果

	H 9 年度末	H14年度末	長期構想目標 (21世紀初頭)
冬期道路空間確保率	54%	60%	8割
凍結路面解消率	10%	45%	概ね解消

冬期道路空間確保率:積雪地域内の一般国道、道府県道の

うち堆雪幅、消雪施設のいずれかを 整備するか、又は沿道排雪を行うこ とにより、冬期間においても2車線 以上が確保されている道路延長の割

凍 結 路 面 解 消 率:積雪寒冷地域内の一般国道、道府県

道において、路面凍結で冬期に交通 支障となっている道路延長のうち、 消雪施設が整備されている延長の割

合。

新雪寒五筒年計画規模 表 3

区分	新計画 (平成10~14年度)	前計画 (平成5~9年度)	倍 率 (新計画/前計画)
雪寒道路	7,780	7,680	1.01
除雪機械	1,020	1,020	1.00
小 計	8,800	8,700	1.01
地方単独事業費	5,000	4,900	1.02
計	13,800	13,600	1.01
調整費	500	300	1.67
合 計	14,300	13,900	1.03

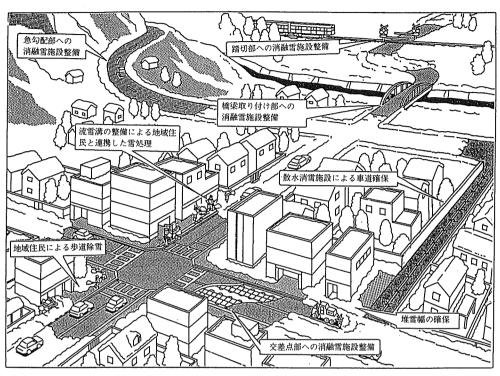


図9 冬期道路交通の確保

(3) 新雪寒五箇年計画の整備効果

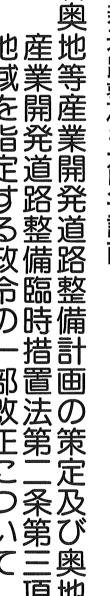
新五箇年計画においては、新たに約二、四〇〇にととしている。の冬期道路空間確保率に加え、新たに凍結路面らの冬期道路空間確保率に加え、新たに凍結路面

√。 五五㎞の凍結路面解消を図ることとしている(表㎞において冬期二車線確保を図るとともに、約七㎞

おわりに

定の確保に努めて参りたい。 画的に雪寒事業を推進し、地域の振興や生活の安しての雪に対し、新雪寒五箇年計画に基づき、計するといった特徴を有している。こうした災害と異なり国土の一定の広い範囲で毎年繰り返し発生異なり国土の一定の広い範囲で毎年繰り返し発生





はじめに

開発道路

だ

同計画の策定の整備対象たる奥地等産業 (以下「奥産道路」という。)の路線を指

業開発道路整備計画(以下「奥産計画」という。) 号)、平成一〇年度以降五箇年間における奥地等産 令第三条が改正され 日まで五年間延長されたことに伴い、同日法施行 産法」という。)の有効期限が平成一五年三月三一 を改正する法律(平成一〇年法律第三三号)によ 法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部 を策定する根拠が制定された。 去る三月三一日に公布された道路整備緊急措置 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(以下「奥 (平成一〇年政令第一一八

れた。 六月四日に奥産道路の路線を指定する告示が行わ 年政令第一九六号)が六月三日公布され、 を指定する政令の一部を改正する政令(平成一〇 定する際の基準となる奥産法第三条第三項の地域

次いで

奥産法の体系

間地、 是正に資するとともに、民生の向上と国民経済の における産業の総合的な開発の基盤となるべき奥 産道路の整備を促進することにより、 奥産法(昭和三九年法律第一一五号)は奥地等 奥地等の未開発資源を開発し、 いわゆる山 地域格差の

発道路整備計画が閣議決定された。

これを受けて去る五月二九日に新奥地等産業開

ジ図を図2に示す。 二項)。参考までに奥産法のしくみを図1にイメー ら一○分の五・五に嵩上げしている(法第五条第 発道路整備計画を策定する 築に係わる事業を計画的に行うため奥地等産業開 条)、この路線において行われる道路の新設及び改 発に必要な奥産道路を具体的に指定し 条)。この目的を達成するため当該未開発資源の開 発展に寄与することを目的としている(法第一 に要する費用に対する国の補助率を、二分の一か 同計画を達成するため、新設又は改築に係る事業 (法第四条)。 さらに、

道路局地方道課

「奥地等」地域の指定

- (1) 「奥地等」の定義(奥産法第2条第1項、政令第1条)
 - 政令の基準 (① 一般国道等から1時間以内に到達することができない地 域の面積が、当該市町村の2分の1以上を占めていること
 - ② 農林漁業等に係る産業別分類就業者の割合が0.568超又 は人口密度が119人未満の市町村
- (2) 奥産地域の指定(奥産法第2条第3項)
 - ① 森林資源の開発が十分行われていない地域
 - ② 集約酪農地域
 - ③ 農用地としての開発等が必要な相当規模の開発適地
 - ④ 地下資源の開発効果が期待される地域
 - ⑥ 水産物の集散地としての発展が予想される地域
 - ⑥ 観光適地でその開発が十分に行われていない地域
 - ⑦ 低開発地域工業開発地区、産炭地域等

「奥地等産業道路」の指定

「奥地等産業道路」の定義 (奥産法第3条第1項、第2条第3項)

奥産地域と主要な道路とを連絡する地方的な幹線たる道路 で当該奥地等における産業開発の総合的効果を発揮するため に必要なものとして指定されたもの

関係行政機関の長及び関係都道府県知事の意見 (奥産法第3条第1項)

奥地等産業開発道路整備計画

(閣議決定)

・奥地等産業開発道路の新設及び改築に関する計画(奥産法第4条第1項)

- 道路審議会の意見(奥産法第4条第2項)

→ 関係都道府県知事への通知(奥産法第4条第3項)

補助率等の特例

- ・政府による必要な資金の確保等(奥産法第5条第1項)
- ・国の補助率を10分の5.5とする (ただし、主要地方道は嵩上げ対象としない) (奥産法第5条第2項)
- ・関係行政機関の長及び関係地方公共団体の協力(奥産法第6条第1項)
- ・関係行政機関の長及び関係地方公共団体の林道等の整備との適切な調整への配慮義務 (奥産法第6条第2項)

図1 奥地等産業開発道路整備臨時措置法のしくみ

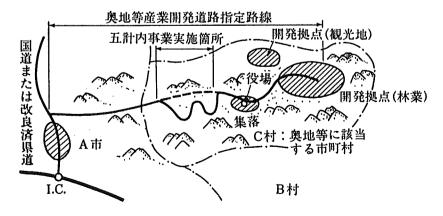


図 2 奥地等産業開発道路のイメージ

||三|||奥産法第||条第三項の地域の指定

するという方法をとっている。奥地等の地域を定め更にその中から同地域を選定あるが、同地域を定めるに当たって同法は、まず路の一方の連絡先を確定する機能を果たすわけで路の一方の連絡先を確定する機能を果たすわけで

されたものである。

の奥地等の基準として次のように定めている。(2)産業の開発が十分に行われていない山間地、く、(2)産業の開発が十分に行われていない山間地、2の奥地等の地域と定義されている(法第二条第一段地その他のへんぴな地域で政令で定める基準に奥地その他のへんぴな地域で政令で定める基準にの奥地等の地域とは、(1)交通条件が極めて悪この奥地等の地域とは、(1)交通条件が極めて悪

を超えていること又は当該市町村の人口密度 法及び経路により一時間以内に到達すること ができない地域の面積が、当該市町村の区域 の面積の二分の一以上を占めていること。公表された最近の国勢調査の結果による当 該市町村の一次産業就業者比率が○・五六八

慮した一日の実稼働時間との関係を勘案して設定(1)の交通条件が極めて悪い状況の基準として設度等の主要な交通施設への到達時間を採用しているが、これは迅速性、安全性、快適性、随意性、経済性といった人と物の輸送における基本的な必要条件のうち、「産業開発」という法律の趣旨に合要条件のうち、「産業開発」という法律の趣旨に合要条件のうち、「産業開発」という法律の趣旨に合めな必要条件のうち、「産業開発」という法律の趣旨に合いまた、一時間という時間帯は、農林水産物の輸出を表表して国際を表表して、

ついては沖縄振興開発特別措置法等に基づき、別興対策実施地域及び奄美群島における道路整備においては開発道路の制度があり、沖縄県、離島振忠いては開発道路の制度があり、沖縄県、離島振忠に該当する奥産等の地域のうちから、奥産法第

ない。 域内の市町村については、地域指定は行われていも高率の補助率が設けられているのでこれらの地をの整備計画でその実施が行われていて、いずれ

内容は次の通りである。 源の開発が行われることを意図したものである。 腺の開発が行われることを意図したものである。 開発すべき種々の資源が存在する地域を類型化し 開発すべき種々の資源が存在する地域を類型化し

- が十分に行われていない地域 一 森林資源が豊富に存在し、かつ、その開発
- 第三条第一項の規定により指定された集約酪二 酪農振興法(昭和二九年法律第一八二号)

農地域

- る相当規模の開拓適地その他の地域三 農用地としての開発及び整備が必要とされ
- 五 水産物の集散地としての発展が予想されるの効果が期待される地域 地下資源が豊富に存在し、かつ、その開発
- 六 観光適地でその開発が十分に行われていな地域

い地域

振興臨時措置法(昭和三六年法律第二一九号)定された低開発地域工業開発地区、産炭地域律第二一六号)第二条第一項の規定により指七 低開発地域工業開発促進法(昭和三六年法

業の発展が予想される地域 条第一 項に規定する産炭地域その他 の工

で指定することとしている。 選定が行われている。これらの地域は市町村単位 係各省庁との協議の結果定められた内規に従って いる二号と七号を除き、 これらのうち、 既に法律の規定で明 同政令制定時において関 確になっ T

があったため、 各地域の地域指定の要件への準拠性を見直した結 にあわせて、 されることとなり、 三二町村が奥地等の地域から除外されることとな となった。 今般は、 奥地等の地域に該当しないものがあったため、 また、 新奥地等産業開発道路整備計画の策定 平成七年度国勢調査の結果を踏まえ、 新たに奥地等の地域に該当するもの 八町村が奥地等の地域に新規指定 奥地等の地域は一 一四四市町 村

奥産道路の路線指定

四

奥産道路の路線名、 絡する(2)地方的な幹線道路で、産業開発の総合的 公示することとされている 指定することとされている 効果を発揮するため必要なものとして建設大臣が)関係都道府県知事の意見を聞いて指定するが、 路線指定は、 |産道路は政令指定地域と⑴主要な道路とを連 建設大臣が、 道路の種類及び区間を官報で (法第二条第三項)。 関係行政機関の長及 (法第三条、 令第二

指定路線 表 1 (単位:km) 新指定路線 第 8 次指定路線 (H10~H14年度) (H 5~H 9 年度) X 分 路線数 路線数 延 長 延 長 都道府県道 274 3,909 275 4,099 539 市町村道 70 411 84 計 344 4,320 359 4,638

条)。

が

指定された。

前回指定との比較は、

表1のと ====

今回の指定により、

三四四路線、

km

h

である。

五 新奥地等産業開発道路整備計

地域格差の是正に資するとともに、 引き続き奥産道路の整備を促進することにより、 悪く産業の開発が十分に行われていないことから、 国民経済の発展を図る必要がある。 了したが、 平 成 九年度末までに第8次奥産計画の施行 奥地等においては、 今なお交通条件が 民生の向上と が

た道路について、 新奥産計画においては、 平成 奥産道路として指定さ 四年度末の改良率を概

n

ね六〇%にすることを目標として必要な事業費を

表 2 新奥地	地等産業開	発道路整	備計画の	事業規模					(単位:km、	億円、%)
区分		雀 計 画 H14年度)	第 8 次 (H 5 ~ I		倍 率	指定	平成 9	年度末	平成14	年度末
区分	事業量	事業費 A	事業量	事業費 B	A/B	延長	改良済 延 長	改良率	改良済 延 長	改良率
都道府県道	493	2,090	455	1,980	1.06	3,909	1,726	44.2	2,358	60.3
市町村道	39	200	120	300	0.67	411	143	34.8	182	44.3
計	532	2,290	575	2,280	1.00	4,320	1,869	43.3	2,540	58.8
地方単独事業	140	630	135	620	1.02					
計	672	2,920	710	2,900	1.01					
調整費		120		60	2.00					
合 計		3,040		2,960	1.03					

確保している。

事業規模は表2のとおり。

事業規模は表2のとおり。

事業規模は表2のとおり。

事業規模は表2のとおり。

事業規模は表2のとおり。

事業規模は表2のとおり。

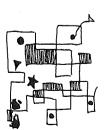
事業規模は表2のとおり。

六 おわりに

現に資することを目標に、「活力ある地域づくり・ 盤を整備していくことが、活力ある地域づくりを 的なネットワークづくりが不可欠であるが、これ とが重要であり、このためには圏域内外との広域 を含め、 都市づくりの支援のための道路整備の推進」が四 土の発展と活力ある経済・安心できるくらしの実 課題となっている。 推進していくうえで忘れることのできない重要な 地域の中心となる都市等を核として、周辺地方部 つの主要な施策の柱の一つとして掲げられている。 活力ある地域づくり・都市づくりのためには、 新道路整備五箇年計画においては、 安心で安定した生活を営むうえで必要な基 地域が広域的に連携して発展していくこ 地方部に暮らす人々が、地域に誇りを 均衡ある国

奥産地域は、特に定住条件の厳しい地域が多い数等により、そのポテンシャルを発揮することが改善により、そのポテンシャルを発揮することが改善により、そのポテンシャルを発揮することが立路整備の果たす役割は非常に大きい。現に、過去8次にわたる奥地等産業開発道路整備計画による道路条件の改善により、地域が活性化され、奥産地域から卒業していったものも数多く見られる産地域から卒業していったものも数多く見られるところである。

よう努めていく考えである。することにより、活力ある地域社会が実現されるに後押しできるよう、必要な予算を積極的に確保



速自動車国道法等の一部を改正する 法律について(上)

油谷充寿

はじめに

なものではないことをお断りさせていただきたい。 として、道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発 として、道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案の二法 薬自動車国道法等の一部を改正する法律案の二法 連自動車国道法等の一部を改正する法律案の二法 が、理解を深めていただくために敢えて敷衍したが、理解を深めていただくために敢えて敷衍したが、理解を深めていただくために敢えて敷衍した が、理解を深めていただくために敢えて敷衍した が、理解を深めていただくために敢えて敷衍した が、理解を深めていただくために敢えて敷衍した が、理解を深めていただくために敢えて敷衍した が、理解を深めていただくために敢えて敷衍した が、理解を深めていただくために敢えて敷衍した が、理解を深めていただくために敢えて敷衍した が、理解を深めていただくために敢えて刺答とより、立法者意思として有権的 はいでは、建設省道路局所管法案 して、道路をはいて、道路を開発を表していたがきたい。

一 改正の趣旨・目的

本法律は、高速自動車国道の連結制限の緩和や本法律は、高速自動車国道の連結制限の機関出するとともに、民間事業者による多様な利用者サービスの提供を可能にするため、連結許可制度及び占用許可制度の規制緩和を行うとともに、これに関連して高速自動車国道の管理主体である日本道路公団(法)の業務規定の改正等の所要の改正を行うものである。

また、具体的な改正措置は、日本道路公団の業にも位置付けられているところである。対策」(平成九年一一月一八日経済対策閣僚会議)本法律の政策は、「21世紀を切りひらく緊急経済

伊藤滋慶應義塾大学教授)の意見書を踏まえたも方々で構成された「新事業開発委員会」(委員長験者、各界の民間事業分野の第一線の有識者の務見直しの一環として、同公団に設置した学識経

のとなっている。

たな展開に道を拓くものである。

たな展開に道を拓くものである。

たな展開に道を拓くして、高速自動車国道を活用におかの活用を基本として、高速自動車国道を活用とた新たなビジネスチャンスを提供するとともに、民間事業者の創意工夫の発揮による利用者サービスの向上を図るものであり、高速自動車国道を活用となると、本法律の思想、理念は、高速改めて述べると、本法律の思想、理念は、高速

立法形式

本法律は、高速自動車国道法、道路法及び日本

道路公団法の改正を一括化したものとなっているが、これは、趣旨・目的の頃で述べた政策の統一である。この改正条項が相互に関連していることによるもの改正条項が相互に関連していることによるものである。この改正条項の関連性とは、高速自動車国道法の連結許可制限の改正及び道路法の占用許可基準の改正と日本道路公団法の業務規定の改正との関連性、更に道路法の占用許可基準の改正と日本道路公団法の業務規定の改正をが高速自動車国道法において適用されることによるものである。

改正している。 限関係等を規定した道路整備特別措置法を附則でまた、日本道路公団の高速自動車国道管理の権

ものである。 ものである。 なお、道路法等の改正と関連するものではなく、 なお、道路法等の改正と関連するものではなく、

四 改正の具体的内容

(1) 高速自動車国道法の一部改正

けられるものを連結許可対象施設に追加する用者の通行の用に供することを目的として設高速自動車国道活用施設の利であって、専ら高速自動車国道活用施設の通路その他の施設の連負動車国道活用施設の通路を緩和し、

(第十一条)。

現行の連結許可対象施設が、道路法の道路、レクリエーション施設その他の施設であって、レクリエーション施設その他の施設であって、レクリエーション施設を想定しており、申テーマパーク、遊園地等を想定しており、申テーマパーク、遊園地等を想定しており、申まするかどうかを判断することになる。当するかどうかを判断することになる。

規制緩和と言えるものと考えている。いうことは、高速自動車国道管理の抜本的な民間事業者の施設を連結許可対象に加えると民間事業者の施設を連結許可対象に加えると民間事業者の施設を連結許可対象に加えるといる、一般の

② 開放型と閉鎖型

する(第十一条の二第二項)。類型に応じて連結許可の基準や手続きを異にせスしていないもの(閉鎖型)の類型があり等にアクセスしているもの(開放型)とアク等にアクセスしているもの(開放型)とアク等にアクセスしているもの(開放型)とアク等にアクセスしているもの(開放型)とアク等にアクセスしている。

とを要する(同項第二号)。 施設の構造に関する技術的基準に適合するこ経て定める第五条の整備計画と通路その他の建設審議会(以下「国幹審」という。)の議を建設審議会(以下「国幹審」という。)の議を

制度的バランスを考慮したものである。ることとしたのは、現行の連結許可制度とのという。)を整備計画に位置付けることを要すの他の施設 (以下 「高速自動車国道の通路等」の側の施設 (以下 「高速自動車国道活用施設の通路そ

現行の連結許可対象施設の連結許可が国幹審の議を経て定める整備計画を基準としているのは(第十一条第二項)、高速自動車国道への道路法の道路等の連結により交通結節機能的な影響が生じるため、国幹審において様々的な影響が生じるため、国幹審において様々的な影響が生じるため、国幹審において様々のな観点から審議することが必要であるからで

開放型の高速自動車国道活用施設の通路等の社会的、経済的影響を検討することが安けられるものではあるが、結果として部分的に交通結節機能を有する可能性があり、現行の連結許可対象施設と同様に連結による地域の連結許可対象施設と同様に連結による地域の連結許可対象をであるが、結果として部分的に交通結節機能を有する可能性があり、現行の連結所であるが、結果として部分的であるが、

する基準と省令で定める通路等の構造に関すけを必要とせず、政令で定める連結位置に関への影響が生じないため、整備計画の位置付用施設の通路等は、交通結節機能による地域

した(第十一条の二第二項第三号)。 る技術的基準に適合することを要することと

慮したものである。 可の判断における客観性、 滑性を確保する観点から規定するものである 基準は、 車国道活用施設の通路等の連結位置に関する 地域への影響が生じない閉鎖型の高速自動 政令で規定することとしたのは、 高速自動車国道の交通の安全性、 透明性の確保を考 、連結許 Щ

ればならない(同条第四項)。 うとする場合は、それぞれの類型に応じた基 を現行の連結許可対象施設又は開放型にしよ 手続きによる連結許可を改めて受けなけ |鎖型の高速自動車国道活用施設の通路等

を連結許可に準用することとしたこと 通の安全性や円滑性を確保するためである。 定めることとしたのは、 となる高速自動車国道活用施設の通路等につ 建設省令で定める基準に従い維持管理をしな ければならない。 今回、道路法の監督処分に関する規定 構造に関する基準及び維持管理基準を 一般の民間事業者が設置 及び罰金の規定を置いたこと 高速自動車国道の交 · 管理主体 (第十

> 開放型と閉鎖型では、 連結許可を行う主体

3

も異なる。

別措置法第十六条の二第一項及び第二項)。 六条の二)、閉鎖型の通路等の連結許可は、 見を聴くこととし(道路整備特別措置法第十 対象施設と同様に建設大臣が許可することと っている。 おいても相当の規制緩和が図られたものとな 道路公団が代行することとした(道路整備特 設大臣の承認を要することとした上で、 開放型の通路等の連結は、 以上のように、連結許可の基準、手続きに その際、あらかじめ、日本道路公団の意 現行の連結許可 日本 建

3 連結料

高速自動車国道活用施設の通路等は、

たに創設された公用負担制度である の公物管理法体系には類似の制度も見ない したが(第十一条の四)、この連結料は、 つき、連結料を徴収することができることと 高速自動車国道活用施設の通路等の連結に 現行 新

相応した対価を徴収することが、 の利益を得られるのであるから、 速交通網である高速自動車国道に連結し、 スコントロールされている国土の幹線的な高 機能を活用して事業を営むことにより特別 その法的性格及び徴収の合理性は、 高速自動車 この利益に アクセ そ

一十八条の二)も同様の理由によるものであ

ることとの社会的公平の観点からも妥当と考 国道の高い機能性や公的負担で整備されてい えられるからである。

成される。 この特別の利益とは、 次のような要素で構

用等。) 増加した場合(増設した加減速車線の管理費 の連結により、 つは、 の当該増加額である 高速自動車国道活用施設の通路等 高速自動車国道の管理費用

する。 利益は、 を徴収することも社会的、 により特定の者が著しい利益を受けていると コントロールを考慮すれば、 体の収益性の向上等が考えられる。 拡大、集客性、 離の短縮による顧客の地域的範囲 いうべきであって、この利益に相応した対価 二つは、 収益的な利益としては、連結による時間距 高速自動車国道の機能性やアクセス 連結による収益的な利益である。 事業効率の向上、 経済的合理性を有 連結という行為 事業用地自 (商圏) これらの 0

独占的に使用しているという側面もある。 また、 連結料の徴収根拠は、 形態的には、 連結している開口部を 以上のとおりであり、

せ 格と公物の特許使用の対価という性格を合わ 法的な性格付けをすると、 一持つものであると言える。 受益者負担金的性

定めることとしており、以上のような連結料 なるように規定する方針である。 の法的性格に応じて客観的、 連結料の額の基準及び徴収方法は、 技術的なものと 政令で

入となり、 を改正し、 道路整備特別措置法施行令第一条の六第二項 充当することを措置することになる。 連結料は、 高速自動車国道の整備費の償還に (道路整備特別措置法第十八条)、 日本道路公団が徴収してその収

4 連結許可に基づく地位の承継

十一条の五及び第十一条の六)。

が変わっても、 本的には支障はないということになる。 はずであり、管理主体の変更を認めても、 ければ、高速自動車国道管理上の影響はない 定となるため、連結許可に基づく地位を承継 投下した建設費の回収ができるか否かが不安 として、高速自動車国道活用施設の道路等に ろ、管理主体の変更を認めなければ、 高速自動車国道活用施設の通路等の管理者 施設の用途や構造が変わらな 事業者 むし

> ٤ لر 承継人である場合は、 続、 を代行する 渡の承認は、 して適当かどうかを判断するためである。 速自動車国道に連結する通路等の管理主体と ととしたが、これは、 合併により設立される法人その他の一般 譲渡による場合には、 (道路整備特別措置法第六条の二 日本道路公団が建設大臣の権限 届出を義務付けること 譲渡された主体が、 承認を要するこ 譲 高

(道路局路政課課長補佐)

第二号の三)。(以下、次号に続く)

連結許可に基づく地位は、 承継できる (第

できることとした。

承継された管理主体が相

) 高速自力車 国道长(召印三十二 手去 車 第 七十九 号)

高速自動車国道法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

○高速自動車压道法(昭和三十二年法律第七十九号)		(僧縁の音グル改正音グ
改正案	現	行
(高速自動車国道との連結の制限)	(高速自動車国道と道路等との連結)	
第十一条 次に掲げる交通の用に供する施設以外の施設は、高速自動車国道と連結させてはなら	第十一条 道路、一般自動車道又は政令で定め	又は政令で定める交通の用に供する通路その他の施設以外の交通
	の用に供する通路その他の施設は、高速自動	高速自動車国道と連結させてはならない。
一 道路、一般自動車道又は政令で定める一般交通の用に供する通路その他の施設	2 道路(高速自動車国道を除く。)、一般自動	般自動車道又は前項の政令で定める交通の用に供する通
二 前号に掲げるものを除くほか、高速自動車国道活用施設(商業施設、レクリエーション施	路その他の施設(以下「道路等」という。)の	の管理者は、道路等を高速自動車国道と連結させよ
設その他の施設であつて、当該施設の利用に当たつて相当数の者が高速自動車国道を通行す	うとする場合においては、建設省令で定めるところにより、	ぁところにより、あらかじめ建設大臣の許可を受け
ると見込まれるものをいう。以下この号おいて同じ。)の高速自動車国道と連絡する通路その	いて、	建設大臣は、第五条の規定により定められた整備計画
他の施設であつて、専ら当該高速自動車国道活用施設の利用者の通行用に供することを目的	に基き許可しなければならない。	
として設けられるもの	3 道路運送法第七十四条第二項の規定は、前	前項の許可については適用しない。
(連結許可等)		

(傍線の部分は改正部分)

道行セ 98.7

56

第十一条の二

速自動車国道と連結させようとする場合においては、

前条各号に掲げる施設 (高速自動車国道を除く。) を管理する者は、当該施設を高

あらかじめ、

建設省令で定めるところに

建設大臣の許可(以下「連結許可」という。)を受けなければならない

連結許可の申請があつた場合において、当該申請に係る施設が次の各号に掲げ

建設大臣は、

一 前条部一号に易げる値段 第五巻の見起ことの言うられてを請け前に随なてものです。る区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、連結許可をすることができる。

で定める通路その他の施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。の通路その他の施設に連結するもの 第五条の規定により定められた整備計画及び建設省令の通路その他の施設にあつて、これを管理する者以外の者の管理する他

。 道路運送法第七十四条第二項の規定は、連結許可については、適用しない。

(政令で定める場合を除く。)には、連結許可を受けなければならない。のを管理する者は、当該通路その他の施設を同項第一号又は第二号の施設としようとする場合のを管理する者は、当該通路その他の施設を同項第一号 に該当するも

らかじめ、建設省令で定めるところにより、建設大臣の許可を受けなければならない。施設の構造について変更 (建設省令で定める軽徴な変更を除く。) を行おうとする場合には、あり、連結許可を受けた前条第二号に掲げる通路その他の施設を管理する者は、当該通路その他の

第二項の規定は、前項の許可について準用する。

他の施設とみなして、第四項及び第五項の規定を適用する。第五項の許可を受けた通路その他の施設は、連結許可を受けた前条第二号に掲げる通路その

(連結許可等に係る通路その他の施設の管理)

る基準に従い、当該通路その他の施設の維持管理をしなければならない。 車国道と連結する第十一条第二号に掲げる通路その他の施設を管理する者は、建設省令で定め第十一条の三 連結許可及び前条第五項の許可(以下「連結許可等」という。)を受けて高速自動

(連結料の徴収)

2 前項の規定による連結料の額の基準及び徴収方法は、政令で定める。

第一項の規定に基づく連結料は、国の収入とする。

(連結許可等に基づく地位の承継)

て三十日以内に、建設大臣にその旨を届け出なければならない。 前項の規定により連結許可等に基づく地位を承継した者は、その承継の日の翌日から起算し

第十一条の六 建設大臣の承認を受けて連結許可等に係る高速自動車国道と連結する施設を譲り

受けた者は、譲渡人が有していたその連結許可等に基づく地位を承継する。

(連結許可等の条件等)

な範囲内で条件を付することができる。 第十一条の七 建設大臣は、連結許可等又は前条の承認には、高速自動車国道の管理のため必要

(連結許可等に対する監督処分等)

施設」と読み替えるものとする。
「施設」と読み替えるものとする。
「施設」と読み替えるものとする。
「施設」と読み替えるものとする。
「施設」と読み替えるものとする。
「施設」と読み替えるものとする。
「東までの規定中「道路管理者」とあるのは「建設大臣」と、同条第一項及び第二項中「この三項までの規定中「道路管理者」とあるのは「建設大臣」と、同条第一項及び第二項中「この三項までの規定中「道路管理者」とあるのは「建設大臣」と、同条第一項及び第二項中「この三項までの規定は、連結許可等及び連結許可等に施設」と読み替えるものとする。

は国、指定区間内の国道にあつては、政令〕とあるのは「政令」と読み替えるものとする。この場合において、同法第七十三条第一項中「道路管理者」とあるのは「政令」と読み替は国、指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県知事の統括する都道府県。以下は国、指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県知事の統括する都道府県。以下は国、指定区間外の国道にあつては道路管理者(指定区間内の国道にあつては、政令)とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

定による建設大臣の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。第二十八条の二 第十一条の八第一項において準用する道路法第七十一条第一項又は第二項の規

か、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。は人の業務に関し、第二十八条の二から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほ第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は、十万円以下の過料に処する。第二十二条の二 第十一条の五第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

対して各本条の罰金刑を科する。 は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

○道路法(昭和二十七年法律第百八十号)

货
粉の
部
分
ij
Ļ.
部
Ä

	道路の新設及び改築並びに道路に関する調査、測量、	19671
The state of the s	七.前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国又は地方公共団体の委託に基づき、一~六(略) 第十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。(業務の範囲)	七「前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うこと。「一~六(略)一~六(略)(業務の範囲)(業務の範囲)
	2 (格)	
,	第十一条 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。(役員の任期)	・「「「「「「「「「「「」」」」」では、「「「」」」では、「「「」」」では、「「「」」」では、「「「」」では、「「「」」」では、「「「」」では、「「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」で 「(役員の任期)
	現	改正案
త	(傍線の部分は改正部分)	○日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)
	まなければならない。	2 道路管理者は、前項の計画書に基づく工事(前項ただし書の規定による工事を含む。)のため 3 道路管理者は、前項の計画書に基づく工事(前項ただし書の規定による工事を含む。)のため 5ミープタ
	重	電
道行-1		oののための道路の占用については、同条第一項又は 使用するにふさわしいと認められ、かつ、前項の規 行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属 に高する道路の区域内の土地をいう。以下この項にお に属する道路の区域内の土地をいう。以下この項にお に高する道路の区域内の土地をいう。以下この項にお に高する道路の区域内の土地をいう。以下この項にお に高する道路の上間については、同条第一項又は
2 98	第三十三条(略)	2]前項の規定にかかわらず、前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設 第三十三条 (略)
7	(道路の占用の許可基準)	占
	現 行	改正案
	(傍線の部分は改正部分)	○道路污(昭禾二十七年沒得第百万十号)

可を受けた者の委託に基づき、同法第十一条第二号に規定する通路その他の施設の建設及 び管理を行うこと。 高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第十一条の二第一項又は第五項の許

2 3

第十九条の二 公団は、建設大臣の認可を受けて、次の業務を行うことを主たる目的とする事業 に投資することができる。

前条第一項第五号の業務を行うこと。

二 道路法第三十三条第二項に規定する施設(二以上の者が共同して設置するものであつて、 高速自動車国道又は自動車専用道路の通行者に対する多様な利便の効率的な提供に資するも

のに限る。)の建設及び管理を行うこ

第四十条 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規 員又は職員を二十万円以下の罰金に処する。 定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公団の役

第四十一条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員 を二十万円以下の過料に処する。

一~五 (略)

第四十二条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

> 3 (略)

第十九条の二 公団は、建設大臣の認可を受けて、 主たる目的とする事業に投資することができる。 前条第一項第五号に掲げる業務を行うことを

第四十条 第三十五条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査 を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員を 三万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員 を三万円以下の過料に処する。

第四十二条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

○道路整備特別措置法 (昭和三十一年法律第七号)

改

正

案

(建設大臣の権限代行)

第六条の二 日本道路公団は、第二条の二の規定に基づき高速自動車国道を新設し、若しくは改 築する場合又は第四条の規定により高速自動車国道の維持、修繕及び災害復旧を行う場合にお いては、建設大臣に代わつてその権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一・二 (略)

の他の施設の構造の変化を許可し、及び同法第十一条の七の規定によりこれらの許可に必要 の他の施設について高速自動車国道との連結を許可し、 高速自動車国道法第十一条の二第一項の規定により同条第二項第三号に掲げる通路そ 同条第五項の規定により当該通路そ

(傍線の部分は改正部分)

(建設大臣の権限代行)

現

行

第六条の二 日本道路公団は、第二条の二の規定に基づき高速自動車国道を新設し、若しくは改 築する場合又は第四条の規定により高速自動車国道の維持、修繕及び災害復旧を行う場合にお いては、建設大臣に代わつてその権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一・二 (略)

60

な条件を付すること。

二の三 | 高速自動車国道法第十一条の六の規定により施設の譲渡を承認し、及び同法第十一条 の七の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

及び同法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。 道路法第二十四条本文の規定により道路に関する工事又は道路の維持を行うことを承認し

十八 道路法第七十一条第一項は第二項 (高速自動車国道法第十一条の八第一項及び道路法第 十一 道路法第三十四条 (同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。) の規定により 十二~十七の四(略) 九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により処分をし、又は 委任した者に行わせること。ただし、道路法第三十七条第一項の規定に係るものを除く。 措置を命じ、及び道路法第七十一条第三項前段(高速自動車国道法第十一条の八第一項にお 必要な条件を付すること。 いて準用する場合を含む。)の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは

3 ~ 6 (略) 2 日本道路公団は、前項の規定により建設大臣に代わつてその権限のうち同項第一号、第二号 の権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に報告しなければならない。 あつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定める の二又は第十号から第十二号までに掲げるもの(同項第十号から第十二号までに掲げる権限に ものに係るものに限る。)を行おうとするときは、あらかじめ、建設大臣の承認を受け、これら

(建設大臣が権限を行う場合の意見の聴取等)

第十六条の二 建設大臣は、日本道路公団が第二条の二の規定に基づき新設し、若しくは改築し じめ、日本道路公団の意見を聴かなければならない。 管理する高速自動車国道」という。) について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらか 又は第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速自動車国道(以下「日本道路公団の

第十一条の二第二項第三号に掲げるものを除く。)の高速自動車国道との連結を許可するこ 高速自動車国道法第十一条の二第一項の規定により同法第十一条各号に掲げる施設(同法

2(略) 二~五 (略)

第十七条の二 (略)

三~八 (略)

及び同法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を附すること。 道路法第二十四条本文の規定により道路に関する工事又は道路の維持を行うことを承認し、

必要な条件を附すること。 道路法第三十四条 (同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。) の規定により

十二~十七の四(略)

の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。 する場合を含む。)の規定により処分をし、又は措置を命じ、及び同法第七十一条第三項前段 ただし、同法第三十七条第一項の規定に係るものを除く。 道路法第七十一条第一項は第二項(同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用

十九 (略)

2 日本道路公団は、前項の規定により建設大臣に代つてその権限のうち同項第一号又は第十号 ときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に報告しなければならない。 の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係るもの から第十二号までに掲げるもの(同項第十号から第十二号までに掲げる権限にあつては、道路 に限る。)を行おうとするときは、あらかじめ、建設大臣の承認を受け、これらの権限を行つた

(建設大臣が権限を行う場合の意見の聴取等

の管理する高速自動車国道」という。) について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あら 又は第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速自動車国道(以下「日本道路公団 かじめ、日本道路公団の意見を聴かなければならない。 高速自動車国道法第十一条第二項の規定により許可すること 建設大臣は、日本道路公団が第二条の二の規定に基づき新設し、若しくは改築し

二~五 (略)

2 (略)

第十八条 (略)

(連結料の徴収についての高速自動車国道法の規定の適用)

定の適用については、同条第一項及び第三項中「国」とあるのは、「日本道路公団」とする。第十八条(日本道路公団の管理する高速自動車国道に関する高速自動車国道法第十一条の四の規

(負担金等の強制徴収)

第二十五条 第一項、第七条の十四第一項及び第七条の十七第一項の規定に基づく料金、第十四条の二の規 条第一項、第七条の二、第七条の七、第七条の十第一項、第七条の十二第一項、第七条の十二 道府県。以下この条において同じ。)」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「道路管理者」 国道にあつては国、指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県知事の統括する都 九条第三項、 料並びに第二十一条において準用する同法第四十四条の二第七項、第五十八条第一項、第五十 項の規定に基づく連結料、第十八条の二において準用する同法第三十九条の規定に基づく占用 定に基づく割増金、第十八条において読み替えて適用する高速自動車国道法第十一条の四第一 とあるのは「政令」と読み替えるものとする。 については について準用する。この場合において、同法第七十三条第一項中「道路管理者(指定区間内の 道路法第七十三条の規定は、第二条の二、第三条第一項、第三条の二第一項、 **「日本道路公団」と、同条第二項中「条例(指定区間内の国道にあつては、政令)** 第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段の規定に基づく負担金 前段の料金、割増金、占用料及び負担金については「公団等」と、 前段の連結料

(道路法及び高速自動車国道法の適用

政令で定める。 政令で定める。 政令で定める。 政令で定める。 のほれ、道路法(第五十条から第五十三条までを除く。)及び同法に基づ と政令の規定の適用があるものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定 中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる 中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる 中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる 中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる 学句に読み替えるものとし、同法に基づく政令の規定の適用についての必要な技術的読替えば、 学句に読み替えるものとし、同法に基づく政令の規定の適用についての必要な技術的読替えば、 となった。 となった。 では、第二十条 この法律による道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、

第三十二条第一項、第三十六						読み替える規定				
道路管理者						字句	読み替えられる			
団 日本道路公	(略)	する場合	理しようと	し、又は管	く。)を管理	車国道を除	(高速自動	団が道路	日本道路公	次1
路公団 留 連道				場合	ようとする	又は管理し	路を管理し、	路公団が道	首都高速道	1掲げる場合の
路公団				場合	ようとする	又は管理し	路を管理し、	路公団が道	阪神高速道	の区分に応じて
格橋公団連				する場合	理しようと	し、又は管	道路を管理	絡橋公団が	本州四国連	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
杜方道路公				合	うとする場	は管理しよ	管理し、又	社が道路を	地方道路公	- 石

(負担金等の強制徴収)

第二十五条 道路法第七十三条の規定は、第二条の二、第三条第一項、第三条の二第一項、第五条第一項、第七条の一、第一項、第七条の十二第一項、第七条の一、第七条の十二第一項、第七条の十二第一項及び第六十二条後段の規定に基づく自担金について準用する。この場合において、同法第七十三条第一項、第五十八条第一項、第七条の十四第一項及び第七条の十七第一項の規定に基づく料金、第十四条の二の規第一項、第七条の十四第一項及び第七条の十二第七項、第五十八条第一項、第五十九条第二項、第七条の十四第一項及び第七条の十二条後段の規定に基づく自担金について準用する。この場合において、同法第七十三条第一項、第五条後段の規定に基づく自担金につい三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段の規定に基づく自担金につい三項、第一条において同じ。)」とあるのは「公団等」と、同条第二項、第二条の二、第三条第一項、第三条の二第一項、第五とあるのは「公団等」と、同条第二項「条例(指定区間内の国道にあつては、政令)」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

(道路法及び高速自動車国道法の適用)

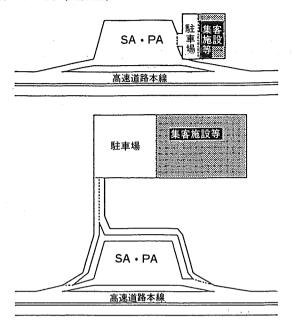
政令で定める。 政令で定める。 政令で定める。 の法律による道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、 第三十条 この法律による道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、

第三十二条、第三十六条、第第二十二条第二項及び第四項、						読み替える規定				
道路管理者						字句	読み替えられる			
団 本道路公	(略)	する場合	理しようと	し、又は管	く。)を管理	車国道を除	(高速自動	団が道路	日本道路公	次:
首都高速道 路公団				場合	ようとする	又は管理し	路を管理し、	路公団が道	首都高速道	- 掲げる場合の
路公団				場合	ようとする	又は管理し	路を管理し、	路公団が道	阪神高速道	の区分に応じて
格橋公団 本州四国連				する場合	理しようと	し、又は管	道路を管理	絡橋公団が	本州四国連	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
杜方道路公				合	うとする場	は管理しよ	管理し、又	社が道路を	地方道路公	- 有

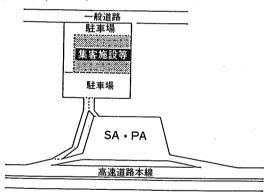
3 (略) (道路の占用の特例)	○石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第百五号)	(助成措置) (略) (略) (略) (の) (の	改正案	○駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)		第三項、第九十二条第四項 第七十一条第三項後段、第四項及び第五項、第七十二条第一項及び第三項後段、第四項及び第
3 (略) (道路の占用の特例) (道路の占用の特例) (道路の占用の特例)	現 (傍線の部分は改正部分)	2 (略) (略) (略) (の) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を	現行	(傍線の部分は改正部分) (傍線の部分は改正部分)	(略)	第九十二条第四項 第九十二条第四項及び第三項、 第九十二条第一項及び第三項、 第九十二条第一項及び第三項、

【イメージ図】

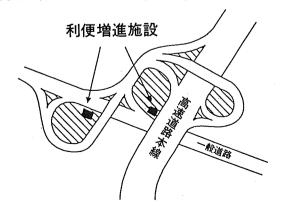
- ◎連結許可対象施設の追加(高速自動車国道法)
 - (1) 一般道路に接続しない例 (閉鎖型)



(2) 一般道路に接続する例 (開放型)



◎インターチェンジ周辺の利用可能地の活用(道路法)



「道路をまもる月間」について

道路局道路交通管理課

国各地で各種運動を実施しています。 八月一日から八月三一日までの一カ月間、

この期間中、交通安全施設等の点検と整備

び道路利用者の方々の参加、協力を得て毎年

係省庁及び各協賛団体のご尽力、

地域住民及

「道路をまもる月間」は、

各道路管理者、

はじめに

普及の必要性が見直されてきました。

定している各種の運動について概要を説明し を振り返るとともに、今年、 ここでは、 「道路をまもる月間」の制定経緯 各地で実施を予

いものとなりました。 民の日常生活や経済活動に欠くことのできな め整備が図られ、昭和二九年度の第1次道路 代後半から道路交通需要の増大に対応するた 整備五箇年計画の発足を契機に本格化し、国 国民共有の財産である道路は、 昭和二〇年

> すい、夏休み期間中の八月一日から八月三一 週間の七月一〇日から七月一六日に合わせて、 協力を得るために、比較的参加の機会の得や そう培ってもらうなど、国民一人一人の参加 らは、生徒及び児童にもこの月間の諸活動に していましたが、昭和四○年度 度である昭和三三年に第一回目を開始、 を制定し、第2次道路整備五箇年計画の初年 高めるという趣旨から「道路をまもる月間 利用の啓発と道路を愛護する気運を社会的 検と整備を推進するとともに、道路の正し 路環境を保持するため、交通安全施設等の点 諸団体の理解と協力を得て、 参加してもらい、道路愛護の精神をよりいっ 七月一〇日から八月九日までの一カ月間実施 で第四一回目を迎えることとなりました。 昭和三九年度(第七回)までは、国土建設 このため、各道路管理者、 安全で快適な道 関係省庁、 関係

及のほか広報活動を展開し、好評を博してい

道路の正しい利用の指導、

道路愛護思想の普

各道路管理者の主催による各種の運動が実施 庁や関係団体等の協力を得て建設省をはじめ 月間を「道路をまもる月間」として、関係省 本年も八月一日から八月三一日までの一カ 日になりました。

三 趣旨・目的

行動していただくことが必要です。国民一人一人が道路愛護に対する認識を持ちは、道路管理者の日常の努力は勿論のこと、は路を安全で快適なものとして保つために

しています。 安全で快適な道路環境の保持に努めることと 施設等の点検と必要な整備を積極的に実施し す。 用する方々の意識に呼びかける運動を行いま 地域の実情に即した課題を設定し、 する理解と協力が得られるよう、道路の正し 機関は、 い利用の認識と道路愛護思想の普及について このような趣旨から、 また、道路利用者の視点から、 この月間において、 道路管理者及び関係 国民の道路に対 交通安全 道路を利

四内容

ため、この月間において道路環境を良好に保持するこの月間において道路環境を良好に保持する建設省、都道府県などの各道路管理者は、

- (1) 道路環境の点検と整備
- (2) 道路の正しい利用と指導
- (3) 道路愛護思想の普及
- 4 広報活動の推進

の四つを重点として、関係省庁、関係団体等

す。の協力を得て強力に推進することとしていま

(1) 道路環境の点検と整備

の不適正な使用の是正に努めるとともに、 場に立って不法占用物件の点検を行い、道路 ら車椅子に乗るなど道路を利用する方々の立 の多い施設を中心とした地域で道路管理者自 街などの歩行者、自転車利用者の多い地域 る方々の撤去等の要望が強いことから、 ういった不法占用物件に対する道路を利用す 路環境の悪化をきたしていることが多く、 などにより不法に占用され、 な歩行空間の確保に努めます。 基づき関係機関との協力により対処し、安全 る大量の放置自転車等についても、条例等に しています。また、 しい利用方法について広く呼びかけることと 小学校並びに高齢者、 道 路 特に歩道が置き看板や商品、 駅周辺や市街地等におけ 障害者の利用する機会 通行の障害、 日除け 商店 正 道 そ

等の改善及び除草を実施し、平坦性・快適性特に、歩道については、段差、傾斜、勾配に立って点検し、必要な改善に努めます。しているか等を、道路を利用する方々の立場けの確保のためにその役割を十分果たけるが等を、道路を利用する方々の立場に立って点検し、必要な改善に努めます。

伐採等によって安全に通行できる道路環境のなっていることが多くあることから、枝葉の枝葉の伸張により道路標識等の視認性が悪くの確保に努めます。また、季節がら街路樹の

確保に努めます。

じるよう工事施工者等を指導することとして置を点検し、不備等があれば必要な措置を講パトロール等の際に表示施設等の安全管理措のらに、道路上の各種工事について、道路

② 道路の正しい利用と指導

います。

で指導を行います。

「はいいでは、大型車両等によるともに、積載物の落下防止措置についたでは、ではではでしている車両の指導取締りを実施を通事故の防止、道路構造の保全を図るため、

施します。
をの認識を高めていただくよう啓発活動を実いて、ポスターやチラシを活用するなどして、いないよう、道路を利用する際のマナーにつてないよう、道路に空き缶、たばこ等のゴミを捨また、道路に空き缶、

います。 いて、町内会等を通じて指導することとして作業等による道路の不適正な使用の是正につ地域住民に対しては、商品の荷捌き、路上

(3) 道路愛護思想の普及

加・協力をお願いして、 道路愛護キャンペーン等を行うこととしてい 道路の正しい利用について、 道路清掃美化運動や 地域住民の参

(4) 広報活動の推進

展示会、一日道路パトロール等の行事、 ターの提示、 美しく、安全に」を基本テーマとし、 した効果的な広報活動を推進します。 「国民の共有財産である道路は、常に広く」 チラシの配付等各地の実情に即 講演会 ポス

を目指した道路づくり、 重要性が見過ごされがちです。 力が必要です。 路維持を推進するためには、 あまりにも身近であるためにその 円滑な道路整備や道 国民の理解と協 しかし、 明日

者の方々に、国民共有の財産である道路を安 もに、道路愛護思想の普及と高揚を図ること くの方々に関心と理解を深めていただくとと 全で快適なものとして維持し、子孫に受け継 いでいくという認識にたっていただくために 「道路をまもる月間」推進標語を広く一般か このため、道路管理者のみならず道路利用 改めて道路の重要性について、

としました。

全国の各道路管理者の関係事務所、高速道路

は 推進標語は、 常に広く、 美しく、安全に」をテーマに、 「国民共有の財産である道路



最終審査会の模様

駅」、自治体の道路維持担当部署及びその関係 に最終審査が行われました。 の中から、予備審査を経て五月二六日(火) 事務所等で応募用チラシを配付して募集した のサービスエリア・パーキングエリア、「道の 九二六点もの作品が応募されました。 昨年の一、三七九点を大きく上回り、

作六点を選定しました。 様々な意見が交わされ、最優秀作一点、優秀 最近の道路事情やこの推進標語の必要性等 ト)、渡辺文雄(俳優)の五氏により行われ、 ミントン選手)、杉浦日向子 (江戸風俗研究 員会会長)、陣内貴美子(元オリンピックバド 家)、山田美保子 (放送作家・コラムニス 最終審査は、浅井新一郎(「道の日」実行委

間の推進に活用するほか、 されます。 月間」期間中に道路情報板、 選ばれたそれぞれの標語は、「道路をまもる 機関誌等にも掲載 垂れ幕等で本月

及び副賞として楯を授与することとしていま 都目黒区の恵比寿ガーデンプレイスで行われ 大臣賞(賞状)、 る本月間の関連行事「道の日」フェスティバ 98において、 また、入賞者には、 主催者から最優秀作品に建設 優秀作品に道路局長賞(賞状) 八月八日(土)に東京

す。

の通り。 平成一〇年度の入選された方々と作品は次

最優秀賞/建設大臣當

汚すまい 道路は素敵な景色です 鳥取県鳥取市 財原 敏夫さん

〇優秀賞/道路局長賞

この道は 我が家の居間に続く道 福岡県福岡市 杉山 晴英さん

この道は ひとり一人が 道路愛護のサポーター あなたのマナーがつくる道 新潟県西蒲原郡 森山 勉さん

岐阜県瑞浪市 小木曽 正裕さん

住む人の まごころ映す この道路 三重県津市 伊藤 桂三郎さん

休めない道路に 気配り 思いやり 東京都狛江市 大原 一彦さん

この道を 岐阜県各務原市 やがては通る 子も孫も 作田 典子さん

六 表彰

その功績が顕著であった団体または個人を表 道路愛護等に関して永年にわたり取り組み、 「道路をまもる月間」における建設大臣表彰 道路交通の安全確保、 道路の正しい利用

彰しています。

昭和五三年(第二一回)からは、さらに道路 顕著であった民間の団体または個人に対して 年活動するほか、不法占用物件や不法駐輪の 的に協力し、道路交通の安全確保のために永 情報の通報や冬期の除雪作業等について積極 民間の団体または個人を表彰していましたが 奉仕するとともに道路に対する理解を深めた 初は、道路の美化清掃等に努め、 団体及び二九個人に対し、感謝状に副賞を添 も表彰しています。本年度においては、五九 排除について積極的に取り組み、その功績が えて表彰します。 昭和三三年の「道路をまもる月間」開始当 地域社会に

t おわりに

継いでいくためにも守っていきたいものです。 快適な「みち」として、私たちの子孫に引き り一層のご理解をいただき、「道路」を安全で 道路管理者のみならず、国民の皆さんにもよ れることから、道路の維持管理の必要性を、 道路の果たす役割が今後ますます重要視さ



68

「道の日」(8月10日) について

道路局道路総務課

.

道の旦」とは

「道の日」制定について

のためには、道路整備の目標をわかりやすくては国民の理解と協力がその前提であり、そおいて、「今後の道路整備を推進するにあたっ昭和五七年三月五日の道路審議会の建議に

年に「道路をまもる月間」(八月)を制定し 関心と道路愛護精神を高めるため、 計画がスタートしたことなどに由来していま 備についての長期計画である第一次道路改良 大正九年八月一〇日に、 中心行事として、「道の日」を制定しました。 さらに昭和六一年に「道路をまもる月間」の ニーズは、ますます多様化しています。 識の高まり等を背景に、道路に対する国民の 動・国民生活の高度化、情報化、環境への意 重要性が見過ごされがちです。一方、 施設ですが、あまりにも身近であるためその 持していくために欠くことのできない基本的 「道路をまもる月間」の期間中であること、 「道の日」が八月一〇日に定められたのは、 建設省では、道路の重要性に対する国民の 道路は、あらゆる分野の国民生活を支え維 わが国最初の道路整 昭和三三 経済活 たものです。

道の日」の行事について

る「道の日」中央行事もその一環であり、毎す。「道の日」実行委員会を中心に行われています。「道の日」の運動に参加しています。その結果、の日」の運動に参加しています。その結果、共団体、関係諸機関等は相互に連携して「道共団体、関係諸機関等は相互に連携して「道共団体、関係省庁、道路関係公団、地方公建設省、関係省庁、道路関係公団、地方公

高めるため、 要性に対する国民の関心と道路愛護の精神を 月一〇日を「道の日」とし、道路の意義・重 制定に向け検討を続け、昭和六一年度から八 指した日とする。」との提言がなされました。 民の関心と道路愛護の精神を高めることを目 その前提である。このため、『道の日』を設 昭和六一年一月二八日には、全国道路利用者 力が必要である。」との指摘がなされ、 めるなど道路に関する国民の関心を高める努 指標で国民の前に示すことや〝道の日〟を定 け、あらためて道の意義・重要性に対する国 確保等を図るためには、 な道路整備・道路管理を推進し、 これらを受けて、建設省では「道の日」の 「明日を目指した道路づくり・円滑 国民的運動を展開することとし 国民の理解と協力が 道路財源

「道の日」中央行事の主な活動

昭和61年	「道の日」制定記念式典、パレード(銀座中央通り) 「日本の道100選」 (第1期:中央区中央通り他52道)の顕彰
62年	「道の日」テーマソングの作詞募集(「たまには…道で」に決定) 「日本の道100選」 (第2期:江東区ほか湾岸道路他50道)の顕彰
63年	「道の日」キャンペーンキャラクターの愛称決定 (こっちだヨウ平)
平成元年	周遊ドライブコース企画コンテスト (沖縄西海岸周遊コース他12コースが入賞)
2年	「道の日」記念式典(「夢ロード21」表彰式、「道の日」の歌コンサート等)
3年	「道の日」イベント「ヨウ平ランド」(各県の協力による物産展等)
4年	「道の日」イベント「ヨウ平ランド」の開催及び「道の日」記念シンポジウム
5年	「道の日」イベント「感・道フェア'93」 (各県の協力による物産展や郷土芸能披露、酒井法子コンサート等)
6年	「道の日」イベント「感・道ランド'94」 (各県の協力による物産展や郷土芸能披露、貴島サリオコンサート等) 「くらしにかかる橋」フォト&エッセイ・コンテストの実施 「道の日」ONE DAY SPECIAL STATION (文化放送一日「道の日」特集の展開)
7年	「道の日」まつり'95 (各県の協力による物産展や郷土芸能披露、かとうれいこコンサート等) 「こっちだヨウ平の道路はじめて物語」ビデオの作成 「道の日」BOOKの作成(趣旨や道路整備の歴史等をまとめたパンフレット)
8年	「道の日」ロード・ジャンボリー (春日通り、本郷通り等でのロードウォーク、上野公園での道路パネル展等) 「道の日」新シンボルマークの制定
9年	「道の日」ロードパーク (ミニトークショー、音楽バンドライブ、アンパンマンショー、クイズアベニュー、パネル展、大道芸等) 東京湾アクアライン「道の日」親子ウォーク

平成一〇年度「道の日」中央行事に

なげよう、育てよう「道」ネットワーク」を 本年度で一三回目を迎える中央行事は、「つ ついて が展開されています。 年さまざまな手法を凝らした楽しいイベント

テーマに、道路に関する施設を見学する「道

者となる若年層に、道を正しく理解してもら い、道への親しみを持ってもらうことが有効 めには、大人だけでなく、将来、自動車利用 める「道の日」ライブステージを実施します。 のこども親善大使」親子見学会、親子で楽し これは、「道のファン」を創り出していくた

と考えたからです。

このため、全国から道に関心のある子供達

す。 ついての理解を深めてもらうこととしていま

し、施設見学等を通じ、道の役割、重要性に を「道のこども親善大使」として募集・任命

主

開催日:平成一○年八月八日(土)

催:「道の日」実行委員会 (淺井新一郎会長)

援:建設省、警察庁、総務庁、運輸省、 橋公団、 阪神高速道路公団、本州四国連絡 日本道路公団、首都高速道路公団 全国知事会、 全国市長会

●後

1 「道のこども親善大使」親子見学会

全国町村会 (予定)

首都高管制センター

●見学施設:多摩都市モノレール、麻布共同 ●開催時間:9:00~15:15

> 70 道行セ 98.7

東京湾アクアライン 「道の日」親子ウオ・

・15:15~「道の日」ライブステージに合流 .. 9 ... 9:30~多摩都市モノレール見学

●開催時間:15:45~17:45(開場15:15) 所:恵比寿ガーデンプレイス内、ガ

「道の日」 ライブステージ

4

*タレント同行

要

JR立川駅集合

・13:50~首都高管制センター見学 12:30~麻布共同溝見学

●概

ーデンホール

1 「道の日」セレモニー:実行委員会会

2 長及び来賓の紹介・挨拶

「道をまもる月間」推進標語表彰式

3

ショー 上記1親子見学会参加者を交えたトーク 「道の日」ライブトーク:タレントと

委員会会長より任命証の授与 「道の日」スペシャルコンサート:タ 「道のこども親善大使」任命式:実行

6 (5) レントによるコンサート 抽選会

切となりましたので御了承下さい。 新聞等で参加を募集いたしましたが、 締 制です。

※本年度の行事につきましては事前応募



[有[料[道[路[制[度[**の**[基[礎[知[識(第1回)

有料道路制度の概要

有料道路制度研究会

有料道路制度の沿革

返済には一〇~二〇年という長期間を要する。 院のような施設になると、資金の回収、 ばほぼそれに近いものがある。民間の場合でも病 のである。民間企業が借入金により施設 度がどのような経緯でつくられてきたかを見てい るのが通常であり、したがって借入は発生しない 道路のような公共施設は税金により建設・管理す いことが他の民間事業と大きく異なる点である。 ある無料の道路となること、利潤を一切見込まな ものであるが、返済が終了すれば、 病院)を建設する場合をイメージしていただけれ 度の沿革について見ていくことにしたい。 きると思われる。 からにほかならないが、現在のような有料道路制 ているのは、 公共的事業でありながらこのような手法も採用し 合に、このような有料制が活用されることになる のであるが、それのみでは整備が十分進まない場 開通後の料金収入でそれを返済していくも その趣旨をよりよく理解することがで 借入金を返済するまで料金を徴収する 早期整備等の大きなメリットがある 今回は、 まず始めに有料道路制 により道路を建 本来の原則で 借入金の

賃取橋

我が国の有料道路制度のはじまりと考えられる

て行政庁が管理することとしたが、殖産興業の観 との考えから、明治政府も道路を国の営造物とし 許サル」ことが認められた。 架ケル等諸般運輸ノ便利ヲ起コシ候者ハ、 方」であり、これによって、 難路といわれた東海道日坂峠が改良されるなど、 味深い。明治八年に大井川に架橋がなされ、また 有料道路制度がこのような形で始まったことは興 れている民活の「元祖」ともいうべきものであり、 ることを認めることにしたものである。 投じこれらの事業を経営する場合は賃銭を徴収す 政事情がこれに対応しきれなかったため、 橋梁や道路の建設が急務である一方で、地方の財 点から「治水修路」、特に交通の隘路解消のための ハ会社ヲ結ビ、水行ヲ起シ、険路ヲ開キ、 「修路架橋運輸ノ便ヲ興ス者ニ入費税金徴収許可 が明治四年に発せられた太政官布告第六四八号 道路はその性格から無償使用を原則とするべ 功費ノ多寡ニ応ジ年限ヲ定メ税金取立方差シ 「有志ノ者共、 近時いわ 落成ノ

内務省土木局長通牒にその間の事情がしのばれる。 大市税的なイメージが強いのみならず、道路交通のがますます増加するに及び、この制度は「交通のがますます増加するに及び、この制度は「交通のがますます増加するに及び、この制度は「交通のがますます増加するに及び、この制度は「交通のがますます増加するに及び、この制度は「交通のがますますが、と認識されるに至った。以下の

この制度は一定の役割を果たしてきたといえよう。

リ免許年限ノ延長ヲ計ルモノアルノミナラス 其ノ然ラサルモノニアリテモ収支ノ計算ヲ認 往々営利ノ目的ヲ以テ之ヲ経営セルモノアリ スルノ虞アルモノ少カラサルハ道路改良上極 又其ノ維持修繕ヲ怠ルカ為交通上危険ヲ惹起 現下私人ノ経営ニ係ル賃取橋梁ヲ見ルニ

メテ遺憾ノ次第ニ有之候

確立である。 り賃銭を徴収することは認めたものの、「路銭を徴 べしとの主義一般に是認せらるる」(丹羽) に至 収するを得る道路の設置は之を許さざることとし 無償主義を確立、 法)は、こうした見地から原則として道路交通 の費用は公費を以て支弁し一般の無償使用に供す た。」 (丹羽) こうして、「道路の如き基本的なる交通設備は其 大正八年になって制定された道路法 いわゆる「道路無料公開の原則」の 特別の場合に橋、渡船施設に限 (旧道

得ない施策であったことは、 料の橋、 営を認め、 主として地方公共団体の財政事情等によるやむを ヲ設クルコトヲ得」と、私人による賃取橋等の経 銭又ハ渡銭ヲ徴収スルコトヲ得ル橋梁又ハ渡船場 船場ヲ設クルコトヲ得」と、道路管理者による有 ル場合ニ限リ橋銭又ハ渡銭ヲ徴収スル橋梁又ハ渡 ル者ハ管理者ノ許可又ハ承認ヲ得テ一定ノ期間橋 旧道路法は、 渡船施設等の設置を認めている。これが 第二七条では「管理者ハ特別ノ事由ア 第二六条において、「管理者ニ非サ 旧道路法逐条解説に

> お ける以下の記述から明らかである。

為ニ交通上益々困難ヲ生スルニ至ルカ故ニ暫 採ルノ主義ニ依リ我国現下ノ需要ニ応セント ヲ設ケ賃銭徴収ヲ許スコトトシ名ヲ捨テ実ヲ 体タルト私人タルトヲ問ハス広ク橋梁渡船場 理由アルモノニ関シテハ管理者タルト公共団 時道路ノ制度トシテ実際ノ事情ニ鑑ミ特別ノ 者ニ於テ之ヲ施設シ交通ニ対シ賃銭ヲ徴収ス 馳スルニ専ニシテ橋梁渡船場ハ凡テ道路管理 ス是賃取橋、 分ナルカ為メ此ノ種ノ施設ヲ為スコトヲ得ス ルコトヲ得ストセハ費用負担団体ノ資力不充 フコトヲ得ス然レトモ亦此ノ制度上ノ理想ニ 路交通ノ自由ト云フ点ヨリ云へハ良制度ト云 交通史上ハ極メテ過去ノ制度ニ属シ決シテ道 『梁渡船場ノ使用ニ対シ賃銭ヲ徴収スルハ 賃取渡船場ヲ認メタル所以ナリ

認を取消したるときは、元資鎖却年次表に示す未 期間は元資金鎖却の期間に依り定むる」(同)こと とし、「道路管理者が公益上の必要に依りて許可承 政」)が採用されている。 対する利子を償還せしむる主義」(田中好「土木行 於て橋梁又は渡船場の新設に要したる元金及之に 維持経営に要する費用を支弁し尚余剰ある場合に 却主義」すなわち「許可したる賃銭の収入を以て なお、この場合の賃銭等の基準として、「元資鎖 したがって、「賃銭徴収

> 採ったものである。後述する現行の「償還主義 許さざると同時に損失をも与えざる方法」(同)を 鎖却額を補償するを要し…営利の為にすることを の原型がここに見られるものである。

この時代の賃取橋として、 江ノ島の賃取橋が有

名である。

2 旧道路整備特別措置法

で存続し、有料道路制度についてもこれ以上の別

旧道路法は昭和二七年に全面改正が行われるま

段の定めはされなかった。また、それだけの必要 と異なり馬車交通の時代がなかったこと、 性も認められなかったのである。 我が国の道路整備が本格的に進められたのは戦

が加えられ、昭和二七年旧道路法が全面改正にな 降も鉄道整備が優先されたこと等から、 えば徳島県の小鳴門橋 道路管理者である都道府県、市町村のみが有料の 修正が加えられた。すなわち、 路に関する法制が旧態依然としていることに反省 後になってからであるといっても過言ではない。 人による有料橋等の建設を認める制度は廃止され ったが、その際、 は著しく立ち遅れていた。戦後になって、 よく言われることではあるが、我が国は西欧諸国 一五条)。この制度により創設されたものに、 渡船施設を設置できることとなった(道路法 有料制に関する規定にも若干の (昭和三六年)がある。 弊害が目立った私 道路整備 、まず道 明治以

識から、 であった。 度を認知しようとしたものであり、「我国道路政策 めるためには限られた公共事業費の枠を活用する がある。 施設に限らず、一般道路にまで拡大した点に特色 料制が採用された。この制度は、対象を橋、 が制定され、 菊池建設省道路局長は法制定の趣旨を以下のよう の画期的大転換」(淺村廉、後出)ともいえるもの 債による以外の事業手法としてここに有料道路制 のみでは十分ではなく、 「道路整備特別措置法」(以下「旧特措法」という。) この新道路法と時を同じくして、 立ち遅れた我が国の道路整備を早急に進 従来の国の公共事業費、 法案を審議した第一三回国会において、 道路法上の道路に関する全面的 かつ効率的でないとの認 地方費、一般起 昭和二七年、 渡船 な有

第一三回国会においては、「道路無料公開の原則」の活は問題となるのであるが、現在の財政状態から見て公共事業費のみによる道路整備は容易ではなく、予算も総花的に撒かれる結果重要な箇所になく、予算も総花的に撒かれる結果重要な箇所になく、予算も総花的に撒かれる結果重要な箇所にない、これを財源として道路整備を図ることは支払い、これを財源として道路整備を図ることは支払い、これを財源として道路整備を図ることは方がある、従って利用者が損をしてが困難である、又利用度の低い地方住民の税金を以て利用度の高い地方のの低い地方住民の税金をはいる。

れた。 0) 要は必要な「道路の整備事業を特別措置により一 道路特定財源制度は、「車の両輪」として道路整備 措置法」の制定による道路特定財源制度が創設さ 和二八年には「道路整備費の財源等に関する臨時 路整備の財源が十分でないことも認識され、 ことになる。一方、 る所以」(淺村)であるとの主張に理解が得られた 歩進めることは、 政府側の説明は、 との関係で長期間にわたり慎重な審議がなされた。 推進に大きく寄与してきたのである。 以後今日まで約五〇年間、 結局に於て公共の福祉を増進す 上記局長答弁に要約されるが、 本法案の国会審議を通じ、 有料道路制度と 翌昭 道

こと。

一名は、建設大臣、都道府県知事及び市長とする

一名料道路を新設し又は改築することができる

旧特措法の主な内容は次のとおりである。

1

に説明している

③ 料金の額は、道路の通行者が通常受ける利益ること、原則として他に代替道路があって有料道路の通行を余儀なくされるものでないこと等がその通行により著しく利益を受ける道路であること、原則として他に代替道路があって有料の

用の全部又は一部を貸し付けることができるこ市に対して有料道路の新設又は改築に要する費④ 国は、昭和二七年から三年間、都道府県又は

の限度内とすること。

 ૄ

国会等において説明されている。

「関」の下でもこうした手法は是認されるものといる。、道路整備により大きな受益を受ける直接の利め、、道路整備により大きな受益を受ける直接の利めしろ合理的であること等から、「道路無料公開のかしろ合理的であることがら有料道路のの方、②の要件があることから有料道路の

た。 三年間に限定したのは、 内、うち据え置き五年以内)を行うこととなった。 都道府県知事・市長に対する貸付(償還二〇年以 借入金をもって直轄の有料道路事業を実施または が旧特措法と同日付で公布されており、 子を見るという趣旨だったようで、料金徴収期間 設大臣がこの会計(資金運用部特別会計)からの 路整備事業特別会計」に毎年一定額を融資し、 資金運用部資金から建設省に設けられる「特定道 はこれとは別に一○年、一五年等と考えられて ④に関しては、 「特定道路整備事業特別会計法」 新しい制度であるため様 大蔵省の 建

いろは)、岐阜・愛知県の濃尾大橋等が建設され補助有料道路としても、栃木県の日光道路(第一の強アーチ橋であった長崎県の西海橋などであり、国道一号の大きな支障となっていた戸塚付近ル、国道一号の大きな支障となっていた戸塚付近本制度により国の直轄有料道路事業としてスタートしたのが世紀の大工事と称された関門トンネートしたのが世紀の大工事と称された関門トンネートしたのが世紀の大工事と称された関門トンネートしたのが世紀の大工事と称された関門トンネート

3 法の制定 日本道路公団の設立と現行道路整備特別措置

とされるに至った。 で画期的であったが、 |特措法は有料道路制度を本格的に導入した点 以下の点から、 改善が必要

1 要であった。 され、資金源の拡大、特に民間資金の活用が必 投資規模は財政事情から毎年二〇億円が上限と 特定道路整備事業特別会計による有料道路 0

(将来世界銀行からの借入金受入が可能となった 場合の対応も必要であった。

整備できることとされた。

月 ,政府は急速な道路整備を推進する方策として、 こうした課題に対応するため、昭和三〇年一二 道路審議会は以下のような答申を出している。 総合的、 一方公共団体が独自に樹立していたため、 有料道路の建設計画や借入金償還計画は国や 効率的利用が困難であった。 資金

措法」という。)がそれぞれ策定され、 効率的運営を図るよう措置すべきである。」 前提とする現行の道路整備特別措置法(以下「特 民間資金の導入を図るとともに、これが総合的、 これを受けて、「日本道路公団法」と、同公団を 昭和三一年

日本道路公団

(仮称)

の如き機関を設立し、広く

現在の有料道路制度を拡充するために、速やかに

三月公布された。

受けて初めて事業実施ができるのであるが、

申請

号の雲仙道路が供用された。 事業にも着手し、昭和三二年六月には早くも第一 中の有料道路をすべて引き継いだ。他方、新たな が管理して供用中の有料道路及び調査または工事 体とはならないこととし、公団は設立と同時に国 新たな特措法では、国が直接有料道路の事業主

ため、 するという観点から、地方道についても、国の利 害に特に関係があると認められるものについては 上記のような全国の有料道路事業を総合的に管理 公団は国にかわって有料道路事業の主体となる 一般国道を対象とすることが原則であるが

っている。 し申請をして、 前の私人による賃取橋と同様、 織であると考えられたこともあり、手続的には戦 ここでいう公団は、企業的要素も併せ持った組 建設大臣の許可を受けることとな 公団が計画を策定

基本的な仕組みは現在まで変わっていない。 が実施するよう役割分担がなされることになるが 法が制定され、 されるにつれ、 金徴収期間を終えて無料開放され、現在でも六四 路線が営業中である。 有料道路という制度が確立した。こうした道路は 「一般有料道路」と称され、すでに六二路線が料 こうして日本道路公団の申請による個別採算の 地方道については原則として公社 昭和四五年になって地方道路公社 公団の事業が全国的に拡大

高速自動車国道法等の制定

以降、 して、 要とするところとなった。このため、全国の政治 う自動車交通の激増は、経済活動の効率化の要請 法が制定され東名高速道路の建設が法定されるな れ、いわゆる名神高速道路の建設が法定された。 下「高速国道」という。) で連結することを目的と 経済、文化上特に重要な地域を高速自動車国道(以 と相まって、高速交通のための高規格の道路を必 (現在の国土開発幹線自動車道建設法) が制定さ 昭和三〇年代初頭における経済規模の拡大に伴 各路線ごとに自動車道建設法が制定されてい 昭和三二年に国土開発縦貫自動車道建設法 昭和三五年に東海道幹線自動車道国道建設

路管理者との協議等は必要)、建設大臣から許可を 同法では、高速国道の道路管理者は建設大臣であ に「指示」する点にある。先ほど述べたように、 なるのは、 実施するというやや複雑な仕組みとなった。 特措法により日本道路公団が当該高速国道建設を く昭和三二年に高速自動車国道法が制定されるが、 もに、その特例措置等を定める必要があり、 ると規定されており、これとあわせて改正された 般有料道路の計画はあくまで公団が策定し(道 こうした道路を道路法上の道路として扱うとと 高速国道の仕組みで一般有料道路と決定的に異 計画を国が策定し、 事業の実施を公団 同じ

にし、 玉 存在するか等々)。 に当たっては、 て事業を実施することとなる づき日本道路公団が当初から有料道路を前提とし して適当であるか否かを含め判断することとなる (料金は便益の範囲内であるか、無料の代替路は 「が計画を策定し、 大臣はそもそも当該事業が有料道路事業と 事業費や料金、 ところが高速国道については、 建設大臣の 償還計画等を明 (特措法第二条の 「施行命令」 に基 確

のは、 1 般有料道路のような要件が規定されてい 以下の理由によるものと考えられる。 ない

用して整備が進められている。

道は、 りもむしろ鉄道、 路であるため、 しており、 日常的に利用しうる比較的短距離のものを想定 性格上有料道路制度になじむものである。 急にその整備を進めていく必要があることから、 ない。一方、 きもので、日常的に利用が強制されるわけでは 無料の代替路要件について:一般有料道路は 長距離で、 迂回する道路があり得るが、 高速国道は多額の費用を要し、 代替交通機関としては迂回路よ 他の道路とは独立した幹線道 航空機、 船舶等を想定するべ 高速国 早

る必要があることから、 比較して社会的、 比較になじまない。 速国道は一般道路とは独立したネットワークを 成するため、 料金の便益主義について:上記のように、 迂回道路の自動車交通との便益 経済的に認められるものであ むしろ、 公共料金の一般原則で 他の交通機関とも 高

> とした。 ある「公正妥当」性を要件として明記すること

早期整備の必要性から、 るが、 区間等、 導入の経緯もあり、事業費が多額で、 料道路方式の選択となり、 大臣の料金認可を経て供用されることとなる。 こうして整備された高速国道は、 般道路については、 高速国道については、 路線ないし区間を限定して運用されてい 全面的に有料道路制を活 通常の公共事業と一般有 後者については、 高規格幹線道路網の 運輸・ 便益が高い 建設両 制度

網も公共事業により整備することが可能であった。 供用され、 L 規格幹線道路網の整備を戦後同時にスタートさせ ところが、我が国の場合は、一般道路の整備と高 0) ることは周知の事実である。 えられる。 のような選択はどうしても必要であったものと考)かも早期にこれらを行うこととなったため、 `整備が進んでいたため、 欧米先進諸国は、長い馬車交通時代に一般道路 我が国の高速交通の大動脈になってい 高速国道はすでに六、〇〇〇㎞以上が 新たな高規格幹線道路 ح

された。 東京及び大阪・神戸の大都市部において、 和三七年に阪神高速道路公団法が制定され、 害とも密接に関わるので、)自動車専用道路網を整備するための公団が設立 その後、 これらは都市高速道路とよばれ、 昭和三四年に首都高速道路公団法、 高速国道と同様 玉 都市内 昭

0

する形態をとる。 大臣が計画を策定し、 採られているのも同様である。 料金に関して「公正妥当」主義 その実施を公団に「指

が

としたのは以下の理由による。 両 .公団を日本道路公団と独立して設立すること

1 であったこと。 立して資金調達及び事業実施を行う組織が必要 国的に事業を展開している日本道路公団とは独 短期間に集中投資する必要があっ たため、 全

2 事業であり、 で資金投入を得る必要があること。 基本的には都市内街路交通の円滑化のための 関係地方公共団体から出資等の形

建設しようとする際にも適用され、 便益主義が採られている。 等の理由で、 機関が道路の機能を有する船舶に限定されること 路と同様、 れている。 州四国連絡橋公団法が制定され、 こうした考えは、 なお、 基本計画指示方式を採るが、 料金については一般有料道路と同様 本州四国連絡道路も都市高速道 本州と四国を連絡する道路 同公団が設立さ 昭和四五年本 代替交通

(道路局有料道路課

道路管理事務 担当者便り

防災カルテを活用したパトロール体制の確立〈大阪府〉 「道路防災パトロールマニュアル」の運用と課題

後川

徳 哉

細長く、淀川と大和川の堆積作用によって生

大阪府は、

我が国の中央部やや西寄りに位

はじめに

南北約八六㎞

東西約二〇㎞と南北に

まれた「大阪平野」が府域の大半を占めてお

動の変化を意識する必要に迫られ、 道路の維持管理についても社会環境や経済活 今後どう確保していくかが重要であると考え して求められる「安全・安心」のニーズを、 らしました。こうした中で車は、 市圏・通勤圏の拡大、流通形態の変化をもた 日本でも有数の商工業都市へと生まれ変わり 手段として重要な位置を占めるようになり、 後高度経済成長の中で工業活動が活発となり ました。さらに、社会経済活動の変動は、 古くから商業の町として栄えた大阪は、 道路に対 生活 都 戦

道路現況と安全対策

五. 二三四・三㎞、主要地方道が四七路線七八二・ km 大阪府の管理道路は、 般府道が一 四八路線五七〇・六㎞で 一般国道が一五路線

より、

防災パトロール及び防災対策事業を進

これに沿った管理・対策方針に

順位を設け、

路線は高い安全性を確保する」の観点から、 ません。そこで、「危険を放置しない」「重要 ることは事実上不可能であると言わざるを得 して挙げられた全箇所の対策を早急に着手す

『要対策』箇所に種々の要素を考慮して優先

府の財政事情を考えると、 しかし、近年の国の道路防災予算枠の動向と 額は六九億円を超えるものと見込まれます。 六月一日現在)にも及び、その対策必要概算 に行った道路防災総点検結果では、 り危険な状態であると言えます。平成八年度 代の構造物が老朽化してきているなど、 情であり、特に防災面に関しては昭和四〇年 持管理が十分行き届いていないというのが実 通需要はますます多くなりつつあります。 ツ化が進んでいるということもあり、その交 する山間部の道路については、 結ばれています。周辺道路や近隣府県を連絡 主要な道路が概ね格子状に交差しており、 ており、府内の都市部における一般道路網は 大環状道路が中心となって南北軸と東西軸 総合計は二一〇路線一、六八七・ しかしながら、これらの道路については維 『要対策』箇所は四三八箇所(平成一〇年 今回『要対策』と 都市のドーナ 四㎞となっ 大阪府内

でいます。

和泉の各山地に囲まれ、

西部は大阪湾に望ん 一帯は生駒・金剛

り、北部は北摂、

東南部

災害に至る要因を早期に発見し必要な対応を 災カルテに基づいた点検を行うことにより、 把握と防災カルテの活用を定着させることを 図るとともに、日常管理における職員の現地 パトロールマニュアル』は、平成八年度道路 目的としたものです。 防災総点検の結果を受け、各土木事務所が防 めていくことが不可欠となってきます。 このような中で、今回作成した『道路防災

道路防災パトロールマニュアル

パトロールの種類と頻度

道路防災管理の観点より、以下のようなパト ものとします。また、カルテの運用について の作成に際して専門技術者が適切に設定する 及び方法に関しては、 ールの位置付けを考えました。 本マニュアルにおいて点検対象と点検時期 基本的には防災カルテ

年次一斉道路防災パトロール

(通常点検

<u>*</u>

を決めて通常点検を実施します。(全土木 るためのもので、年に一回 して、その安定度の経年的変化を追跡す 防災カルテを作成した全箇所を対象と (秋期) 期間

% ます。

通常点検

れた「着目すべき変状」の各項目

箇所ごとの防災カルテに記載さ

・務所で同時期に一斉に行う) 斉道路防災パトロール:毎年一○月

> 下旬 (最終週の月曜日から一週間)

2 定期道路防災パトロール

のについて実施します。 点検において『要対策』に分類されたも 常点検を行うものであり、平成八年度の 険度の高い対象施設に対して定期的に通 (通常点検 原則として三カ月に一回の頻度で、 点検時期に関しては、四月~六月、七 **%** 1 危

ととします。 月についてはこれをもって実施とするこ の「年次一斉道路防災パトロール」実施 月の各期間に一回実施するものとし、① 月~九月、一〇月~一二月、一月から三

3 等後、 ますが、 務所の適切な判断のもとに行うものとし す。異常時パトロールの実施は各土木事 成した全箇所に対し簡易点検を実施しま い地震後に行うもので、防災カルテを作 異常時パトロール 異常気象 (豪雨・暴風等)、規模の大き 震度4以上の地震後等が考えられ 時期の目安としては豪雨・暴風 (簡易点検 <u>%</u> 2

道路防災パトロールの年間宝施計画(例)

追叫的火,十日一700		~ // E A I	h=1 (1	/1/									
時 期		春 期			夏 期			秋 期			冬 期		備考
パトロール種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	VIII 75
①一斉道路防災パトロール							_	_					年1回 ランク I 、II
②定期道路防災パトロール		1			-							1	年3回 ランク I
③異常時パトロール												/	随時実施
[平常時パトロール]													随時実施

道行セ 98.7

調査を行うものです。全てについて目視を含む現地計測

モデルケースの試行点検では、 されているという前提条件のもと に二〇~三〇分/箇所の点検時間 (地点間の移動時間含む)を要しました。一班当たりの現場点検作 書した。一班当たりの現場点検作 書した。一班当たりの現場点検作 ました。一班当たりの現場点検作 ました。一班当たりの現場点検れます。

※ 2 簡易点検::

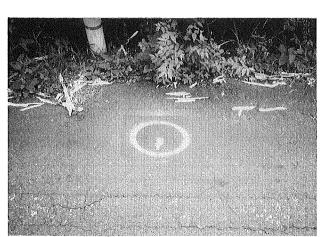
点検に際して状況の定量把握を 行うため、防災カルテに記載され た「着目すべき変状」のうちで特 に注意すべき一項目を事前に抽出 し、点検箇所一箇所当たり一項目 の点検を行うものです。なお、抽 出すべき一項目については現地状 出すべき一項目については現地状

点検準備

① 点検ルートの策定(ルートマップ作成) では、
のて、点検対象箇所(防災カルテ作成箇って、点検対象箇所(防災カルテ作成箇所)が管内のどこにあるのかを容易に探せるように、事前に点検箇所のルートマップを準備する必要があります。ルートマップを準備する必要があります。ルートマップは管内図、1/2500都市計画図、或いは森林基本図等を用いて作成し、図面は最新の地形図を使用することが大切です。特に、



点検箇所のプレート設置例



フットマークの設置例

点検対象の概略の形状・状況と位置を確定するための目印となるような構造物や施設が明記された1/2500程度の図面に明記するのが望ましく、点検時の車両駐車スペースを明記しておくと、現場作業をよりスムーズに行うためには効果作業をよりスムーズに行うためには効果的であると考えられます。
② 点検箇所の位置目印

重要となるため、ルートマップの整備と出すことはパトロールを円滑に行う上で点検対象箇所を現地にて容易に見つけ

に設置するものとしています。 A 4 判サイズ程度とし、点検対象箇所の 置を行うこととしています。プレートは あわせて点検対象箇所にはプレートの設

③ 観測地点目印(フットマーク)

①点検地点の位置や状況のコメントを記載防災カルテは

②変状の着目地点の詳細状況を記載した様

の三種類より構成されています。③点検結果を記載した様式C

ない本府職員が点検対象箇所を漠然と計測し、

かつ目視により点検することから、

変状の状

況をより定量的に把握していこうとするため

防災カルテの作成段階より十分な検討

を行いつつ進める必要があります。

要があります。この作業は、

専門技術者では

の箇所を現地及び防災カルテで明確にする必

点検対象箇所内において、着目すべき変状

3

防災カルテの作成

すが、

無い場合はスプレー等によるマ

キングのほか、

図に示すフットマークを

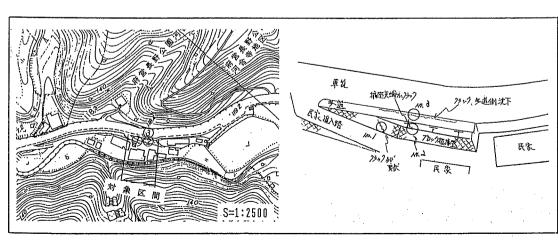
観測地点に設置することとしています。

(大きさは、

ゆ30 m程度

はそれらをポンチ絵に図示し目印としま

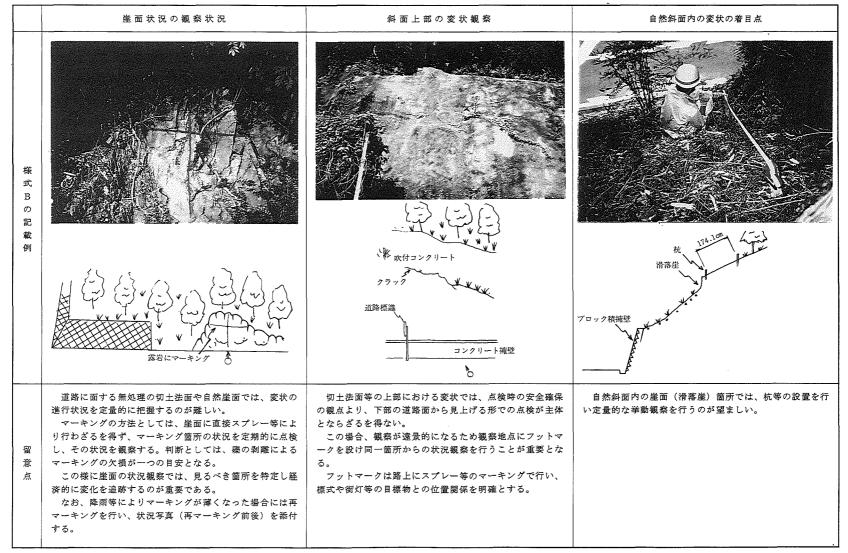
(1) 斜面地の例:点検箇所までの道順の明記、はしご等必要備品の要・不要



(2) 構造物の例:立体的なポンチ絵を利用し、現地でのイメージとする

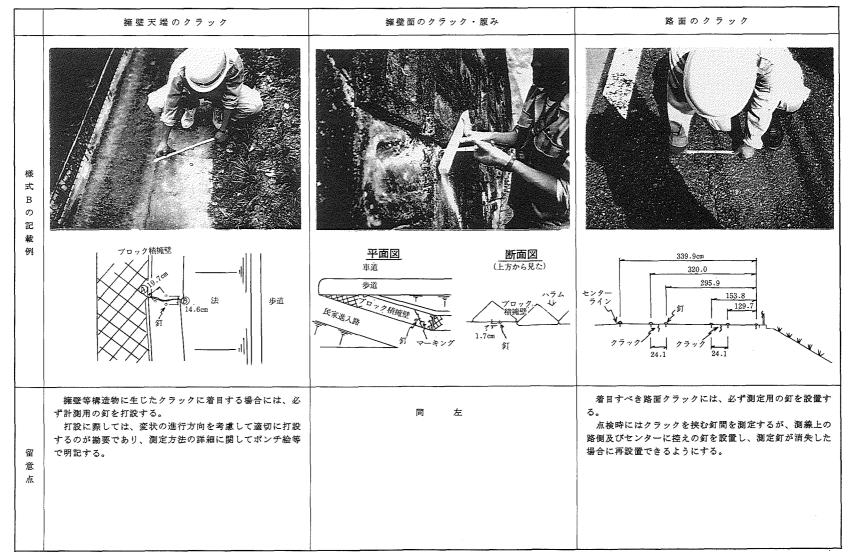
80 道行セ 98.7

(1) 防災カルテ様式Bの記載例



(2) 防災カルテ様式Bの記載例

(3) 防災カルテ様式Bの記載例



調査結果一覧表

様式-2

土木事務所

4

パ

トロール報告と対策

• 0	Ale an ere you are to			点検結界	見(前回と	の差異の	有無)				備	考
17	施設管理番号) ja	4
		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
										-		
			_									

調査箇所における変化の有無を即座に確認するために、報告図書として「調査結果一覧表」を提出させることとした。

今後のマニュアル運用と課題

間以内に報告するものとしています。

すると判断された箇所については点検後一週おける最終点検後)とし、対策の緊急性を要

道路課への報告は、基本的に一度(年度に

書き分けるなどしましたが、 要視したことはパトロール内容とその頻度で 険箇所の多い事務所にはプライオリティを付 立のためには必要不可欠であるとともに、 と事情によりマニュアル内容の明確な統一は あったと思います。 な作業であると言えます。 けた「絞り込み」を行ってもらうことも重要 ニュアルによる道路防災パトロール体制の確 業務以外の時間的かつ人員的な協力は、本マ 各土木事務所に委ねるほかありません。 不可能であったため、 本マニュアルを作成するにあたり、最も重 各土木事務所ごとの特性 「原則」と 「解説」とに やはり運用面は 一般 危

(大阪府土木部道路課維持係)充実したものにして行きたいと思います。

えられる箇所を改定し、本マニュアルをより

の参考資料にすると同時に、

運用上必要と考

今後は、パトロール結果を対策予算要求上

京都府における「地域活性化促進道路事業

はじめに

晴天が続くのに比べ、北部は晩秋から冬にか がっています。気候は、 れる桂川、由良川に沿って盆地や河岸段丘が 原と呼ばれる山地地帯が広がり、その中を流 や景勝地を形づくっています。中部は丹波高 変化に富むリアス式海岸が続き、 本型の気候で、梅雨期に雨量が多く、 南部と北部で大きく異なります。 みられます。南部の山城盆地は、 のような形をしています。北は日本海に面し 形は北西~南東に長く伸び、タツノオトシゴ (宇治川)、木津川の合流点を要に、扇状に広 京都府は、本州の中央部付近に位置し、 中央部の山地により 桂川、 南部は表日 天然の良港 冬期は 淀川 地

> 京都は、古くから文化が栄えてきました。 京都は、古くから文化が栄えてきました。 府内各地では、原始時代や古代の遺跡が数多 く発見されています。延暦一三年(七九四) には平安京がつくられ、それ以来明治維新ま で一〇〇〇年余の間、日本の中心として発展 してきました。京都府がはじめて設けられた のは慶応四年(一八六八)のことで、その時 は山城国一国でしたが、その後の編入、再編 は山城国一国でしたが、その後の編入、再編 は山城国で、現在は一二市三一町一村となって がます。

約二・一%を占めています。府域の人口分布万人(平成七年国勢調査)で、我が国人口の約一・二%を占めています。人口は約二六三京都府の面積は約四、六一二㎞で、国土の

京都府土木建築部道路建設課

府域面積の約七五%を占める中・北部地域はは、約八割が京都市を含む南部地域に集中し、

一 第4次京都府総合開発計画

一割という不均衡な形となっています。

地域整備の課題

1

差が見られます。本府では、地形が南北に細長いため、京都に集中し、その他の地域では、とその近郊部に集中し、その他の地域では、とその近郊部に集中し、その他の地域では、とその近郊部に集中し、その他の地域では、とその近郊部に集中し、その他の地域では、地が南北に細長いため、京都

国、更には世界の中で重要な役割を果たし、本府が、次の時代において、近畿圏、我が

とが必要不可欠です。 社会がバランスのとれた形で実現しているこ 全域にわたって活力があり、 市を中心とした一極集中型を是正し、 た生活をおくることができるためには、 本府に住み働く人々が、 特色のある地域 豊かで充実し 府域の 京都

圏の実現、 を踏まえ、それぞれの地域にふさわしい地 に立って、 が大きく異なり、それぞれに独自の長い歴史 えています。 て整備されることにより、 整備のためのプロジェクトが地域の手によっ 広域的な高速交通ネットワーク等の構築の上 の基本的な方向としては、 に支えられた風土を持っています。 本府の各地域は、 地域の持つポテンシャル、 府域の多極化が実現するものと考 自然的条件や社会的条件 府域の各地を結ぶ 自立性の高い地域 地域整備 独自性

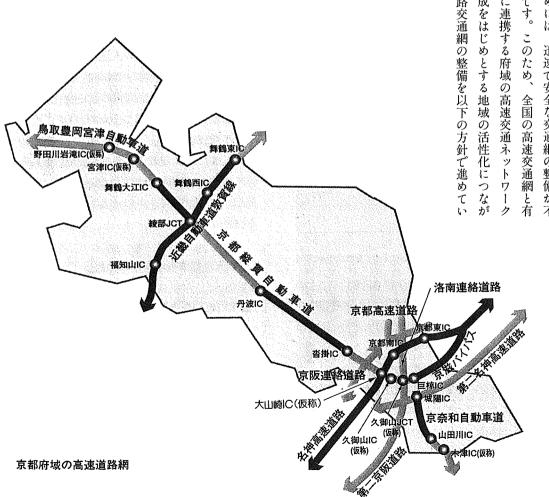
社会のあるべき姿を描き、 計画」を策定し、二一世紀に向けての京都府 ある発展を目指して「第4次京都府総合開発 組んでいます。 本府では、 平成二年度に真の豊かさと均衡 様々な施策に取り

道路整備の基本方針と 広域的プロジェクト

2

府域の均衡ある発展や快適な生活を実現す

ます。 の形成をはじめとする地域の活性化につなが 機的に連携する府域の高速交通ネットワーク 可欠です。このため、 るためには、 る道路交通網の整備を以下の方針で進めてい 迅速で安全な交通網の整備が不 全国の高速交通網と有



(1)縦貫高速交通軸の整備

以内の交通圏を達成することを目指す。 ら京都市まで一時間半、 南北に貫く高速交通軸を整備し、その北端か 府域の高速交通ネットワーク形成を目指し、 阪神地域まで二時間

全国の高速交通網と

つながる高速交通体系の整備

ットワー 全国の高速交通網と連携した府域の高速ネ ク形成のため、高規格幹線道路や地

> ತ್ತ 域高規格道路などのネットワーク整備を進

(3) 高速交通軸へのアクセス網の整備

概ね一時間以内で高速交通軸への到達ができ 網の整備を進め、 るようにする。 高速交通軸の整備と併せて、アクセス道路 府域の最も遠いところでも

(4) 府域をカバーする道路網の整備

地 域振興プロジェクトに対応した道路網

め

どを図る生活道路網の整備を進める。 日常生活の利便性の向上や生活環境の改善な 府県際交通や地域内交通、 災害に強い交通網

ニーズの多様化に対応した道路の整備

箇所のネットワーク化等を図る。 間の整備、 渋滞の解消や都市内でのゆとりある道路空 府内各地の自然・文化・歴史的な

ジェクトを進めています。 発計画の基本戦略で、次の六つの広域的プロ い拠点を形成することが第4次京都府総合開 ことにより、二一世紀の京都の礎となる新し 的役割を担う広域的プロジェクトを推進する 府域を網羅する形で、 また、交通ネットワークの整備を活かし、 地域振興のための先導

①丹後リゾート整備

②北近畿地方拠点都市地域

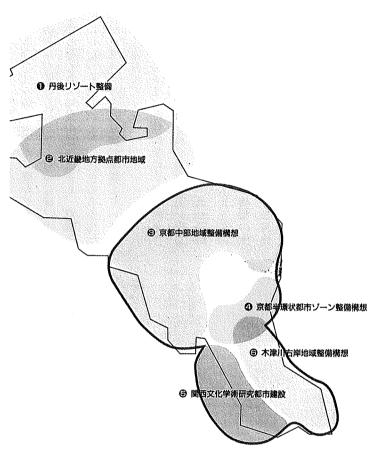
④京都半環状都市ゾーン整備構想 ③京都中部地域整備構想

⑤関西文化学術研究都市建設

⑥木津川右岸地域整備構想

支援する道路事業 地域振興プロジェクトとそれを

地域づくりを推進する各種施策を実施されて きております。平成八年度からは、 建設省では従来より、 魅力と活力あふれる さらに整



促進道路事業」を新たに創設されました。るものについて重点投資を行う「地域活性化備を進めることでより大きな効果が期待でき

本府では次の四カ所を重点プロジェクトに大きな期待を寄せております。大きな期待を寄せております。本格的に動きだしたこの時期に、建設省のこ本をの施策を進める上で大変有効であると考え、来の施策を進める上で大変有効であると考え、来の施策を進める上で大変有効であると考え、来の施策を進める上で大変を表しては、各広域的プロジェクトが

ております。選定し、関連する道路事業の整備促進を図っております。

丹後リゾート整備

①目的・内容

るものです。
出地域は、日本三景天橋立をはじめとする
出地域は、日本三景天橋立をはじめとする
当地域は、日本三景天橋立をはじめとする

②所在地・規模

·舞鶴市他一市一一町

・規模面積 二六、〇〇〇 ha

③地域活性化の効果

など、総合的な地域づくりにより地域の振興住民生活基盤の充実強化、地場産業の振興

④重点施策事業

が期待されます。

・丹後あじわいの郷

「ふるさと丹後」が体験できます。○年四月に開園しました。牧場での羊やポニーとの触れ合い、手作り食品工房、地域の山積は三四㎞の農村型リゾート公園で、平成一

丹後リゾート公園

美しい海や高原をはじめとする豊かな自然



丹後あじわいの郷

⑤支援する主な道路事業の実現」を目指して整備を進めています。の実現」を目指して整備を進めています。して「自然と共生」、「知的・文化的リゾートと歴史・伝統等の地域特性を活かした公園と

(補助国道

綾部宮津道路は、高規格幹線道路「京都縦綾部宮津道路(一般国道四七八号)

貫自動車道」(京都市~宮津市、延長約一〇〇

公社が整備を進めています。この京都縦貫自市を結ぶ全長約二五㎞の道路で、京都府道路㎞)の一部を構成するもので、綾部市と宮津



綾部宮津道路

期待されます。 域間の連絡路としての効果を発揮するものと として時間距離を飛躍的に短縮し、 動車道は、 京都市方面からのメインアクセス

比治山バイパス (一般国道三一二号)

(地方道

主要地方道 網野岩滝線

2 中部振興拠点地域整備

①目的・内容

図るものです。 よる自立的、魅力的な活力ある地域の形成を 地域内の様々な機能を連携・分担することに かし、「複合中軸都市ゾーン」、「高原都市ゾー ン」、「自然文化生活ゾーン」の整備を行い、 京阪神都市圏に近接している立地特性を活

②所在地・規模

・亀岡市他八町

・規模面積 三九、〇〇〇ha

③地域活性化の効果

域の活性化が期待されます。 自然を活かしたレクリエーションゾーンの充 特色ある研究開発、産業機能の誘致・整備 都市近郊型農林業の振興などにより、 地

④重点施策事業

・日吉ダム(地域に開かれたダム)



日吉ダム

府民の森

ています。 備し、地域の活性化に大きな期待が寄せられ なども備え、「府民の森」をはじめ周辺の恵ま として、水やダムに関する展示学習スペース れた自然を活かした公園など多彩な施設も整 役割を果たすとともに、 日吉ダムは、洪水調節や利水などの大きな 地域に開かれたダム

・京都中央テクノパーク

⑤支援する主な道路事業 (直轄国道

丹波拡幅 (一般国道九号)

な交通流入に寄与します。 予想される交通量に対応し、 アクセス道路であり、拠点整備により増大が 京都縦貫自動車道丹波インターに直結する 本圏域への円滑

和知バイパス(一般国道二七号)

揮し、圏域の一体的整備に寄与します。 トゾーンへのアクセス道路としての機能を発 路であるとともに、由良川を利用したリゾー 本圏域内を東西方向に連絡する主要幹線道

(補助国道

天引道路 (一般国道三七二号)

(地方道)

主要地方道 園部平屋線

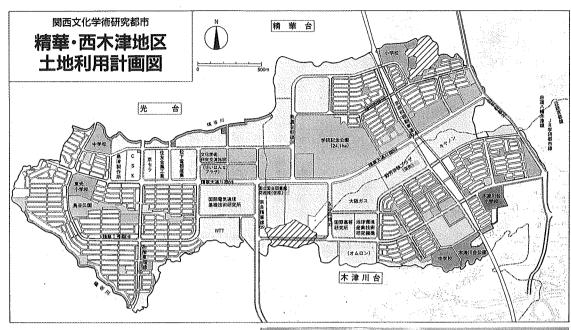
関西文化学術研究都市建設

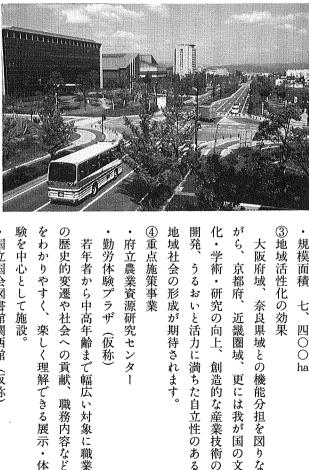
①目的・内容

国家的プロジェクトです。 魅力ある居住環境、 うパイロットモデル都市を建設するとともに、 度情報化に対応した文化学術研究の中枢を担 携のもとに、二一世紀を目指し、国際化・高 京阪奈丘陵において、 豊かな自然・歴史・文化的環境に恵まれた 都市環境の創造を目指す 産・官・学の密接な連

②所在地・規模

· 京田辺市他二町 (京都府域)





勤労体験プラザ

(仮称)

若年者から中高年齢まで幅広い対象に職業

楽しく理解できる展示・体

職務内容など

府立農業資源研究センター

(精華・西木津地区)

関西文化学術研究都市

の拠点施設。 総合的な文献情報提供センター、 立国会図書館本館と有機的につながりを持つ、

図書館協力

国立国会図書館関西館

(仮称)

ニューテクノロジーを最大限に活用し、

国

・光量子科学センター

(直轉国道)

⑤支援する主な道路事業

京奈道路(一般国道二四号)

関西国際空港・京都市等とのアクセス機能 第二京阪道路 (一般国道一号)

を有するとともに、

関西文化学術研究都市の

規模面積 ţ 四〇〇 ha

③地域活性化の効果

大阪府域、奈良県域との機能分担を図りな

京都府、

近畿圏域、

更には我が国の文

創造的な産業技術の

道行セ 98.6

整備に寄与します。 ー間を有機的に接続するなど、圏域の一体的骨格となる主要幹線道路であり、各クラスタ

(補助国道)

山城大橋 (一般国道三〇七号)

(地方道)

主要地方道 八幡木津線

4 木津川右岸新都市軸形成ゾーン整備

①目的・内容

第二名神高速道路や関西文化学術研究都市の建設と連携しつつ、木津川右岸の東部丘陵の建設と連携しつつ、木津川右岸の東部丘陵地において、既成市街地や周辺地域における再開発等を進めるとともに、京阪神地域のニーズに応える保養・スポーツ・レジャー機能を兼ね備えたゾーンであり、木津川右岸運動公園(仮称)を核とし、府立山城総合運動公公園(仮称)を核とし、府立山城総合運動公園等の近隣公園と一体となり、総合的なスポーツ・レクリエーションゾーンの形成を図るものです。

②所在地・規模

·宇治市他一市四町

・規模面積 二七、○○○ha

③地域活性化の効果

の沿線に位置する地域特性を活かし、木津川新しい国土軸を形成する第二名神高速道路

都市軸の形成、地域の活性化が期待されます。に、良好な都市環境の整備を行い魅力ある新レクリエーションゾーンの形成を図るととも右岸運動公園を中心として広域的なスポーツ・

・木津川右岸運動公園

(仮称)

⑤支援する主な道路事業

(直轄国道)

第二京阪道路 (一般国道一号)

京都第二外環状道路(一般国道四七八号)

(地方道)

課題も多く残されています。

主要地方道 宇治木屋線

します。 でス道路として機能し、交通の利便性が向上でス道路として機能し、交通の利便性が向上の広域的な地域から圏域内の施設へのアクラーで、

四 これからの京都府の道路

た。その結果、この計画の最重要課題である 都府総合開発計画がいよいよ総仕上げの段階 を迎えています。人々の価値観が多様化し、 ゆとりを求め、環境を重視するライフスタイ ルが思考される中、真の豊かさと均衡ある発 ルが思考される中、真の豊かさと均衡ある発 ルが思考される中、真の豊かさと均衡ある発 ルが思考される中、真の豊かさと均衡ある発

努力していきたいと考えております。

を目指して、

計画的な道路整備の促進に

層

埋める鳥取豊岡宮津自動車道の整備などまだが進み、高速道路延長は昭和六二年の二九㎞から平成九年度末には一三○㎞に伸びました。これにより、自動車で府域を南北に縦断する時間距離(京都市→宮津市間)も三時間から「一時間三○分、将来的には半分の一時間三○分に短縮され、地域の活性化が一層促進されるものと期待しております。しかし、日本海岸側には高速道路の空白地帯が残り、それを埋める鳥取豊岡宮津自動車道の整備などまだ

本年度からは、「新道路整備五箇年計画」がで安心・安全な道路づくりを目指しておりかで安心・安全な道路づくりを目指しております。二一世紀の京都の道づくりの新しい道ます。二一世紀の京都の道づくりの新しております。二一世紀の京都の道づくりの新しております。二一世紀の京都の道づくりの新しい道の高い社会・生活環境の形成の三つの方針で進めるべく検討しております。今後とも、で進めるべく検討しております。今後とも、で進めるべく検討しております。今後とも、で進めるべく検討しております。今後とも、で進めるべく検討しております。今後とも、で進めるべく検討しております。今後とも、で進めるべく検討しております。

●前。前。前。前。前。前……

		国内の動き 一	道	一路行政の動き
	月・日	事項目	月日	事項
ビビ新大統領が、閣僚名簿を発表	5 • 26	○地下鉄サリン事件の実行犯とされ、計六事件で殺人や 5	5 28	○高速自動車国道法等の一部を改正する法律が国会で可
スハルト前大統領の長女シティ・	ハ	逮捕監禁致死などの罪に問われたオウム真理教元幹部、		決成立。六月三日公布された。
ディヤンティ前社会相は閣外へ去ったものの、スハ	ル	林郁夫被告(五一)に対し、東京地裁が、求刑通り無期	29	○新道路整備五箇年計画、積雪寒冷特別地域道路交通確
		懲役の判決を言い渡した。		保五箇年計画及び奥地等産業開発道路整備計画が閣議決
○パキスタンがインドに対抗して西部バルチスタン州	グリチ 29	○総務庁の労働力調査で、四月の完全失業率が、四・一		定された。
ヤガイ丘陵で初の地下核実験を実施。引き続き三○日に	E	%(季節調整値)と、現行調査開始の一九五三年以降最 6	6 2	○一般国道二四六号赤坂見附地下駐車場供用。
インドと同等の核開発能力のあ	あ	悪だった前月を○・二ポイント上回り、三ヵ月連続で記	12	○環境影響評価法に関する省令が公布、施行された。
		録を更新した。四%の大台は初めて。	13	○一般国道三七号白鳥大橋(北海道室蘭市)開通。東日
○中国の傳志寰鉄首相が北京での記者会見で、鉄道建設	6 · 1	○自民、社民、さきがけの三党首会談が国会内で開かれ、		本最長の吊り橋で全長一、三八○m。
に今後五年で過去最大の二、五〇〇億元(約四兆二、	15.	一九九四年以来の「自社さ三党体制」が幕を閉じた。	16	○地域高規格幹線道路を追加指定。候補路線として三五
北京-上海を結ぶ高速	速 2	○三月から五月の平均気温が全国で平年を上回り、約九		路線、計画路線として五四路線(延長約一、五九〇㎞)
鉄道一、三〇〇キロの着工は二〇〇〇年が目標。		割の地点で観測史上最高に達した。気象庁の統計による	***************************************	が追加指定された。
○ドイツ北部のニーダーザクセン州のエシェデで、ミ	3 2	と、平年より東京都心で一・九度、大阪市二・五度など		
ンヘン発ハンブルク行きのドイツ鉄道の超高速列車	7	北海道、東北、関東の一部地域を除いてほぼ二度以上高		
(ICE)が脱線、一	部	かった。		
五日までに九五人の死者が	9	○中央省庁等改革基本法が参議院本会議で可決、成立。		
		二〇〇一年からの一府一二県省庁体制を目指して政府は		
○英国の防衛機器大手のビッカースが、子会社のロー	بار 	関連法案づくりを始める。		
(RRMC)を独自動車大手のフ	10	○厚生省の「一九九七年人口動態統計」によると、合計		
クスワーゲン(VW)に売却かることを決めた。		特殊出生率は過去最低の一・三九となった。これまでは		
○主要七ヵ国とアジア太平洋諸国の蔵相・中央銀行総裁	栽	九五年の一・四二が最低。		
日本の金融システム	12	○経済企画庁の国民所得統計速報によると、一九九七年		
健全性を回復させることで世界経済全体のために短	極め	度の国民総生産(GDP)は、物価変動分を除いた実質		
		で前年度比で○・七%減となった。日本経済が年度でマ		
		イナス成長となったのは、第一次石油危機の七四年度の		
		〇・五%減以来。		







出来ないと思っているうち、 いうものだろう。 見ながら、雑記をうまくまとめるのが本筋と 状態が続いた。 て翌月号の目次を見るのが、 はその心構えでいた。 や身辺の雑感を書くのが筋だろう。 名付けた以上、その号の内容にあわせた時事 今月号で本欄も百回になった。 こんなときでも目次のゲラを そんな器用な真似はとても が、 号を重ねるに従っ 編集雑記という 印刷寸前という 編集雑記と 創刊時に

ない。 れたようで、 の気負った気持が編集雑記という四文字に表 等々内容に制約を与えないような配慮がして そう言えばこの種の標題は、 の話が約七〇編になってしまった。標題から を引き受けたからには何かを書かねば、 みれば羊頭狗肉の誹りは免かれ得ないだろう。 して百回のうち雑記的な記事が約三○編、易 る。 想えば創刊号編集会議のとき、 成るほどと思ったが今更どうしようも 八年前の本紙創刊の頃が何とも 余滴、 インク壺、 …刊行

> は No. 57の文章で

か。 人々はなぜ地球は丸いと言わなかったのか えるのではないか。 来たから、 認できるのか。地球は丸いと教え込まれて の円弧を高さ二メートル足らずの人間が視 |球の丸さを表しているのか。 弧状に見える地平線や水平線は、 若し錯覚でないとすれば、 無意識のうちに中高の球面に見 それは錯覚ではないの 中世以前の 巨大な地球 本当に

の音沙汰もない。 なるからご寄稿下さいと頼んだが、 算式で証明できると言われた。面白い記事に 端が下がって見えるのは事実だし、 書いたら、 お電話をいただいた。 読者からそれは錯覚ではないと 水平線や地平線の両 それは計 その後何

題名が重く感じられるようになった。

結果と

の

No.64の文章で …芭蕉は「奥の細道」に旅立った後、 もう一つは俳句の松尾芭蕉のことを書いた 二度

と江戸に戻らなかった。

三年住んだのち、 一度と戻らなかったという私の断定は考証不 >細道」のあと江戸に戻り、 と書いたところ、先輩のS氏から芭蕉は との百科事典のコピーを送って下さった。 関西に向い大阪で亡くなっ 新築の芭蕉庵に 「奥

のである。

蛙が縁起物として珍重されるの

カエルに由来するからである。

の

懐かしい。

さて、本欄連載中、

二つのご指摘を受けて

たゞ 思うと同時に、 いていることに感謝している。 たということになる。 そこまで拙文を読み込んで ご指摘を有難

跡地 の石蛙には「芭蕉遺愛の石蛙」と説明がつ 出来る位の大きさだが、私が見学したときそ ていた。 ケースに納められている。 芭蕉記念館がある。 から出土したという石彫の蛙が、 64で書いたとおり隅田川畔に江東区営 私はその石蛙は芭蕉が愛したのでは 展示室の一隅に芭蕉庵 両掌で持つことが ガラス

なく、 カエルに通じるからである。 ではないかと思ったのである。 の願いを込めて、 ることなら二度でも三度でも師に会いたいと 門弟達が会者定離の人の世ながら出 庵の片隅にそっと埋めたの 易六四卦の なぜなら蛙は

再び北に戻りカエル一陽来復のめでたい卦な 辞典で見るとカエルこと、説明している。 節で言えば冬至の頃の南に下がった太陽が の難復の卦は 番下に 贈記復と言う卦がある。 (陽) の気が兆し始めた状態。 (陰) が

三五つ並びそ その復の字を漢和

地雷復

本誌は、執筆者が個人の責任において自由に 書く建前をとっております。したがって意見 にわたる部分は個人の見解です。また肩書は 原稿執筆及び座談会実施時のものです。

8月号の特集テーマは「道路と環境」の予定です。

月刊「道路行政セミナー」 ROAD ADMINISTRATION SEMINAR

監 修:建設省道路局

発行人:字田 洋一 道路広報センター

〒102-0082 東京都千代田区一番町10番6 一番町野田ビル5階 TEL 03(3234)4310・4349 定価770円 (本体価格733円) FAX 03 (3234) 4471

〈年間送料共9,240円〉

振込銀行:富士銀行虎ノ門支店 口座番号:普通預金771303 口座 名:道路広報センター